

公表監第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

平成29年2月14日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	野口あけみ
同	山田ますと

付記

平成28年度 包括外部監査の結果報告書

過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について

平成28年度  
包括外部監査の結果報告書

過年度包括外部監査の結果及び意見  
に対する措置状況について

西宮市包括外部監査人  
石橋正紀

報告外監第1号

平成29年2月14日

西宮市包括外部監査人

石橋 正紀

平成28年度 包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、平成28年度包括外部監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第5項の規定により次とおり提出します。

# 目次

第1編 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 監査の着眼点	2
6. 監査対象部局	2
7. 実施した監査手続	3
8. 外部監査人補助者	3
9. 包括外部監査の実施期間	3
10. 利害関係	3
第2編 総論	4
1. 包括外部監査の流れ	4
2. 「措置」について	4
3. 「結果」「意見」とは	5
4. 市での「措置」状況	6
5. 市での「措置報告書」発行までの流れ	6
6. 市での過去の包括外部監査と措置状況	8
7. 本年度の包括外部監査について	9
第3編 過年度の包括外部監査の結果、意見の措置状況	13
1. 平成20年度 公の施設等の管理運営	13
2. 平成21年度 普通財産を中心とした管理に係る財務事務について	41
3. 平成22年度 債権管理事務について	76

4. 平成23年度	子育て支援に関する財務事務について.....	87
5. 平成24年度	外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について.	96
6. 平成25年度	使用料・手数料に係る財務事務の執行について.....	114
7. 平成26年度	公有財産等に関する事務事業について.....	134

## 第1編 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について

### 3. 事件を選定した理由

西宮市（以下、「市」）では、平成20年に中核市になって以降、包括外部監査制度が適用されており、今年度で9年目に入っている。その間、包括外部監査人は選定した特定の事件（監査テーマ）につき、様々な視点から、その時点で最良と思われる判断の下で監査を実施し、包括外部監査の結果報告書（以下、「包括外部監査報告書」）において「結果」及び「意見」（以下「指摘事項等」）を記載し、その内容は市のホームページで公表されている。

市は、包括外部監査報告書における指摘事項等に対して、翌年度の12月ごろに、「講じた措置」として市としての見解、対応方針、対応結果などを「包括外部監査の措置状況報告書」（以下「措置報告書」）に取りまとめ、それを市のホームページで公表している。

このように、包括外部監査の指摘事項等についての市の対応として措置報告書が作成されており、措置報告書には指摘事項等への対応が完了した事項、対応予定の事項、事情により一部または全部の対応が困難な事項等が記載されている。それが外部公表される包括外部監査に係る最終文書となっており、制度上はそれで包括外部監査への対応は完了できることとなる。それ以降は、措置報告書に記載された未了事項の対応や完了事項の検証は庁内で実施していくことが求められる。しかしながら、昨年の包括外部監査実施に関連して過年度の措置報告書の記載内容を再確認したところでは未了事項が対応保留されている例が見受けられ、措置報告書の記載内容のその後の措置状況は十分でない可能性があることが認められた。

本来、包括外部監査の結果は「指摘事項等（包括外部監査報告書）—その対応（措置報告書）—措置報告書の実行の検証—検証結果の報告（成果報告）」という一連の流れによって完結させるべきである。最終的な検証手続きは、市が行うこととなり、現状では措置報告書が作成された後の対応は監査委員による定期監査等で必要に応じ実施されているが、定期監査項目等に過去の包括外部監査での指摘事項等およびその措置についてテーマ選定するなど相互に補完する関係に十分になっていない。また、措置報告書公表後において指摘事項等に対するその後の措置の状況については外部公表される制度にはなっていない。し

たがって今回、上記の「措置報告書の実行の検証」以降の手続きを追加的に包括外部監査にて行うことで、独立性、客観性を担保しつつ、包括外部監査の有用性の検証、市民に対する説明責任が果たされるものと判断した。

なお、これは単に包括外部監査報告書を前提としてその措置状況の補完をすることを意味するものではなく、以下のような視点を踏まえ、新たな指摘事項等の提案、過去の指摘事項等の再検討、有効化を図るものである。

- ① 措置対応済とされている措置報告書の内容について、対応が不十分なものだけでなく十分なものについても調査する。
- ② 上記の観点を踏まえ、過年度の指摘事項等で措置報告書の記載内容が実行されていない事項について、その指摘事項等、措置報告書の記載事項を担当部局と協議し解決策を検討する。
- ③ 指摘事項等作成当時以降の状況の変化等に伴い、指摘内容について現在では見解を変える必要がある可能性がある点も視野に入れて過去の指摘事項等を再検討する。

今年度は市の包括外部監査が開始されて8年が経過し、7期間の措置報告書が提出されており、包括外部監査の結果の蓄積がなされていることから、その成果や今後の必要な措置状況を検証する適切な時機にあると考え、市の業務、業務担当者の業務の改善、効率化に寄与するとともに、市民に対する行政としての説明責任を全うするためにも、過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況をテーマとすることが適切であると判断した。

#### 4. 監査対象期間

包括外部監査が実施された年度（平成20年度から平成26年度まで）。但し、必要な範囲で平成27年度も監査の対象とした。

#### 5. 監査の着眼点

- ① 包括外部監査の結果、意見に対して措置報告書に示された措置内容の妥当性
- ② 上記措置の内容と結果・意見の趣旨との整合性
- ③ 上記措置が以後実際に講じられたか否かの確認
- ④ 未措置の場合の理由、その妥当性及び十分な説明責任の有無

#### 6. 監査対象部局

過年度の包括外部監査において、「結果」「意見」の対象とされたすべての関

連所管部署

## 7. 実施した監査手続

事務の執行等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、関係部署からの聴取、現地視察、その他外部監査人が必要と判断した手続を実施した。

## 8. 外部監査人補助者

組織的な監査を実施するため、補助者として次の者を選任した。

公認会計士	石田博信
公認会計士	福井剛
公認会計士	安達誠二
公認会計士	吉岡辰夫
公認会計士	大出秀徳
公認会計士	藤原さゆり
公認会計士	吉田裕志
公認会計士試験合格者	早川芳斗

## 9. 包括外部監査の実施期間

平成28年7月1日から平成29年1月31日まで

## 10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

特に明記のない限り、金額及び比率の表示単位未満は切捨している。  
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。



## 第2編 総論

### 1. 包括外部監査の流れ

包括外部監査がどのように実施されているのかを、時系列に示してみると、下記図のようになる。

包括外部監査は対象となる自治体により時期の差は少しあると思われるが、およそ一年をかけて、最終成果物としての包括外部監査報告書が公表されている。

【包括外部監査】結果報告フロー

実施事項	担当部局等	時期	実施業務内容
事件(テーマ)選定	総務課、 包括外部 監査人	4月～6月	包括外部監査人と西宮市との間で包括外部監査の事件(テーマ)選定
事件(テーマ)を市長、 監査委員へ説明	包括外部 監査人	6月上旬	市長、副市長、監査委員へ事件(テーマ)選定の理由を説明
包括外部監査の実施	包括外部 監査人等、 担当部局	6月～12月	事件(テーマ)に関連する部局にヒアリング、資料確認、現地視察等により検証
包括外部監査結果報告 書原案作成	包括外部 監査人等	11月～12月	包括外部監査人及び同補助者により、各部局に対して調査した結果を、包括外部監査結果報告書原案として取りまとめる
包括外部監査結果報告 書の記載内容確認	総務課、 担当部局	12月～1月	・総務課を通じ、各担当部局が包括外部監査結果報告書原案の記載内容を確認
包括外部監査結果報告 書に係る再ヒアリング等	包括外部 監査人、 担当部局	12月～1月	各担当部局より包括外部監査結果報告書の記載内容について包括外部監査人へ再ヒアリング等により追加説明
包括外部監査結果報告 書完成	包括外部監査 人 総務課	1月～2月	包括外部監査結果報告書完成。総務課へ送付
市長、監査委員等へ監 査結果を報告	包括外部 監査人	1月～2月	市長、副市長、監査委員へ包括外部監査結果を報告、意見交換
「包括外部監査結果報 告書」議会へ送付	総務課	2月	議会に「包括外部監査結果報告書」を送付
「包括外部監査結果報 告書」公表	監査委員	2月	包括外部監査結果報告書を公表し、併せてホームページにも掲載

### 2. 「措置」について

包括外部監査報告書が提出されてから、提出を受けた自治体はその報告書の中で指摘事項等について、どのように対応したか・対応するかについての報告を庁内で決定の上で外部へ公表することになっており、その対応を「措置」という。

ここで「措置」とは、辞典によると「とりはからって始末をつけること」(広辞苑)という意味と定義されている。一般に行政機関においては指摘事項等や課題事項に対して何らかの対応を図る際に、「措置」という言葉が使われることが多い。包括外部監査に関して「措置」という表現をみると、地方自治法第252条の38第6項に「措置」の言葉が使われている。

地方自治法

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

第252条の38第6項

前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(太字、アンダーラインは筆者改訂)

包括外部監査に関して包括外部監査人から何らかの指摘（【結果】ないし【意見】、内容は後述）があつた際に、報告を受けた自治体として指摘事項等に対する対応策（例えば、改善内容、今後改善策を検討する旨、ないし何らかの理由により対応策を取らない旨など）を講じた際、その対応策を「措置」という言葉で表すことになっている。

なお、ここで『何らかの理由により対応策を取らない』ケースについても『措置』を講じた』と考えるべきかどうかは難しい面がある。定義でもこの点は不明であることから、この報告書においては、『何らかの理由により対応策を取らない』場合については、「未措置」として分類した上で、その『何らかの理由』に合理性がある場合には『対応策を取らない』ことに合理性があると判断して、追加的な対応を求めない（追加的な【結果】ないし【意見】は付さない）という方策を取ることで整理している。

### 3. 「結果」「意見」とは

包括外部監査報告書において、何かしらの指摘事項や提案事項があつた場合の表現として、『結果』及び『意見』という言い方を用いる場合が多い。

これは、地方自治法に下記規定がされているためである。

地方自治法第252条の38

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

ここで、『結果』という場合には、一般的には“指摘事項”を指し、『意見』という場合には“改善提案事項”を指すとされている。

『結果』と『意見』の線引きは難しい面があるが、『結果』とされたものは包括外部監査人が改善対応を強く求める事項であり、『意見』とされたものは包括

外部監査人が改善を強く求めるものではないが、改善の検討が望ましいとして提案する事項ととらえられている。なお、措置の公表の根拠は地方自治法の下記の規定によっている。

地方自治法第252条の38

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

#### 4. 市での「措置」状況

包括外部監査人が「結果」とした事項については、「措置」対応を行い措置報告書として公表するが、「意見」とした事項については措置しない若しくは措置通知をしない自治体が多いというのが現状である。

その中で、市では、包括外部監査導入時より一貫して「結果」のみならず「意見」についても積極的に「措置」を出している（一部「措置」を公表していない「意見」もあるが、大半の「意見」について措置報告書にて「措置」を公表している）。その意味では、包括外部監査の中で示された包括外部監査人の「結果」のみならず「意見」についても市として積極的に対応しようという姿勢がみられる点について、高く評価できるものである。

#### 5. 市での「措置報告書」発行までの流れ

毎年度包括外部監査報告書が市へ提出された後、庁内で措置が検討される流れを下記に簡潔に示す。

【包括外部監査】措置状況フロー

実施事項	担当部局等	時期	実施業務内容
結果報告書入手	総務課	2月	包括外部監査人より包括外部監査結果報告書を入手
「結果」「意見」に対する「措置」状況の提出を依頼	総務課	6月上旬	各担当部局に対して「結果」及び「意見」に対する「措置」状況の提出を依頼
「措置」状況を作成	担当部局	6月～8月	各担当部局にて「措置」状況を作成
「措置」状況の提出	担当部局	8月下旬	各担当部局が総務課に対して、とりまとめた「措置」状況を提出
「措置」状況報告書の作成	総務課 担当部局	9月～10月	総務課が各担当部局の「措置」状況を取りまとめ、編集・作成
「措置」状況報告書完成	総務課	10月下旬	「措置」状況報告書完成
市長等より監査委員へ通知	市長等	11月～12月	市長等より監査委員に措置を講じた旨を通知
「措置」状況報告書公表	監査委員	11月～12月	措置状況報告書を公表し、併せてホームページにも掲載
「措置」状況報告書議会へ送付	監査事務局	11月～12月	議会に「措置」状況報告書を参考送付

「措置」の種類として、表現は様々あるが「個別具体的に対応済」「今後検討」「措置しない」という対応がとられていることが措置報告書でも見られる。市としては、指摘を受けた担当部局が中心となり措置方針を決定しているところである。ただ担当部局が各々措置を示したものを集約するだけでは、対応に整合性が取れない可能性があるため、「措置」対応の均質化のための仕組みとして、取りまとめ作業を担当している総務課が中心となり、措置担当部局を調整する仕組みを採っている。その結果まとめた措置の一覧としての措置報告書を、市長等が監査委員へ通知を行い、監査委員が外部へ公表している。

ただ、措置報告書で措置対応を検討しているのは、包括外部監査報告書で記載があった事案に関する担当部局に留まり、同様の事案であっても包括外部監査報告書に記載がなかった担当部局については措置を講じることまでは行っていないことから、同じ事案であっても片方は措置されるのに対して、片方が措置されずそのままの状態となっていくものが出ることは否めない。

また、包括外部監査報告書の翌年度に公表される措置報告書にて「今後検討」という措置内容が公表されたものについては、包括外部監査制度の仕組みとしてその後経過報告を行う制度がないことから、外部から見たときその後の対応状況については不明な状態となる。本報告書第1編「3. 事件を選定した理由」に記載したように、このような制度の空白部分を埋めるため、今回の包括外部監査では過年度の指摘事項等についての市の対応状況、判断の現状を調査し、その結果を報告することにしたものである。

【意見】庁内での措置内容の周知徹底と改善を促す仕組みの導入が望ましい。

上記で記載した通り、包括外部監査報告書に記載された事案について担当部局は措置報告書に基づいて措置を講じるが、同様の内容の事案が他の部局にも存在する場合であっても当該他の部局は自局の関連事案として認識することではなく、措置報告書にも関わることはない。またその後措置報告書が公表されても自局の関連事案として認識し、検討対象とするかどうかは当該部局の意識によっているのが現状である。包括外部監査で類似事案を全て調査対象とすることは不可能であるため、全庁的に同様の事案について対応を行うよう、措置報告書公表時に自部署についても該当がないかをチェックするようとの指示を付すことは有効であると考えられる。また、指摘事項等について事項ごとに整理をしたものを取扱通達集・指示書・チェックリストのような形で市の共通知の形で全庁へ周知を行うとともに市でのモニタリングにも活用する等、措置を事象の発生した部課に止めるのではなく、全庁的な共通認識として浸透させ運用させる仕組みの導入が望まれる。

このことが、各部課単位での判断、慣行により行われている業務の効率化、均質化に資することとなり、また、今後の包括外部監査において同種の事象が年度や部課を違えて指摘される非効率の防止にも資することとなると期待される。

【意見】「今後検討」とされた事項についての補完方策がされることが望ましい。

「措置」として公表される内容としては、具体的に即時対応を行い、その対応結果を記載する場合や、市としての主張を基に市の方針を継続するという「措置」が公表されることもあるが、「措置」公表が包括外部監査報告書公表後1年以内に実施されることもあり、「措置報告書」が公表される中では、今後の方針が示されるにとどまるケースもある。この「今後検討」とされる場合には、その後の方策が見えなくなってしまうケースが多い。「今後検討」とされる場合には、補完を庁内（定期監査等）で行い、その結果を公表することが望まれる。もし庁内での実施及び公表が困難であれば、定期的に包括外部監査で補完をしてもらうことも一考と考える。

## 6. 市での過去の包括外部監査と措置状況

各年度での包括外部監査報告書で提示された、「結果」及び「意見」に対して、市がどのように対応しているかについて、各担当部局へアンケートを実施した。その結果については、後述の各年度の報告箇所にて示している。

また、各年度について、「措置済」「未措置」への現在の市の対応状況を、一定の検証範囲を決めて個別に検討を行った結果として、再度市の対応状況を監

査人として判断した結果も、後述の各年度の報告箇所にて示しているので、併せて参考にしていただきたい。

各年度での市側の対応状況を検証した結果の総論として、市は一部（詳細は後述の各年度参照）を除いて、多くの「結果」及び「意見」に対して、市として取りうる対応策を検討の上で、「措置」を図ってきている例が多いと考える。このことは、包括外部監査を導入した地方自治法に沿ったものであり、多くの自治体において「結果」のみ「措置」を公表していることを考慮した際、市では前述のように「意見」に対しても「措置」を公表し、それら多くについて措置済対応を図る努力をしており、これまでの市の姿勢については高く評価したい。

## 7. 本年度の包括外部監査について

### (1) 包括外部監査対象について

前述3. に示したとおり、市は中核市となった平成20年4月1日以降より、包括外部監査を実施している。今回の対象としたのは、措置報告書が外部公表されている年度分、つまり、平成20年度分～平成26年度分とした（平成27年度の措置報告書は本年度の包括外部監査期間中に公表されたため、平成27年度の包括外部監査報告書は対象範囲に含めていない）。

各年度の包括外部監査報告書で「結果」「意見」とされた事項をすべて調査対象として拾い上げをしたうえで、「措置報告書」での措置状況を検討の上、各担当部局に当時の「措置報告書」での状況及び現在の状況についてアンケート調査を実施した。その結果、「措置」対応しているもの、「未措置」であるもの（一部未措置を含む）及び「措置の必要がないと考えている又は不可能など」として措置をしない旨の決定がなされたものに区分し、主に「未措置」と「措置の必要がないと考えている又は不可能など」のものについて重点的にヒアリングを実施し、その後の対応状況を検討した。

この後の文書としては調査対象の内特に記載をした方が良いと判断した事項について示してあり、調査対象については【別紙】にて一覧表として示している。

### (2) 各年度の記載構成について

各年度で下記構成にて記載を行っている。

#### 1. 当初監査の概要

⇒ここで、（この年度で包括外部監査のテーマの）選定理由（要約）及び（その年度の包括外部監査人の）監査の着眼点（要約）を記載している。

#### 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

⇒前述のとおり各担当部局へアンケート調査を実施したので、そのアンケートについて市の各担当部局からの回答内容を取りまとめた表を「(1) 市への照会結果」として付している。

⇒加えて、その年度での『結果』『意見』の中で調査を実施した事案について検討した上での市側の対応状況を見直して取りまとめた表を「(2) 現監査人の調査結果」として付している。

⇒「(1) 市への照会結果」での数値は、アンケート調査の結果として市が回答してきたものを「措置済」「未措置」とそれ以外の区分で集約している。

⇒「(2) 現監査人の調査結果」での数値は、アンケート調査の結果を受けて現在での対応状況等を今年度ヒアリング及び資料により調査した結果、「措置済」「未措置」とそれ以外の区分を見直したものを集計し直し集約している。なお、「(1) 市への照会結果」での総数とここでの総数が相違しているものがあるが、これは当初の市の回答では1つになっていたが内容をみると複数の担当部局・案件が結びついており、担当部局・案件ごとに「措置済」「未措置」の対応が分かると判断した場合に数を増加させているためである。

### 3. 主な措置状況

⇒ここで選定した事案について検討した内容を取りまとめて記載している。記載内容については次の項（「(3) 今回の評価結果の分類について」）を参照のこと。

⇒過去の監査人の指摘事項等に対して市から説明を受けた措置状況（措置完了済、措置中、未措置、措置不可能）について、個別で検討すべきと判断した事案については各局に理由や現状、今後の方針等についてヒアリングを行った。

#### (3) 今回の評価結果の分類について

次節以降で、それぞれの年度ごとに対象とした事案について検証した結果を記載しているが、記載の仕方について簡単に説明を付す。

① まず、下記様式にて概要を取りまとめている。

<様式>

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書 【I】	
結果及び意見の要約	(A)
報告書の記載ページ	(B)
措置を行った部局名	(C)

措置報告書の内容	(D)
----------	-----

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等【Ⅱ】	
現監査人の見解	(E)
改善の余地の有無	(F)
未措置の原因	(G)

それぞれの項目についての記載内容を下記に示す。

項目	記載内容の概略
【Ⅰ】	既に公表されている包括外部監査報告書及び措置報告書における記載内容の概要
(A)	下記についての概要 (1) 包括外部監査結果報告書において『結果』ないし『意見』として記載された事項 (2) 同報告書においては明示的に『結果』『意見』として表示されていないが、措置報告書において『結果』『意見』としてとらえた上で措置対応が記載されている事項
(B)	包括外部監査報告書で当該『結果』ないし『意見』が記載されているページ番号
(C)	措置報告書報告当時において措置対応を図った担当部局名
(D)	措置報告書において記載された措置内容の要約
【Ⅱ】	今年度包括外部監査人としての評価内容の概要
(E)	現時点で当該『結果』ないし『意見』が ・「措置済」なのか ・「未措置」なのか ・「一部未措置」なのか についての見解
(F)	当該事項に関連して、 ・改善余地がある場合には「改善の余地あり」と記載 ・改善余地がない場合には「一」と記載 ⇒ここで「改善の余地あり」の場合、今年度の『結果』ないし『意見』に結びついている ⇒当初の包括外部監査報告書での『結果』『意見』での指摘に対しての措置は取られているものの、派生的・追加的に対応を求めたい事



	項がある場合にも「改善の余地あり」としている。
(G)	当該事項が「未措置」および「一部未措置」の場合で、措置の必要なしと市が考える場合あるいは、措置に時間がかかっている場合にその理由を記載（市側の見解を付記しているもの）

② 次にこの事項について、今年度当該事項の担当部局に対してヒアリング、資料提示の上で説明を受けた内容とそれに対する監査人としての見解を付している。

③ 当該事項について何らかの改善要望を求める事項があった場合には、『結果』ないし『意見』を付す。

### 第3編 過年度の包括外部監査の結果、意見の措置状況

#### 1. 平成20年度 公の施設等の管理運営

##### 1. 当初監査の概要

###### (1) 選定理由（要約）

市では公の施設の管理について規準を定め、サービス面、コスト面で最良の管理運営を追求すべく、これまで施設管理の主体の在り方についても検討してきたところである。また、施設を維持するための管理運営の費用は、一般に多額になることが予想される。

そこで、所期の目的を果たすべく効率的かつ効果的な施設運営が実施できているかどうかを検討することが必要であり、平成16年度より取り組まれている西宮市行政経営改革基本計画の最終年度において、今後、さらに行政経営改革に取り組み、効果的・効率的な行政運営を進めるために、有用な情報提供に資するものと考え、当該テーマを監査対象として選定した。

###### (2) 監査の着眼点（要約）

公の施設等に関する管理運営について、民間施設と全く同じ施設ではなく、公共性・公益性のある施設として、地方自治体が運営するならどのような管理運営形態が望ましいのかも含めて、基本的には次の視点から今回の外部監査を実施した。

- ・施設の必要性・・・施設の運営形態の最適化を図る必要があるか否か
- ・管理運営の経済性・効率性・・・施設の性格（公共性、非公共性）に応じて、経済的・効率的に運営されているか、また、施設の性格に応じた収支の状況となっているか
- ・公平性・・・施設が特定の個人・団体に利用されていないか
- ・成果性・・・施設の利用が図られ、市民サービスに貢献しているか
- ・受益者負担の妥当性・・・利用料金が妥当か否か割引・減免制度が不合理でないか

また、指定管理者制度が既に導入されている施設については、上記の視点に加えて、次の視点を考慮した。

- ・指定管理者の選定手続の適正性・・・選定手続が公平・適正であるか
- ・指定管理料の積算の妥当性・・・指定管理料が適切に積算されているか
- ・サービス評価システムの妥当性・・・利用者サービスの評価（アンケート等）が適切に行われる仕組みが整備されているか、指定管理による所期の目的が達成されているかどうか

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考えている又は不可能など
結果	2件	2件	0件	0件
意見	66件	30件	30件	6件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考えている又は不可能など
結果	2件	2件	0件	0件
意見	68件	29件	34件	5件

なお、「(1) 市への照会結果」での総数とここでの総数が相違しているものがあるが、これは当初の市の回答では1つになっていたが内容をみると複数の担当部局・案件が結びついており、担当部局・案件ごとに「措置済」「未措置」の対応が分かると判断した場合に数を増加させているためである。

## 3. 主な措置状況

(1) 支所・市民サービスセンター、西宮市市民ホール・ギャラリー、公民館・地区市民館・共同利用施設

「【意見】利用の向上を図るための利用者意識調査」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	アンケートを行うにしても、ただ用紙を置いているだけではなく、施設にいる職員等が利用者に声掛けして意見を書いていただくように促す努力が必要である。意識調査の形は問わないが、利用者の声を聞く姿勢が重要である。また、公民館・地区市民館・共同利用施設については、同種の施設が近接していることから、将来的に改修等を検討する際には、需要予測等に資するためにアンケート調査を実施することが望ましい。
報告書の記載ページ	9頁

措置を行った部局名	教育委員会
措置報告書の内容	公民館の利用者意識調査については、主催事業、推進員会事業において参加者のアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めてきた。また、利用者の声として窓口に用紙と回収箱を設置し、市民の意見を反映した管理運営を心がけてきた。アンケート用紙については、利用者が記入しやすいように現在の自由記入方式から項目チェック方式に改め、今秋の講座等から反映できるようにする。今後も定期的に利用者ニーズを把握するアンケート調査を実施し、利用率の向上を図っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、アンケートを実施しており、その内容は、いわゆる満足度調査のみならず施設の見直しなどに関しても実施している。

実際に使用したアンケート用紙を閲覧し、回答項目等の内容を見たところ、特段、過不足は見受けられず、また、結果に対する分析も実施しており、引き続き現在の取り組みを継続することが望まれる。

## (2) 支所・市民サービスセンター

### 「【意見】施設の付加価値の向上」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	利用が少なく単位当たりコストが高い施設については、施設にいる職員等の手待時間が発生していることが考えられ、その時間を利用して付加価値のあるサービスを提供することを常に検討する必要がある。さらにいえば、施設ごとの業務量などに基づいた職員配置を十分に検討する必要があると考えられる。
報告書の記載ページ	10頁

措置を行った部局名	市民局
措置報告書の内容	支所等の窓口では、証明書の発行だけでなく、窓口業務に関する相談のほか、件数に表れない、市行政全般にかかる苦情や、相談の対応も行っている。窓口は、一時的に集中する場合など業務量の変動もあるが、きめ細かな住民サービスを考慮して、業務量を加味した人員配置を行っている。現在、進めている自動交付機の普及などの進捗状況や、住民の要望の多様化に対応するための業務量の推移を精査しながら、市民満足度を高める行政サービス提供のため、今後とも、効率的な職員配置について検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	単位当たりコストの差異に関して、支所等間で相談業務の有無という定性的情報を理由として考えており、定量的分析が確立されていないため。

監査対象部局の対応は、業務量の推移に関して、支所等ごとに、窓口受付1件当たりのコストを経年比較するにとどまっていた。また、支所等間の単位当たりコストの差異に関して、支所等間で相談業務の多寡があるという定性的情報を理由として考えており、定量的分析が確立されておらず、業務量の推移を精査すると言えるほどの対応がなされていないものと見受けられた。

なお、現状、窓口受付1件当たりのコストには、以下のように、支所等間で開きが生じている。

支所等	H25年度	H26年度	H27年度
アクタ西宮ステーション	586円	669円	670円
夙川市民サービスセンター	941円	1,276円	1,360円

【意見】 行政サービスとその効率を調和させるような対応を行っていくことが望まれる。

措置報告に記載されている措置は行政として最も基本的な施策であり、これ

を実現するため各支所等の業務内容、市民の満足度を調査する等により、行政サービスとその効率を調和させるような対応を行っていくことが望まれる。

(3) 指定管理者選定時の留意点①

【意見】 指定管理者とした出資団体への人件費負担」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	西宮市フレンテホールにおいて、指定管理者の公募を行った際、市の出資団体である（財）西宮市文化振興財団が応募していたが、その出資団体では、市から派遣された職員が当該施設に関する業務を行っていると考えられる。出資団体と民間事業者との公平な競争を行うためには、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの指定期間は、いわば猶予期間であったことから、この期間内に人件費補助を行っている出資団体が指定管理者の公募に応募した場合の取り扱いについて、管理監督業務に携わる職員の人件費相当分も指定管理料に含めるべきであったと考える。
報告書の記載ページ	11頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	補助金を交付されている外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定し、団体から提案のあった指定管理料に加算して、選定を行うよう、平成21年度中に指定管理者を選定する必要がある所管課等に対し、指示している。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、人件費負担等に関して指定管理者制度運用マニュアル

ルを改訂したものであるが、改訂の内容は、以下のとおりであり、意見に応じたものと考えられ一定の対応をしていると認められる。

(指定管理者制度運用マニュアル) (抜粋)  
 「《留意点》 審査基準について 4」  
 定量部分の審査は、全委員了解のもと、専門家の意見を参考に出来るだけ機械的に採点するようにしてください。また、本市の外郭団体が応募してきた際には、あらかじめ当該団体に知らせたうえで、提案金額に人件費や補助金等の一定割合を上乗せすることなどにより、可能な限り全応募者同じ条件のもとでの競争となるように留意してください。

(4) 指定管理者選定時の留意点②

【意見】 指定管理者選定に関する審査手続き」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	指定管理者として選定した理由や審査内容などの審査結果を広く公表されているとは言い難い状況がある。例えば、審査の結果、選定した団体名のみをホームページで公表しているだけの担当部局があるが、それでは透明性を確保できていないとは言い難い。また、市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例によれば、原則、公募となっているが、非公募も認められている。非公募の場合は透明性の確保はなおさらであり、非公募とした理由を周知する必要がある。
報告書の記載ページ	11頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	指定候補者の選定結果とその内容については、議会における議決をいただいた後、速やかにホームページにより公表している。ただ、これについては、一部、指定候補者を指定管理者として指定した段階で、指定についてのホームページを公表し、選定結果のホームページを削除した取り扱いがあったことから、時期によっては、2種類のホームページが混在し、このような意見をいただくことになったと考えている。今後、ホームページによる選定結果の公表については、今年度中に関係部局との

	調整を進めていく。
--	-----------

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	措置のためのルールは策定したものの、運用面において問題が見受けられた。

監査対象部局の対応は、ホームページによる選定結果の公表について、関係部局との調整を進めるために、指定管理者制度運用マニュアルを以下の通り改訂し、整備面に関しては、ルールの策定ということで一定の対応をしていると見受けられる。

<p>(指定管理者制度運用マニュアル) (抜粋)  「《留意点》公募しない場合について」  指定候補者の選定方法について公募を原則としているものは、民間事業者等が持つノウハウを最大限に活用するためであるとともに、選定の公正性を確保するためでもあることから、特にエとオの理由(*)により公募しないこととする場合は、その「合理的な理由」について説明責任が果たせるよう、十分に留意してください。</p>
--

- (\*) エ…「施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合」  
オ…「公募により選定された指定管理者を再選考する場合」

但し、市のホームページにおいて、実際の公表状況を確認したところ、非公募の理由が記載されていない団体や、リンク先の文書が本来添付される文書ではないなどの理由により漏れなく公表されておらず、改善点が見受けられた。

**【結果】** ルールの策定にとどまらず運用面のモニタリングを実施すべきである。

実際の市のホームページの公表ページを閲覧したところ、幾つかの団体に関して、非公募とした理由が公表されておらず、公表に関する運用が適切に行われていない。この原因は、運用に関する適切なモニタリングがなされていないことによるものであるため、モニタリングを含めた運用状況の確認方法の見直しを検討すべきである。



(5) 指定管理者選定時の留意点③

「【意見】委員の点数が大きく乖離する場合の議論の必要性」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	監査対象とした「西宮市北山公園」では、審査結果の点数が委員によって大きく乖離している施設が見受けられた。例えば、同じ審査項目で、最高点が16点で、最低点が4点となっており（平均点は12点）、かなりの差となっている。これについて、選定委員会の会議録を査閲しても、点数の開きについて議論している形跡がなく、点数の開きがあるまま指定管理者が決定されている施設があった。このように、項目ごとに大きな点数の開きがある場合には、選定委員会で議論を行うように事務局から促し、かつ、記録を残すことが望まれる。
報告書の記載ページ	12頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	選定委員の間で点数が大きく乖離する場合の議論の必要性について、委員が採点を行った後、事務局で点検を行い、そのような項目があった場合は、事務局より議論を促し、またそのことについての記録を行うよう、平成21年度中に指定管理者を選定する必要のある担当部局等に対し、指示している。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、審査委員の採点結果に関して、指定管理者制度運用マニュアルを改訂するとともに、毎年、年度の初期に、指定管理者を選定する担当部局を対象に、説明会を実施するという対応をしている。

改訂の内容は、以下の通りである。また、説明会の開催もしており、意見に

応じたものであり一定の対応をしていると認められる。

(指定管理者制度運用マニュアル) (抜粋)  
 「《留意点》 審査基準について 5」  
 委員の採点結果に大幅な開きがある場合は、事務局から調整を促すようにしてください。

(6) 指定管理者選定時の留意点④

【意見】 指定管理候補者の財務状況を考慮した審査の必要性」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	公募の場合、民間事業会社が応募する場合も当然にあり、民間事業会社の場合は、事業の継続可能性について慎重に検討・考慮しなければならない。実際、他の自治体において指定管理者が破綻し、サービスの継続的な提供に支障をきたしているケースもある。よって、たとえ施設の管理運営に関する提案が十分評価できるものであったとしても、財務状況に問題があるようなら、審査を行う前段階で当該団体を除くことも検討すべきである。なお、指定管理者制度運用指針のなかで、指定候補者の要件などで財務状況も勘案するように整理することが望ましい。
報告書の記載ページ	13頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	選定の過程では、応募時点における当該団体の財務状況について、一定の審査はなされているものと考えますが、意見を踏まえ、このことについて今後どのように規定するか、他市の状況等も参考にし、整理していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、指定管理候補者の経営状況・財務状況について、「指定管理者制度運用マニュアル」の審査基準のひとつとするとともに、指定管理者の選定後も市は決算書類等を徴求し、流動性・安全性・収益性の観点からモニタリングを実施するように「指定管理者モニタリングマニュアル」のなかで定めていた。

改訂の内容は、以下の通りであり、意見に応じたものであり一定の対応をしていると認められる。

<p>(指定管理者制度運用マニュアル) (抜粋)          「《留意点》 審査基準について 3」          具体的な審査基準は施設によって異なりますが、おおむね次のような事項に関して、それぞれ配点を定めることとなります。          (1) 団体そのものに関する事項              ④経営状況・財務状況</p>
<p>(指定管理者モニタリングマニュアル) (抜粋)          「1 モニタリングの考え方」          (3) 指定管理者の安定性等の評価          指定管理者が施設の管理運営を安定かつ継続的に提供できているかについて確認します。          具体的には、指定管理者業務にかかる収支の状況や指定管理者自体の経営状況について、資料等の提出を受け、その内容について評価を行います。</p>

(7) 指定管理者選定時の留意点⑤

「【意見】 定量評価の視点を入れた審査基準」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	審査基準の各項目に定量評価の視点が入っていない。他団体等を参考にしながら、定量評価を導入したうえで、定量評価と定性評価の割合についても検討すべきである。
報告書の記載ページ	13頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	定量評価の視点を入れた審査基準について、指定管理

	料については、定量評価を行うよう、平成21年度中に指定管理者を選定する必要のある担当部局等に対し、指示している。ただし、定量評価と定性評価のウェイトや定量評価の採点方法については、最終的に選定委員会で議論の上、決定することとなる。
--	---

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	措置のための指示はしたものの、具体的なルールの策定に至っていない。

監査対象部局の対応は、指定管理者制度担当者会議において、定量評価を行うように担当部局等に対し、指示した旨、回答している。

措置当時の担当者会議の議題において、以下のように取り挙げている。

<p>(指定管理者制度担当者会議 平成21年4月22日) (抜粋)</p> <p>「2 議題」</p> <p>⑥その他</p> <p>採点は、提案内容を定量部分と定性部分に分け、定量部分(提案金額)の審査は、全委員の了承の下、公認会計士等の委員の意見を参考に、できるだけ機械的に採点すること。</p>
--

定量評価をするための周知をしたという面に着目すると、一定の対応をしていると見受けられる。ただし、現在のマニュアルに定量評価に関して十分に反映できていない状況であった。

**【結果】** 指示にとどまらず具体的なルールを策定すべきである。

現在のマニュアルには、定量評価に関して十分に反映できておらず、現在の担当者がマニュアルを見ただけでは、何をどのように評価すればよいか判明しない。担当者によって評価にバラつきが生じず、評価の均質化を図るためにマニュアルを見直すべきである。

なお、定量部分(提案金額)の評価に関しては、他自治体において以下のような計算式によって算定している例もあり、これらの事例も参考になると考え

られる。

事例 1

評価方針	評価項目	点数
管理に係る経費の縮減に関する方策 【〇〇点】	○管理運営に係る経費の内容  提案価格のうち最低の価格 満点× $\frac{\text{提案価格のうち最低の価格}}{\text{提案価格}} = \text{得点}$	〇〇点

事例 2

評価項目	配点
【管理経費の縮減】  上限額 - 提案額  $\frac{\text{提案額}}{\text{上限額}} \times \text{〇〇点} = \text{得点}$  上限額 - 下限額	〇〇点 ～ 〇〇点

(8) 指定管理者選定時の留意点⑥

【意見】指定管理者の財務状況を定期的にチェックすべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	特に指定管理者が民間事業会社の場合には、経済環境の変化のため急激に業績が悪化する場合もあり、少なくとも1年に1度は財政状態及び経営成績を十分にチェックすべきである。
報告書の記載ページ	14頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	指定管理者制度運用指針に、「また、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことも必要であり、指定管理者の決算書類を定期的に提出させる。」と追加している。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等

現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、指定管理者制度運用指針において、指定管理者の決算書類を定期的に提出させるように改訂し、提出頻度は、年に1回、決算書の提出を求めることとしていた。また、財務分析の手法や留意点などが記載された指定管理者モニタリングマニュアルを作成しており、意見に沿った対応となっている。

#### (9) 指定管理者選定時の留意点⑦

【意見】指定管理者と事業効果や目標などについて積極的に協議すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	指定管理者の評価制度も構築中であることから、年度当初の計画値と、年度が終了した後の実績に基づいた計画と実績による分析を体系づけて有機的に行うべきである。そのうえで、年度当初の事業計画策定にあたっては、市と指定管理者は、事業効果や目標について、協議し、共有する必要があると考える。
報告書の記載ページ	16頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	市と指定管理者とで、当該施設における事業効果や目標について、十分な協議ができていない場合もある。今後は、現在実施している指定管理者運営評価シートによる評価も活用し、年度当初の計画値と年度終了時点における実績値を分析することで、翌年度以降の計画策定につなげていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、指定管理者運営評価シートによる評価の活用によって、年度当初の計画値と年度終了時点における実績値が分析されており、包括外部監査人の意見に応じたものであり措置済と認められる。

(10) 西宮市民会館①

「【意見】指定候補者の選定方法」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市民ホールの中の市民会館だけが、非公募により指定管理者を選定することが合理的、効率的とはいえない。財団に最も期待されているのは「市民に良質、低廉な芸術文化鑑賞の機会を提供する社会的役割」であり、そうであるならば、財団は市が行うべき芸術、文化事業の実施業務にその人的資源を集中し、市民会館の施設、設備の物的管理や受付業務については、経費節減効果が高く、稼働率の向上も期待できる民間団体を広く公募し、応募者の中から競争を勝ち抜いた団体に行わせるべきと考える。
報告書の記載ページ	39頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	財団法人西宮市文化振興財団（現「公益財団法人西宮市文化振興財団」。以下同様。）は、長年、自主事業として芸術文化鑑賞振興育成事業や、市からの委託事業である芸術文化振興事業等を行い、地域の芸術、文化の向上に寄与しており、芸術文化振興事業についてのノウハウが蓄積されている。また、市民に良質・低廉な芸術文化鑑賞の機会を提供するという財団法人西宮市文化振興財団の社会的役割は高いものである。今後、選定方法を、公募によるか公募によらずに行うかを財団法人西宮市文化振興財団のあり方を含めて、検討を行っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり

未措置の原因	措置のための対応はしたものの、対応の内容に検討すべき点がある。
--------	---------------------------------

監査対象部局の対応は、平成27年度に実施した平成28年度以降の指定管理者の募集も非公募となっており、市のホームページによると、非公募とした理由は以下の通りとなっている。

市は、市民会館を芸術・文化を振興する拠点施設として位置づけることとした。左記団体は、芸術文化活動の振興、地域の芸術、文化の向上に寄与することを目的に設立された団体で、これまで市民会館を管理運営してきた。今後芸術文化事業の専門職員を配置し、拠点施設として事業の充実をはかっていく等の方針を明確に示したことから、引き続き非公募とした。

上記の通り、非公募の理由は、今後の方針を明確にしたことによるものである。

**【結果】** 定量的な目標値を設定すべきである。

今後の方針は厳守すべきものと考えられ、確実な実行が期待される。今後の方針として市が掲げている主な内容は以下の通りである。このうち、「専門的人材の確保」については、定量的な職員配置計画があるので実行の把握は容易であるが、「拠点施設として事業の充実」に関しては、定性的な内容であり、実行の把握に判断が介入するおそれがある。たとえば、活動回数、集約する活動拠点数、文化のすそ野を広がること分かる参加者数など定量的な目標値を併せて設定すべきである。

**【専門的人材の確保】**  
財団事業課の職員配置計画  
平成27年度現在 市派遣職員6人、専門職員2人、計8人  
平成28年度現在 市派遣職員5人、専門職員4人、計9人  
平成29年度現在 市派遣職員4人、専門職員5人、計9人  
平成30年度現在 市派遣職員3人、専門職員6人、計9人  
**【拠点施設として事業の充実】**  
・市民芸術文化活動の推進  
・市吹奏楽団、少年合唱団を活用した指導者及び青少年の育成指導事業等を展開するため、市民会館に活動拠点を集約  
・文化のすそ野を広げる事業の実施 など



(11) 指定管理者選定時の留意点⑧

「【意見】指定管理者とした出資団体への人件費負担」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	出資団体と民間事業者との公平な競争を行うためには、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの指定期間は、いわば猶予期間であったことから、この期間内に人件費補助を行っている出資団体が指定管理者の公募に応募した場合の取り扱いについて、管理監督業務に携わる職員の人件費相当分も指定管理料に含めるべきであったと考える。次回(平成25年度)の指定管理者の選定においても当該出資団体を指定管理候補者とするならば、選定時までに取り扱いについて変更すべきである。
報告書の記載ページ	11頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	今後、補助金を交付されている外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定し、団体から提案のあった指定管理料に加算して、選定を行っている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、外郭団体が公募に応募する際は、補助金のうち、当該指定管理業務に充てられていると考えられる金額を按分するなどして算定することとしており、意見に応じたものであり措置済と認められる。

(12) 西宮市民会館②

「【意見】市民会館の老朽化に対する対応」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	今後、市民会館の果たすべき役割は何かという点を市民も交えて広く議論し、それに沿った中長期的な大規模修繕計画や、もしくは施設のあり方までも含めて検討することが望ましい。
報告書の記載ページ	42頁
措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	市民会館については、過去の市民会館の大規模改修工事の実績や舞台機構、舞台照明、音響設備等のメンテナンスの調査結果、他の老朽化したホールの状況等を勘案し、今後の中長期的な大規模修繕計画について検討していく。 また、市民会館を含めた市庁舎周辺の整備計画の状況や、市の文化芸術施策における市民会館のあり方、市内の他の市民ホールの中での市民会館の位置づけ等についても十分に勘案したうえで、建替についても、今後、検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	市民会館のあり方検討について、庁内の方針が明確になっていないため。

監査対象部局の対応は、市民会館については、優先順位を付けて設備更新を図っていく方針であり、また、庁内の方針との整合性も図ることとしている。

市民会館のあり方検討について、現状、庁内の方針が明確になるまで対応は困難であり、その他の対応は意見に応じたものであり、可能な範囲の措置は実施済と認められる。

【意見】市民会館のあり方の検討について、早急に結論を出すことが望ましい。

平成20年から8年が経過しているが、未だ方向性が定められていない。中長期的な大規模修繕計画や市民会館のあり方について、早急に結論を出すことが望まれる。

(13) 自転車駐車場

「【意見】定期使用料の口座振替のさらなる促進」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	使用料収入は、原則として定期利用については最初の3カ月分は自転車駐車場事務所で現金払い、それ以降は口座振替と、新規利用者には説明しているが、自動ゲートがない自転車駐車場については、定期利用であっても口座振替の手続きをせずに、現金払いをしている利用者がいるとのことだった。
報告書の記載ページ	52頁
措置を行った部局名	土木局
措置報告書の内容	定期使用料の収入については、平成12年度以降、新規に開設したほとんどの自転車駐車場で、自動ゲートの有無にかかわらず、すべて口座振替を実施している。また、現金払いを行っている自転車駐車場についても、可能な限り口座振替の導入を検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	口座振替の促進によって、駐輪場の不正使用の取締りが困難になる事態を懸念しているため。

監査対象部局の対応は、現金払いを行っている自転車駐車場についても、可能な限り口座振替の導入を検討しているものの、実際は、口座振替を進めると、駐輪場の不正使用の取締りが困難になる事態を懸念しているため、検討は進んでおらず、意見に対する措置がなされているとは言えない状況であった。

【意見】 定期使用料の収受の方法を見直すことが望まれる。

措置が進んでいない理由は、現状の駐輪場不正使用の取締りの状況を勘案してのものである。すなわち、自動ゲートがなく現金払いの自転車駐車場の定期利用について口座振替をした場合、引落しが出来なかった利用者をリアルタイムで把握できずにタイムラグが生じることとなる。この結果、引落しが出来なかった利用者がそのまま駐輪を続け、不正使用者が増殖し、取締りが困難になる事態を確実視しているためである。現金払いによって、不正リスクが高まる面もあるが、現金収受の確認状況は、監査対象部局はリスクを十分に認識し、不正リスクに留意して業務に当たっているものと見受けられた。

業務の合理化の面からも、不正リスクの面からも口座振替にすることが望ましい。一方、市が重視する不正使用対策への影響も勘案する必要がある。たとえば、定期利用に関して精算機の導入などを図ることが出来れば、これらのいずれも改善が図れることも考えられ、意見に対してさらなる検討をすることが望まれる。

#### (14) 西宮市立北口駐車場①

「【意見】 駐車事業における損益管理と資金管理の明確化」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	駐車場事業は、周辺の違法駐車対策という公共的事業の側面があるものの、北口駐車場は商業施設の中に設置され、商業施設の利用者に多く利用されている施設でもある。駐車場利用者からの収入で支出を賄うことができるように、事業計画を策定し、毎年適切な運営、損益管理及び資金管理を行うべきである。
報告書の記載ページ	62頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	指定管理業務の運営形態、及び施設の中長期修繕計画の策定等も踏まえ、次回指定管理業者選定までに検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり

未措置の原因	収支の改善対応が途上であるため。
--------	------------------

監査対象部局の対応は、指定管理業務の運営形態、及び施設の中長期修繕計画の策定等を、次回指定管理業者選定（＊）までに検討することとしていた。

（＊）平成24年度以降の業務について、平成23年度に選定

しかしながら、検討事項の一つである施設内設備各種機器更新計画（=修繕計画）の策定を行い、対応を進めているものの、それ以外の検討に関しては、適切な運営、損益管理及び資金管理を達成するために具体的かつ詳細に検討した文書も見受けられず十分な取り組みがなされているとは言い難い状況であった。

【結果】収支の改善策を立案すべきである。

駐車場の運営は周辺の外部環境の影響を受けることは否めないが、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用できる状況にあるので、さらなる検討をし、収支の改善を中心とした改善に取り組むべきである。

#### （15）西宮市立北口駐車場②

「【意見】駐車場利用料金等の再検討」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	公共駐車場とはいえ、結果的に店舗や店舗利用者という特定の利用者のために多額の税金を投入し続けることになるのは好ましい状況とはいえず、利用料金等の検討を行うことにより、適正な料金の徴収を行うべきである。
報告書の記載ページ	63頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	当駐車場が震災後、西宮北口駅周辺全体を活力と賑わいのある街づくりを推進するために再開発事業の一環として整備したものであることから、こうした公共性に配慮し料金設定をしているが、今後も市民の理解を得られるような料金体系を引き続き研究していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置

改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	駐車料金の見直しの具体策は、店舗等の大量購入先に対する割引率を引き下げることであり、店舗等にとっては値上げとなるので、交渉に難航しているため。

監査対象部局の対応は、以下の通り、従来の料金体系を見直し、割引方法を簡素化しているものであった。

・改正前

種類	枚数	金額
150円券	30枚から299枚まで	135円に交付する枚数を乗じて得た額
	300枚から1,499枚まで	130円に交付する枚数を乗じて得た額
	1,500枚から2,999枚まで	120円に交付する枚数を乗じて得た額
	3,000枚	315,000円
	3,500枚から14,500枚までの500枚を単位とする枚数	95円に交付する枚数を乗じて得た額
	15,000枚から59,500枚までの500枚を単位とする枚数	90円に交付する枚数を乗じて得た額
	60,000枚以上の500枚を単位とする枚数	75円に交付する枚数を乗じて得た額
300円券	15枚から149枚まで	270円に交付する枚数を乗じて得た額
	150枚から749枚まで	260円に交付する枚数を乗じて得た額
	750枚から1,499枚まで	240円に交付する枚数を乗じて得た額
	1,500枚	315,000円
	2,000枚から7,000枚までの500枚を単位とする枚数	195円に交付する枚数を乗じて得た額
	7,500枚から29,500枚までの500枚を単位とする枚数	180円に交付する枚数を乗じて得た額
	30,000枚以上の500枚を単位とする枚数	150円に交付する枚数を乗じて得た額
450円券	10枚から99枚まで	405円に交付する枚数を乗じて得た額
	100枚から499枚まで	395円に交付する枚数を乗じて得た額
	500枚まで999枚まで	360円に交付する枚数を乗じて得た額
	1,000枚	315,000円
	1,500枚から4,500枚までの500枚を単位とする枚数	290円に交付する枚数を乗じて得た額
	5,000枚から19,500枚までの500枚を単位とする枚数	270円に交付する枚数を乗じて得た額
	20,000枚以上の500枚を単位とする枚数	225円に交付する枚数を乗じて得た額

・改正後（下線箇所が改正）

種類	枚数	金額
150円券	30枚以上300枚未満	135円に発行する枚数を乗じて得た額
	300枚以上3,000枚未満	120円に発行する枚数を乗じて得た額
	3,000枚以上15,000枚未満	105円に発行する枚数を乗じて得た額
	15,000枚以上60,000枚未満	90円に発行する枚数を乗じて得た額
	60,000枚以上	75円に発行する枚数を乗じて得た額
300円券	15枚以上150枚未満	270円に発行する枚数を乗じて得た額
	150枚以上1,500枚未満	240円に発行する枚数を乗じて得た額
	1,500枚以上7,500枚未満	210円に発行する枚数を乗じて得た額
	7,500枚以上30,000枚未満	180円に発行する枚数を乗じて得た額
	30,000枚以上	150円に発行する枚数を乗じて得た額
450円券	10枚以上100枚未満	405円に発行する枚数を乗じて得た額
	100枚以上1,000枚未満	360円に発行する枚数を乗じて得た額
	1,000枚以上5,000枚未満	315円に発行する枚数を乗じて得た額
	5,000枚以上20,000枚未満	270円に発行する枚数を乗じて得た額
	20,000枚以上	225円に発行する枚数を乗じて得た額

また、割引率の引下げを伴う値上げに関しても、店舗等と交渉を実施しており、意見の趣旨を踏まえた一定の対応を実施していると見受けられた。

しかしながら、割引率の引き下げに関する交渉は十分に進んでおらず、意見に対する措置がなされているとは言えない状況であった。

【意見】収支改善のための交渉の継続が望まれる。

現行割引率の継続が市の収支を圧迫し、改善が図れないという実態を重視すると、今後も割引率の引下げに関する検討と交渉は必要であるものと考えられ、根気強く交渉を続け、収支の改善に取り組むことが望まれる。

（16）西宮市鳴尾浜公園（浜甲子園運動公園）

「【意見】施設の利用促進の検討」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	運動公園の施設の中でも特に、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は、75%から85%を超えるかなり高い率を示しているのに対し、平日のこれら施設の利用は10%から20%程度の極めて低い稼働率となって

	いる。市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。
報告書の記載ページ	72頁
措置を行った部局名	環境局
措置報告書の内容	<p>平日の有料公園施設稼働率の改善策として、北部市域にあり利便性の悪い「流通東公園野球場及びテニスコート」と「高座山公園野球場」において、平成21年4月より平日使用料を従来半額へと減額した。</p> <p>鳴尾浜公園有料公園施設についても、先に減額した施設の稼働率の今後の推移と他の公園の有料公園施設や教育委員会所管の有料運動施設の同種類の施設稼働率を見ながら、平日使用料設定を検討していく。また、利用料金の設定と併せて平日にスポーツを楽しむ市民の増加が、市民の健康増進という施設設置目的の観点から重要であると考えており、今後、スポーツ振興施策と連携した、高齢者などに対するスポーツ教室の充実を図っていく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

監査対象部局の対応は、平日料金の半額を減額することにより対応しており、包括外部監査人の意見に応じたものであり措置済と認められる。

(17) 中央体育館等

【意見】施設ごとの運営コストの算定」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	税金が有効に使われているか否かを検証するために、



	施設ごとの運営コストを算定することは必要である。また、施設の使用料は近隣団体の状況などを勘案したうえで決定されていると考えられるが、必要な受益者負担の金額を推し量るためにも、コスト計算は有効である。コストと比して受益者負担がどの程度かを検討することによって、あるべき手数料の額も検討できると考える。
報告書の記載ページ	73頁
措置を行った部局名	環境局
措置報告書の内容	受付業務や巡回警備業務などは業務内容が重複しているため、明確にコスト算定することは困難である。しかし、必要な受益者負担の金額を推し量るためには、施設ごとのコスト計算は重要であると考えるので、可能な限り算定を実施していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	複合施設に関して、重複する経費の按分が困難と考えているため。

監査対象部局の対応は、複合施設の場合、明確にコスト算定することは難しいため施設ごとにすべてのコストを算定することが困難であり、コストの按分はしていない。

受付業務など業務内容が重複していることや、公園内の施設ごとにコスト計算を行うことの有用性は必ずしも明らかではないと考えられ、見解が分かれると思われる。但し、現状、異なる公園施設においてもコストを按分していないため、受益者負担金額の把握のためにもこのようなコストは按分すべきである。

**【結果】** コストの按分は可能な限り実施すべきである。

現在の指定管理業務の中には、異なる公園施設においても、指定管理業務の契約書が同一の場合、コストが按分されていない。異なる公園施設のコストを施設ごとに把握をしない合理的な理由は乏しく、受益者負担金額の把握のためにも施設ごとにコストを按分して収支を把握すべきである。

【結果】指定管理料の精算にあたり実際経費の確認をすることなどによって収支計算書の信用性を確保すべきである。

市は、運動施設のうち、非公募施設については、実際の実経費が、あらかじめ年度協定書で定めた指定管理料を下回った場合、差額の全額を、市に返還することとしている。平成27年度の精算状況は以下の通りである。

施設	1 協定書の 指定管理料 (円)	2 実際経費 (円)	3 返還額 (円) (1-2)
中央体育館外3施設、 5 体育館	212,908,068	205,940,235	6,967,833
樋之池テニスコート、 樋之池プール	18,592,416	16,181,396	2,411,020

この精算に当たり市は、指定管理者の実際経費に関して、費目ごとの金額が記載された収支計算書を手にするのみで、会計記録及び契約書、領収書などの根拠資料との照合がなされていなかった。実際経費の多寡が直接、精算金額に影響するため、実際経費は、会計記録及びその根拠資料と照合すべきであった。

今後、これらの照合を実施することなどによって収支計算書の信用性を確保すべきである。

#### (18) 一般財団法人西宮市都市整備公社

「【意見】公社の役員構成を見直すべき。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>公社(*)の役員は、理事長が副市長、副理事長も元職員2名、それ以外の理事は総務企画局、総務局、市民局、環境局、都市局、土木局の局長であり、監事は、財務部長、会計室長となっている。公社が指定管理者となっている現状では、今後は役員構成も外部からの登用などを行い、より透明性を高めるべきと考える。現在、公益法人等改革により検討を迫られていることから、それとあわせて実施すべきである。</p> <p>(*) 財団法人西宮市都市整備公社 (現 一般財団法人西宮市都市整備公社。以下同様)</p>
報告書の記載ページ	84頁

措置を行った部局名	総合企画局
措置報告書の内容	公社の役員構成については、今後、公益法人制度改革に伴う公益認定申請を行う中で、見直しを行う予定である。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	公社は平成25年4月1日より一般財団法人に移行したため、役員構成についての制限は受けないことから引き続き市職員が役員等に就任している。 なお、今後については、平成28年度中に方針を決定する予定である。

監査対象部局の対応は、平成27年3月において「一般財団法人西宮市都市整備公社について」という今後の方針などを示した文書を作成し、「公社のあり方」を平成28年度中に決定する状況にあり、現状、本件は、役員構成の問題ではなく、公社の存続意義の問題であると考えられる。

「公社のあり方」についての概要は以下の通りである。

<p>・ 今後の方針</p> <p>(1) 現在の指定期間満了後は、当該業務に公社は応募しない。</p> <p>(2) 指定管理者業務以外の事業については、内容その他を見直す。その際、公社廃止も視野に入れ議論を行い、遅くとも平成28年度末までに結論を出す。</p> <p>(3) 見直しの結果、縮小または廃止される事業に従事する公社職員の雇用を原則として確保する。</p>
--

【意見】都市整備公社のあり方について、早急に結論を出すことが望まれる。

現在、公社のあり方に関して検討している内容では、公社そのものの存在意義まで踏み込んだ積極的な検討をしている。公社が実施している各事業の今後の方針において、おもに事業廃止や市直営事業への切り替えを中心とした方向転換を示している。また、この方向転換は、ロードマップにおいて平成28年度末、あるいは、平成29年度末を時期として示しており、早晚実行が見込ま

れる状況である。指定管理者制度の導入以降、公社の存続意義が薄れていることを監査対象部局も認識しており、早急に市に意義のある結論を出すことが望まれる。

(19) 地区市民館等

【意見】施設の管理形態」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	地区市民館や共同利用施設は、収益性が見込める施設ではないとはいえ、あまりに利用率が低い状況は放置しておくべきではない。公民館で活動する地域の推進委員会や登録グループのように住民の主体的な活動を推進し、利用率の向上を図る必要がある。
報告書の記載ページ	119頁
措置を行った部局名	市民局
措置報告書の内容	地区市民館は、地域コミュニティ形成のための拠点施設として、地域の方々が自主的に活用しコミュニティ推進及び活性化を図る目的で設置されたものである。しかし、少子高齢化が進行し、地域住民の意識が大きく変化するなかで、時代の変化に対応した市民館の運営展開を行う必要があると考えており、定期的な市民館運営委員長会議の開催を働きかけ、この会議のなかで運営委員長同士の情報交換や交流の場を持つなどして改善するとともに、市政ニュースや地域情報誌「宮っ子」などの広報媒体を活用のうえ市民館のPRを行っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

市では現在、総務省が作成を求める公共施設等総合管理計画を策定中であり、この計画との整合性をとりながら施設のあり方について検討することとなる。

また、利用率の向上に関しては、上昇傾向にあるものの、周辺地域で満たされていない行政サービスの実施のための活用など更なる向上を検討しており、引き続き利用率向上のための取り組みを努められたい。

## 2. 平成21年度 普通財産を中心とした管理に係る財務事務について

### 1. 当初監査の概要

#### (1) 選定理由（要約）

市では財政状況が一段と厳しくなっていることから、財政改善のために「第3次西宮市行財政改善実施計画（平成18年度以降実施項目の具体化・追加による改訂）（平成17年11月）」を策定している。そこでは、自主財源の確保として「遊休市有地の売却」を掲げており、「具体的な利用計画が定まっていない市有地を整理・集約し、順次、売却処分する。」とあり、平成17年度から20年度の4年間で18億円の財源増加の目標を掲げている。

遊休市有地の有効活用もしくは売却は市にとって急を要する課題のひとつであり、実施計画の進捗管理を行ううえでも、外部の視点で検証することは有効性が高いと考える。

また、地方公会計制度改革に関連して、平成21年度末までに「資産・債務改革」の方向性と具体的な施策を策定することがうたわれており、そこでは遊休資産の把握を早急に行うことが要求されており、その整理にも寄与するものとする。さらに、全庁的に統一的な基準等により、財産管理の事務が適正になされているかを確認すること、特に普通財産貸付事務の妥当性（貸付料計算の妥当性、無償貸付または減額貸付の公平性等）及び公有財産の有効活用を確認することが有用と考える。

以上のことから、公有財産の効果的な活用をさらに推進させ、財政改革に寄与するために、普通財産を中心とした管理に係る財務事務について監査対象とした。

#### (2) 監査の着眼点

普通財産が有効に活用されているかどうかを検討するにあたって、普通財産貸付事務の妥当性（貸付料計算の妥当性、貸付料の無償貸付または減額貸付の公平性等）、普通財産の管理事務の合規性に着目した。ここで、本テーマは、普通財産を取扱う全部局を対象とするものであるため、管理事務が全庁統一的になされているかの視点も取入れることとした。

さらに、行政財産の中にも使用目的の変更により普通財産として管理すべきものがないか、早期売却すべきものがないか確認することは重要である。そこで、行政財産から普通財産への用途廃止に関する手続の妥当性について検討した。

また、市有財産の売却や有効活用の方策についても検討し、普通財産の管理事務の合規性のみならず、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から、市有財産の効果的な活用を更に推進させ、財政改革に寄与することに主眼を置いた。

以上より、1. 普通財産の貸付事務の検討 2. 公有財産（行政財産、普通財産）の有効活用に係る検討 3. その他の3項目に大別し、次に掲げる事項を監査の視点とした。

(1) 普通財産の貸付事務の検討

- ① 普通財産の貸付事務が法令や「西宮市公有財産規則」（以下、「公有財産規則」という。）等の例規等に準拠しているか。
- ② 無償貸付または減額貸付（以下、無償貸付のことを「全額減免」、50%の減免であれば「半額減免」など、「減免」という言葉を用いる場合もある）している場合には、その理由が妥当か。また、各部局間で統一性が取れているか。取れていない場合はその理由は合理的か。
- ③ 貸付期間が不必要に長期となっていないか、契約更新時に契約内容を見直しているか。
- ④ 市の施策に沿った利用が行われているなど、有効活用が図れているか。

(2) 公有財産（行政財産、普通財産）の有効活用に係る検討

- ① 公有財産の使用状況、未利用財産情報を適切に把握し、公有財産の有効活用を図るしくみを整備し、適切に運用しているか。
- ② 公有財産の有効活用が図られていないものはないか。特に、行政財産において、用途廃止手続（普通財産への移管処理）を適時に行っていないため、早期売却・貸付等の処理が遅れているものはないか。

(3) その他

- ① 公有財産台帳及び関連する台帳の記載内容は正確か。また、公有財産台帳の信頼性を確保する統制手続を適切に整備・運用しているか。
- ② 公有財産全体の管理は適切か。管理手続は効率的に全部局で統一した方針をもって行われているか。
- ③ 「資産・債務改革」など、資産管理に関する地方公会計制度改革への取り組みは適切か。

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	54 件	39 件	9 件	6 件
意見	50 件	33 件	8 件	9 件

### (2) 現監査人の調査後

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	54 件	39 件	9 件	6 件
意見	50 件	33 件	8 件	9 件

## 3. 主な措置状況

### (1) 兵庫県六甲保養荘周辺用地

「【結果及び指摘事項】資産の譲渡あるいは貸付料の徴収について検討すべきである。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>開設当時とは異なり、現在は、六甲保養荘の利用対象者が高齢者、障がいのある人だけではなく、誰もが利用可能な宿泊施設に変更している点から、無償貸付の根拠であった「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条の「公用若しくは公共用又は公共事業の用」に供しているとはいえ、貸付料の減免はすべきではない。市は、兵庫県に、土地の使用目的の変更により、無償貸付を継続できない旨説明し、土地の一体的利用の観点から売却することについて、兵庫県とともに検討していくべきと考える。その結果、売却ができないということならば、最低限、「公有財産規則」に沿って減免なしの有償貸付とすることを求めるべきである。</p>
報告書の記載ページ	51 頁



措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	市が誘致した経過や高齢者等に優遇料金を設けても利用実態に大差がないことを考えると、公益事業としての使用目的に大きな変化はないと考えている。しかしながら、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」については任意規定であることから、貴重な市有財産を有効活用する観点を基本にしながら、売却や有償貸付について兵庫県と協議していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	交渉相手との協議に時間を要しているため。

現在、県との間で締結している「使用貸借契約書」では、無償貸付を了解していることから、第一条で「無償で貸し付けるものとする」と明記されている。ただ、市側見解では、無償貸付となっているのは、当初貸付時の施設利用条件が、市の条例、規定に照らして無償貸付でも可との判断ができるものだったためだが、現状の施設利用状況が無償貸付の状態と乖離してきているとの認識があり、条件変更を県側と交渉しているとのことである。

詳述すると、県所有の六甲保養荘は約2万8千人(内、高齢者・障害者は2万2千人)の利用者が存在し、一般財団法人ひょうご憩の宿が運営している高齢者を主たる利用対象者とした宿泊施設である。

県の意見としては、『老人休養ホーム定義設置運営要綱』(昭和40年厚生省)には「老人休養ホームの利用者は、概ね60歳以上の者及びその付添い人とする。ただし、利用定員に余裕がある場合には、その他の者の利用を妨げない。」と記載しており、高齢者の利用者数は全体の利用者数の76.6%で多いと考えており、当初の目的と違えていないと主張している。しかし、宿泊予約サイト等で、一般利用者でも利用出来る様にしており、徐々に高齢者の利用率が低下してきて現在の76.6%となっている。市としてはこの状況を鑑みて、当初に比較して高齢者の利用者数は全体の利用者数の76.6%では少なく、『老人休養ホーム定義設置運営要綱』でも許容している一般利用者の利用は副次的でなくなってきたとして、当初の無償貸付の前提である『「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条の「公用若しくは公共用又は公共事業の用」に供している。』という状況から変化したため、有償貸付への変更を県と

交渉している。なお、措置報告書に記載されていた方法の一つである同資産を売却する場合には時価1億2千万円であるのに対して、貸付の場合年3百万円程度の貸付料と試算されている。

無償貸付となっているのは、当初貸付時の施設利用条件が市の規定及び条例に照らして無償貸付でも可との判断ができるものだったが、現状の施設利用状況が無償貸付の状態と乖離してきているとの認識があり、条件変更を県側と平成22年10月26日、平成23年1月27日、同年5月24日、同年11月17日及び平成28年10月に協議を行っていた。現状での使用状況を『老人休養ホーム定義設置運営要綱』と照らしてどのように認定すべきであるかという点の難しさはあるが、市として前回「結果」として指摘された事項に対して、措置を図っている事と、今後も県と再度協議予定である事から一部未措置と判断した。

【結果】使用貸借契約書の条文を見直すべきである。

現在、県との間で締結している「使用貸借契約書」では、当初無償貸付を了解していることから、第一条で「無償で貸し付けるものとする」と明記されているため、現在交渉による解決を図っている状態となっている。今後は本件を問わず、無償貸し付けをする場合においては、「使用貸借契約書」に無償の条件を明示し、その条件に当てはまらない場合には使用貸借契約そのものが消滅するため、新たな契約の締結に関する交渉をする旨を明記すべきである。

## (2) 地域活動支援センター用地

「【意見】土地の有効活用策を市全体で検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	当該土地は敷地が672.99㎡と小規模で、立地も不便であり、利用が限られてしまうため、単独での活用が困難である。隣接する、旧愛宕山寿園と一体での利用可能性を市全体で検討すべきである。
報告書の記載ページ	149頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	「土地の有効活用策を市全体で検討すべき」との意見については、社会福祉施設等の整備用地として旧愛宕山寿園との一体利用についても検討を進める予定にしている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

当該土地については、健康福祉局を中心に、福祉施設等としての活用を模索したが、諸事情により断念したことから、平成22年6月に保育所事業課へ移管換えした。保育所事業課でも、他の事業としての活用を試みたが、結果として断念の上、平成25年6月管財課に移管換えをした。管財課で再度検討した結果、売却処分を行うことに決し、平成27年度から宅地（全区画14区画）として売却を順次図っており、来年度平成29年度に残り2区画完了する予定との説明をうけている。このため措置済と判断した。

### （3）フレンドハウス

「【意見】長期的な視野にたって今後の対策を検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	旧消防職員待機宿舎を西宮市全体で有効活用を図った結果、複数所管の状態（消防局、社会福祉法人一羊会、健康福祉局）となった。一羊会が2、3階を「すずかけ作業所」を実施し、4階でショートステイ事業を実施しているが、2、3階は無償譲渡され、4階は行政財産の一時使用許可となっている。健康福祉局としては、一羊会の要望があれば、区分所有者三者で協議するとのことであるが、権利関係も含めて、長期的な視野にたって今後の対策を検討すべきである。
報告書の記載ページ	148頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	三者で継続して協議を行っている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等
-------------------------------------

現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

健康福祉局に確認したところ、現状では対象物件の使用状況は当時と同じであるとのことだが、当事者三者（消防局、社会福祉法人一羊会、健康福祉局）で協議を重ねた結果、一羊会で行っている事業を近隣にて実施できるよう施設整備を図り、そちらに移転した後に、現フレンドハウスを取り壊して、消防署を建て、現在フレンドハウスの近くにある消防署を移す計画で大筋合意をしたとのことである。計画としては、平成31年度から一羊会が入る予定の施設（すずかけ作業所）の新設工事を図る予定に向かって着手中である事を市の資料にて確認出来たため、措置が完了するのはまだ先ではあるが出口を見出したという意味から、措置済と判断した。

#### （４）道路予定地

「【結果及び指摘事項】資産保全対策や不法占拠に対する対策を行うべき」について

「【意見】資産保全対策を行うべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>フェンスで囲うことが望ましいが、隣接する住宅からの出入口があるため、フェンスをしていない市有地について、無断駐車されている土地があった。</p> <p>当該土地の利用については、書面等による記録が無い。このような状況では、他の利害関係者に明確な根拠を示せないまま当該土地を利用している周辺住民への、その他の住民の不公平感も募り、仮に事故等が起こった場合、その管理責任の所在も不明確となる。</p> <p>市は、住民間の公平性の確保と、事故等が起きた場合の紛争の回避を図るため、利用者を限定して書面で許諾し、目的外使用許可をするか、あるいは、住民が出入りできる程度の面積を残して、フェンスや看板などの設置を検討すべきである。</p>
報告書の記載ページ	14・104頁

措置を行った部局名	都市局
措置報告書の内容	都市計画道路甲子園段上線の道路用地として使用するまでの間、①多目的広場として準公共的に暫定使用の用に供することを市が許諾する②除草、清掃等の管理および安全対策は地元の責任で行うことを柱とした地元自治会との協定を締結する方向で庁内検討に入っている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	庁内での意思決定が明確でなく、自治会との合意文書が存在していないため

当該土地は、民間事業会社が所有していたが、都市計画甲東瓦木南土地区画整理事業の区域内であることから、市有地との交換により、市が取得した。都市計画道路は土地区画整理事業により、すぐに整備できる予定であったが、当該道路事業の着手時期が遅れ、行政財産としては未利用となった状態で現在に至っている。

市によると、「市有地の管理のためにはフェンスをすることが望ましいが、隣接する住宅からの出入り口があることや、フェンスを張るとゴミ収集車が入れなくなり、車が対向した際に逃げ場がなくなる等の事情があるため、フェンスの設置は困難であるとのこと」である。

無断駐車や事故等のトラブルはなく、現在は空き地として開放しており、地域の広場や子供の遊び場、緊急時の消防車、救急車の出動要請時の利用場所等として利用しており、空き地に面している地元住民が日次で手入れをしており、空き地の私物化にならないよう常識の範囲内で花や緑を植え綺麗に管理している状態である。

市としては別用途の検討はしておらず、平成27年の都市計画道路の見直しを経てもなお、甲子園段上線が必要であると判断されたことから、都市計画道路甲子園段上線の道路用地として使用されるまでは、今後も精力的に地元自治会と協議し、用地の適切な管理を継続して行う予定である。

市側では、自治会に対して使用させることを許容する方針であるとのことだが、協定書等の書面は交わしていない。一方、自治会側では、当該土地を事実

上、地元が中心となり管理、利用を実施していくことを認知し了承している自治会総会の文書も存在し、市側より当該土地の管理と利用を認めてもらっていると考えている。

上記の様に、現状を維持する方針を堅持することが市側の判断であるとの説明を受けたが、それを裏付ける庁内での意思決定に関する資料の提示は受けておらず、また自治会との間での合意文書（協定書）は存在していないことから、未措置と判断した。

【意見】自治会と当該土地に関する協定を交わすことが望ましい。

市側と自治会側で実際の運用について合意されているとの市の主張は現状を見る限り理解できるが、自治会と当該土地に関する管理、利用に関する合意書（協定書）を交わすことが当事者間の不要なトラブルを防ぐ意味でも有用であり、望ましいと考える。市側での承認手続きを経た上で、自治会との協定に関する文書を入手する事が望ましい。

#### （５）西北夢保育園および安井保育園

「【意見】建物の貸付料の徴収を検討すべき」について

「【意見】財政的支援の総額を明らかに」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>西北夢保育園の保育所建物については、市がリース会社より５年間で８４，３１４千円でリースしたものを無償で貸付けている。市の私立保育所では、建物は運営する法人の所有であったり、市有地の無償譲渡や無償貸付であったり、設立の経緯によって様々である。法人が建物を所有している保育所は、補助金による負担軽減措置はあるものの発生する一切の費用を法人が負担しており、無償譲渡や無償貸付であっても通常の維持管理費用は負担している。公平性の観点から修繕などの維持管理費相当額は徴収するなど、貸付料の徴収を検討すべきである。</p> <p>平成２０年度の社会福祉法人甲山福祉センターに対する補助金は３９，３２６千円交付されている。貸付料の全額減免が実質的な補助金ということを鑑みれば、財</p>

	政的支援の総額を明らかにするために、貸付料を徴収したうえで、貸付料に相当する金額を含めて補助金とすることもひとつの方法である。
報告書の記載ページ	1 2 4 頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	<p>西北夢保育園の建物の修繕については、建物の躯体部分は市が修繕を行うものの、その他の修繕については、運営法人により行っているところである。よって、ご指摘の維持管理費相当額についても、通常の修繕については法人が負担しているものと考え。</p> <p>保育所への土地及び建物貸付料を含めた財政的支援の総額を明らかにすべきではないかという点については、保育所運営に要する経費について、国の保育単価(民間保育所への運営費補助の基礎となる児童一人当たりに係る月額単価)の考え方の根拠として、実質的に児童処遇に係る部分のみが該当しており、土地及び建物の賃借料は含まれていない。市の保育所運営に係る補助制度については、社会福祉法人の助成に関する条例に基づき交付を行っている。土地及び建物についても、同条例により、通常の条件よりも有利な条件で貸付けることができるとされている。また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条では、無償または時価よりも低い価額で貸付ができることとなっており、市においては政策判断から無償貸付を行っている。ご指摘の点を踏まえ、今後、無償貸付を行う場合には、決裁上に根拠、理由に加え、貸付料を徴収した場合の金額についても記載する。これにより、市としての財政支援の総額を把握した上で、全体的な検討が行えるよう改善を図っていく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり

未措置の原因	貸付料の徴収が、市の施策の後退につながると市側が考えているため
--------	---------------------------------

市によると、民間保育所の運営は、国や市からの運営補助金によって賄われている部分があり、積極的な認可保育施設の整備が求められる中、保育所運営法人から使用料等を徴収することは各法人の運営に著しい支障を及ぼす可能性を否定できず、市の保育施設の整備という施策の後退や保育の質の低下を招き、ひいては保育所児童の環境悪化につながる可能性が残ることから、保育所用地を全額減免にて貸付を行っているとのことである。

運営主体である社会福祉法人が自ら保育所を建設するための用地を確保することも、地価の高騰などから困難となっており、あくまでも市の意向としてはひっ迫する保育所需要に応えることを優先して土地等の手当てを行ったうえで保育所運営主体へ無償で貸付を行う代わりに保育所事業を遂行してもらうことを意図して、貸付料の減免を行っていると考えられる。

各法人まとめて減免根拠、理由を記載した資料を提示してもらい、財産的支援の総額を明らかにした根拠資料として、貸付料台帳に貸付料を徴収した場合の金額(総額)を記載していることは確認したが、支援総額を明らかにする必要性から補助金として補助することが予算総額主義の観点からも望ましい。

また、西北夢保育園の設置者である社会福祉法人では、最近、理事長等の役員による運営費・補助金の私的流用等の不正経理が発覚したことから第三者委員会が設置され、調査報告書が提出されている。西宮市の保育所の運営等における不正経理は指摘されていないが、事業を委託する運営主体として適切かという検討も含め、無償貸付の継続の妥当性を検討する必要があると考えたため、貸付料の徴収を検討する必要性を説いた事項については未措置と判断した。

**【結果】** 運営主体としての適切性判断の検討をすべきである。

当該社会福祉法人では、今回起こった不正事案についての調査が進められ、その対応が図られているとの情報が入っているが、市として果たしてこの運営主体が適切なのか、例えば、当該不正事案を受けての再発防止策の策定およびその履行状況の検討、当該主体が運営している保育所での保育事業の履行状況の十分性の検討など、慎重に検討をするべきである。

**【結果】** 貸付料の有償についての検討は継続すべきである。

当該社会福祉法人に限った話ではなく、無償貸付を実施している先に対しては、今後も継続するべきかどうかを含めて、每期慎重に検討を継続するべきである。



【意見】 補助金により補助することが望ましい。

仮に無償貸付を政策的に決めるとしても、予算総額主義の観点から、支援総額を明らかにする意味で補助金により補助することが望ましい。なお、この点は西北夢保育園及び安井保育園に限ったものではなく、減免措置を受けている市財産対象全体に係るものである。

(6) 貸付料減免に関するルールの明確化について

「【結果及び指摘事項】 貸付料の減免のルールを明確にしたうえで厳格に判断すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>貴重な市有財産を有効活用することが市民の利益であるという観点からも、安易に減免すべきでないと考え。監査の過程で以下のような事例が発見された。</p> <p>1) 条例等で減免できるという条項があるために、できる(任意)規定であるにも関わらず、減免することの妥当性が十分に検討されないまま、全額減免を行っているもの。</p> <p>2) 貸付当初は減免を行う適正な理由があったものの、その後状況の変化があったにも関わらず、契約更新時等にその妥当性の再検討や見直しを行わずに、そのまま減免を行っているもの。このような状態になる原因として、減免に関する明確なルールが存在しないことが考えられる。減免を行うには、貸付の対象となる団体及び使用目的に「公益性」が必要であるが、それに加えて以下に記載の視点も考慮に入れて検討すべきと考える。</p> <p>1) 市の事業との関連性：市が実施すべきと考えられる事業について、使用させる団体等が市有地を使って事業を推進する場合などに限定するため。</p> <p>2) 期間：減免を定期的に見直すために、減免の期間を設ける必要があるため。</p> <p>3) 収益性：公益的事業を行う団体であっても、収益力がある団体であれば、相応の貸付料を徴収することも考えられるため。</p>

	4) 立地条件：市有地の周辺環境が異なる場合があるため。もちろん、適正な理由があれば減免を行うことを否定するわけではないが、安易に減免を行うことは避けるべきである。減免も経済的支援（補助）であることの認識をもつことが必要である。
報告書の記載ページ	9頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	貸付料の減免については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づいて、貸付に至った経緯なども含めて個々のケースにより判断を行ってきたところである。従って、一律的なルール化は困難と考えている。しかしながら、減免にあたり状況の変化があった場合には、減免することの妥当性の検証や見直しを決裁上明記していくことが必要であると考えている。また市の事業との関連性などもより考慮し、減免も経済的支援であることを改めて認識した上で、適正な事務処理に努めていく。

市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断しているため。

今年度包括外部監査人の意見は平成21年度の包括外部監査人の意見と一致しているが、市の見解としては、一律的なルール化は困難と考えており、同一の事業又は目的での減免であっても個々の事情により統一的な運用が難しいとの主張により必要に応じて所管ごとに個別に減免の要否について判断している。

減免することの妥当性の検証や見直しの実施は各所管で個別に対応しており、平成27年度で指摘している通り、全庁一律的な減額適用に関するルール化を推し進めた上で、ルールに照らして合理的かどうかの判断がなされる必要があると判断したため、未措置であると判断した。

【結果】全庁一律的なルール化を目指すべきである。

平成27年に指摘している通り、着実に一律的なルール化を推し進めた上で、ルールに照らして合理的かどうか検討されるべきである。一律的なルールを策定することが困難であると平成27年度の措置状況報告書でも記載されているが、他都市では実際設定していることを鑑みて、再考を求める。また少なくとも、大阪市や京都市が実施しているように、普通財産貸付けにおける減免状況を市民に公表することが求められる。

(7) 自治会施設用地及び建物

「【結果及び指摘事項】貸付財産を利用して事業を実施している部局の所管とすべき」について

「【意見】所管換えを検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	自治会施設用地及び建物の所管は大部分が管財課であるが、他の担当部局で事業を実施している土地がある。これは、当該土地の貸付が、「公有財産規則」第4条の2第2項第2号の施行前に行われたことによる貸付等であり、平成14年改正以前の「公有財産規則」では普通財産は管財課しか所管できなかつたという経緯があるためであるが、自治会集会所は数も多く、貸付事務効率化の観点からも、市民集会施設等管理運営事業を行っている市民局市民活動支援課の所管とすることを検討すべきである。
報告書の記載ページ	11・29頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	貸付事務の効率化を図るために、事業を実施している部局への所管換えを検討及び順次協議していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	庁内で複数の意見があるため。

普通財産である自治会館集会所の管理部局が所管課ではなく管財課であるものとしては、i. 地域団体が法人格を持たないため、開発に伴い開発事業者が地域に寄贈すべきところ、市に寄贈し、市が地域団体に貸与することとなったもの。

ii. 地域団体からの要請に基づき、市の未利用地等を暫定的に貸与しているものであることから、所管課は、当該普通財産を関連事業課が貸付ける性格のものではなく、当面は財産管理の一環として管財課で貸付を行うことが適当と考えている。

このため、現在に至るまでは、管財課が所掌している状況である。現在の当該普通財産の管理部局である管財課としては事業課へ移管したいところではあるが、自治会館所管の事業課としては、今後も管財課が管理する方針で、移管を受ける予定はないとしている。

本来、普通財産であるならば管財課の所管が適切であるが、当該、自治会館集会所は平成19年以前から貸付を開始したものであり、当時の地方自治法により、行政財産は貸付できず、貸付けるためには普通財産にせざるを得なかった、という事情もある。用途は限られてはいるが、回覧板などを通して行政施策の伝達を補完するなど公的役割を担っていることから、目的、定義に当てはめると、行政財産としての性格を有しているため、本来ならば自治会館所管の事業課が管理するのが適切のところ、貸付当初の流れで現在も、従前の形態を維持している。

なお、自治会館建物については、自治会が所有しており、修繕費については自治会から打診を受けて市で検討した上で予算化したものについて、修繕費用の一部を補助金として自治会に交付している。

以上のように、現状では、地域コミュニティを所管している事業課が自治会館施設に関する補助金支援についての管理をしているが、土地というハード面の管理は管財課するべきであるとして管財課が所管している。

しかし、地域コミュニティの活性化という政策目的のための資産である以上、政策実行のためソフト面とハード面の管理運営を分けて管理する合理性は乏しいと言わざるを得ない。ソフトとハードの一体化が未決定であることから未措置と判断した。

**【結果】**自治会館については事業課が所管部署となるべきである。

地域コミュニティの活性化は市が掲げている政策の一つであり、その遂行は行政目的そのものである。従前、地方自治法改正前では、貸付できる資産が普通財産に限られていることから、自治会館として目的が限定されている用途で

の貸付し、活用されている資産についても、現在も普通財産として管理されているところであるが、本質的には行政目的に使っている資産であることを鑑みると、行政財産に近い状態である。その意味からすると、行政目的のために活用する資産であることから、事業課が管理運営すべき資産である。

(8) 教育施設用地

【結果及び指摘事項】 貸付料を徴収すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	学校法人津門学園こばと幼稚園は、津門川改修事業に伴う地元補償として建設されたという経緯があるとのことである。しかしながら、学校法人津門学園への貸付は、他の2件の県立学校とは異なり、私立幼稚園用地の無償貸付であり、これは、私立幼稚園への財政的支援と同義と考える。さらに市は、他の市内私立幼稚園に対して事業費補助は行っているものの運営費補助は行っていないため、幼稚園建設当時の経緯があるとしても、当該幼稚園についてのみ支援を行うことは公平性に欠けるため、貸付料を徴収すべきである。
報告書の記載ページ	30頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	当該物件の貸付については、津門川改修事業に伴う地元補償として、昭和30年に市が公園敷に保育所を建設し、議決を得て建物を地元へ寄付したことが始まりとなっている。その後、建物増築等のため建設局からの要望により底地が用途廃止され、普通財産に切り替えられたことに伴い、管財課において昭和42年より無償貸付を行っている。過去の経緯も十分踏まえながら、関連部局とも協議をして、今後のあり方を検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり

未措置の原因	建設当時の経緯が残留しているため。
--------	-------------------

建設当時の経緯から無償としているところだが、市としては、他の私立幼稚園に対して市有地を無償貸付していないことから、有償化に向けて協議を重ねているところであり、引き続き協議を進めていくとのことである。有償化の実現に向けて協議中の状態であるため、未措置と判断した。

【結果】早急に貸付料を徴収する方針に改善すべきである。

当該土地の貸付は、公立ではない私立幼稚園用地の無償貸付であり、平成21年度包括外部監査で言及があるように、私立幼稚園への財政的支援と同義と考えられる。市は、他の市内私立幼稚園に対して事業費補助は行っているものの運営費補助は行っていないため、幼稚園建設当時の経緯があるとしても、学校法人津門学園に対してのみ土地の無償貸付という経済的支援を続けることは公平性の観点から問題がある。また、約60年間補助を継続してきていることから、十分に補助してきたと判断できるため、早急に貸付料を徴収する方針に改善すべきである。

(9) 駐車場用地及び建物

「【結果及び指摘事項】貸付料の徴収を検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	中央運動公園駐車場、西宮市立中央病院駐車場、鳴尾支所駐車場、名塩会館駐車場、西宮市大谷記念美術館駐車場、塩瀬センター駐車場、津田西駐車場、山口センター駐車場、甲東駅前立体駐車場の用地・建物については、市の公共施設付随の駐車場であり、これらについては、競争原理確保の観点から貸付料の徴収を検討すべきである。
報告書の記載ページ	24頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	上記貸付については、いずれも市の公共施設付随の駐車場として使用するために、都市整備公社や西宮市立中央病院等へ貸付を行ってきているもので、いわゆる市の政策判断によりこれまで無償にて貸付を行ってきた。貸付料の徴収については、個々の貸付に至る経過や利用実

態を十分分析し検討を行っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	政策判断による減免であるとの主張だが、競争原理確保の観点より見直しが必要と判断したため。

鳴尾支所駐車場・塩瀬センター駐車場・津田西駐車場・山口センター駐車場・甲東駅前立体駐車場は措置として有償化した。

無償貸付から有償貸付に方法を改めた駐車場については減額措置を取っておらず、入札公募により、貸付等をしている。

一方、個々の政策目的として無償貸付を継続していく方針の駐車場は、名塩会館駐車場、中央運動公園駐車場、西宮市立中央病院駐車場、西宮市大谷記念美術館駐車場である。

そのうち、名塩会館駐車場については、譲受をした時の条件として無償貸付を行うことが含まれていたこともあり、また立地条件から名塩会館を利用するための駐車場としての利用しかできないため、貸付方法の見直しは不可能である、とのことである。

また、西宮市立中央病院は公益の市民病院であり、組織的に貸付方法の見直しはしているが、現在病院については財政状態の悪化から再建中という事情もあることから無償化を継続する方針であり、近々での用途変更は不可能である、と市側は主張している。病院再建と無償貸付の見直しのタイミングはリンクするものと考えられることから、しばらくは市側の判断を尊重するほかないと考える。

さらに、西宮市大谷記念美術館駐車場については、経済性および競争原理確保の観点より、大谷記念美術館が収益事業として当該駐車場利用者より利用料を徴収することを前提として市が大谷記念美術館へ有償貸付を行うことも考えられるところであるが、利用者から駐車場利用料を徴収することなく市が大谷記念美術館に利用料の無償化を継続する方が、当該美術館建設のために土地等を寄贈した当時の個人の意思を尊重することに合致するとの判断をした、との説明を受けている。また大谷記念美術館の駐車場として当該指摘の土地（文化振興課所管の土地）とは別にある最も面積の大きい駐車場である教育委員会所管の土地について、大谷記念美術館の近隣に位置しているが、徒歩で10分ほ

どかかる教育文化センターの利用者駐車場としても教育委員会が直接管理しており、大谷記念美術館の利用者も共同で利用している。こちらの方の有償化も種々の経緯より困難であることから、文化振興課所管の土地についてのみ有償化することは事実上困難との判断も作用しているとのことである。

このため、名塩会館駐車場、西宮市中央病院駐車場および西宮市大谷記念美術館については、個別の事情及び経緯等より市として無償貸付を行うことは止むなし、との判断をしたうえで実施していると考えられ、措置済と判断した。

これに対して、中央運動公園駐車場については、中央運動公園の収益事業は有料駐車場の運営であり、一部無料時間帯を設け、体育館等の利用者の利便性向上に寄与するなど一定の役割を果たしているものの、基本的には有料で施設利用者に貸しており利用料収入を得ている。他の市有施設を管理する指定管理者に対して、有償貸付していることと比べた際、特に当該中央公園では収益事業としての駐車場より利益が生じて法人税を納付している状況であることを考慮した時、当該駐車場の貸付料を減免して無償化することは、他の貸付先及び近隣民間事業者との競争原理確保の観点から公平性を欠く部分が残る。

措置を行い、有償化した駐車場もあり、名塩会館駐車場、西宮市立中央病院については無償貸付の是非を検討した上で無償貸付継続をしており措置済みと判断できるが、西宮中央運動公園については、無償貸し付けの継続を再度検討する必要があると判断したため一部未措置と判断した。

【意見】財務状況を踏まえた上で、無償化継続の是非を検討することが望ましい。

中央運動公園は現在、収益事業のための駐車場について、利益が生じ、継続して法人税を納めている状況下で、事業継続のための支援を超えた無償貸与を行っているといわざるを得ない。

他の貸付先及び近隣民間事業者との競争原理確保の観点から無償化継続の是非を再度検討していくことが望ましい。

#### (10) 受益法人等事務用地及び建物

「【結果及び指摘事項】減免を見直すことを検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	受益者負担の原則から、これらの貸付料については、貸館やスポーツ会館ならば施設利用者が、学校給食会や西宮市納税協会ならば施設の貸付先団体が負担すべき



	ものであり、また、指定管理者として選定している団体に対して市有財産の無償貸付を行うことは、競争原理の確保の観点からなおさら望ましくないため、減免を見直すことを検討すべきである。
報告書の記載ページ	26頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	公益法人等への貸付については、市の施策として「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条に基づいて、当初から無償貸付を行っているものであり、貸付先団体や施設利用者に対して貸付料を負担させることについては非常に困難であると現時点では考えている。ご指摘いただいている趣旨については、契約更新の際などにおいて減免額や減免の根拠について改めて検証を行っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	政策判断による減免であるとの主張だが、見直しが必要と判断したため。

西宮市文化振興財団に対する貸館用地は現在、貸付は行っていない。  
 庁内でも減免には様々な意見がある様だが、継続する方針とのことである。  
 しかし、競争原理の確保の観点を検討した際、外郭団体への無償貸付はより慎重に判断する必要がある。  
 無償貸付を継続するべきかどうかの検討が不十分と考えられるため、未措置と判断した。

【意見】 減免の見直しに向けて、引き続き検討していくことが望ましい。

外郭団体への無償貸付は、公共的団体が公益的な目的での土地利用であることを根拠に認められるべきものであり、当該減免は運営費補助を目的とした政策判断によるものと考えざるを得ないことから、減免の見直しに向けて、引き続き検討していくことが望ましい。有償化が困難である場合は、方法として、補助金による補助をすることで予算総額主義にも合致した見える形の援助を行

うことが望ましい。

(11) 山口町多目的広場

【意見】 所管換えを検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>普通財産については、財産の有効活用の観点から原則的には早期売却を求めていくべきであるが、当該土地は周辺に民家のない山中であり、売却は困難と思われる。同様の理由で貸付も難しい。そうすると、売却・貸付以外の財産の有効活用策の検討が必要になるが、当該土地は、スポーツ施設のグラウンドとして、土日はほぼ100%の利用率で利用されている実績があるため、今後も引き続きグラウンドとして利用することが、市民のためになり、有効な活用であると考え。そして、当該土地は簡易整備とはいえ、実態は、スポーツ施設として使用されており、また管理運営も他の市のスポーツ施設同様に行われている。そのような状況であるならば、財産管理についても、公共目的の失われた普通財産の管理を行う管財課の所管ではなく、市のスポーツ施設という行政財産として、教育委員会の所管とすることを検討すべきである。</p>
報告書の記載ページ	37頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	<p>現在の普通財産をしかるべき事業課に所管を変更し、行政財産とすることが必要であり、当該土地の利用計画の位置付けを庁内で検討していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

市において、スポーツ施設または運動公園として整備することを検討したが、実現に至っていない。また、施設利用がほとんど土日祝に限られている。行政財産として公園や有料スポーツ施設にするのは適切ではないと判断し、普通財産として多目的に利用できる無料施設として、管財課所管のまま管理を継続する方針である。

しかし、今年度中に広場の計画設計し、来年度には施設等を建設し、周辺環境や安全対策に配慮した最低限の整備を行い、今後は、利用状況の変化や施設整備の必要性など施設を取り巻く状況の変化を踏まえて、施設の性格や担当部局について検討するとのことである。

まだ先ではあるが、出口を見出したという意味から、措置済と判断した。

#### (12) 公益的施設予定地

「【意見】(仮題)行政サービスを提供できるように調整を行うべき(すみれ台遊休土地)」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	現状の規制を前提とすれば、売却は困難であるが、隣接する道路を隔てた周囲が住宅地として利用されているなかで、面積が22,588.88㎡、金額にして9億円を超える土地が、このままであると半永久的に未利用のまま保有し続けることとなる。そのような土地を無用に放置し続けることは、当然ながら好ましくない。例えば、市民農園や、近隣住民の公園などとするこことによって、少しでも行政サービスを提供できるように調整を行うべきである。
報告書の記載ページ	39頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	当該土地は昭和63年3月に、すみれ台開発に関連して教育施設用地として市が寄付受けして以来、当初の目的に利用されることなく未利用の状態が継続している。市街化調整区域であるため住宅を建てることもできず売却も困難なことから、例えば市民農園や公園などの有効活用策を庁内で検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等

現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	市街地調整区域であり、交通の便が悪いため。

当該土地は、昭和63年3月、すみれ台を宅地分譲のために開発した阪急電鉄株式会社が、市へ寄付した土地で、すべて自然環境や農業などを守るために、市街化を抑制する市街化調整区域である。この区域内においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限されており、新たな建築物を建てることのできないため、寄付を受けてから現在まで、未利用の状態が継続している。当該土地の周辺は一戸建ての住宅が広がっている。

現在は、フェンスで囲われており、1箇所しかない出入口は施錠され、敷地内に入れられないようになっており、秋になるとススキの穂が周辺に飛散するため、市は、年に一度、近隣に影響が出ない範囲で一部分、民間業者に除草作業を委託している。

市によると、公益的施設予定地として寄付を受けた当初は、山口小学校、山口中学校の生徒が増加した場合の第2グラウンドとして利用することを計画し、その計画が具体化されるまでの間は普通財産として管財課の所管とした、とのことである。しかし、その後、財政的理由や、当初の計画どおり生徒が増加しないことにより、現在まで20年超の期間、第2グラウンドの整備計画は具体化されることなく、寄付を受けた当時から未利用の状態が継続している。

管財課は基本的に公用または公共用に供していない普通財産を管理する部署であり、普通財産の将来における利用形態等については、引き続き庁内で協議、検討し、有効な利用方法を模索していくべきである。しかし、当該土地については、市街化調整区域であり、交通の便が悪いことから、事業を実施することも、売却することも、貸付することも困難な状況である。

平成20年度に管財課が実施した未利用地調査結果表には当該土地は記載されているが、各担当部局からの利用要望はなかった。

太陽光パネルの設置が検討されたが、除草しないと立ち入りできない状態であり、現状の一部除草なら定期的に除草費が発生し、全部除草するなら300万円程除草費が発生する。しかし、山に戻す方向で除草をやめると、ススキの穂が発生し、アレルギー等で苦情が再度発生してしまう。売却しようにも、買い手が存在せず、有効活用する方法としては、現時点では未決定であるため、未措置と判断した。

【意見】有効活用に向けて措置を講じていくことが望ましい。

すみれ台遊休土地については、市内のみならず民間からのコンペによる提案などを活用することにより、この土地が有効に活用される方針を決定し、有効活用に向けた措置を着実に講じていくことが望ましい。

(13) 上田中町宅地

「【意見】売却を視野に入れつつ、今後の有効活用を検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	当該土地について、今後も駐車場用地として貸付けることを続けるならば、多額の資金を投入しながら事業化されない基金の問題は根本的には解決しない。さらに、当該土地は取得から10年超を経ているが、その間事業は行われなかったという点、また、平成20年度に管財課が実施した未利用地調査においても各局からの利用要望はなかった点から、今後、当該土地を利用した事業計画が策定される可能性は極めて低いと考える。以上より、財産の有効活用の観点から、当該土地については売却し、早期資金化を進めることも検討の余地がある。なお、周辺は住宅地であり宅地としての売却可能性は高いと考える。
報告書の記載ページ	70頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	現在の暫定利用形態である駐車場としての利用状況も勘案しながら、土地開発基金条例のあり方という根本的な整理を行った後、売却を含めた有効利用について検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	政策目的での利用か売却かの検討に時間を要しているため。

当該土地は、土地開発公社が小学校のプール用地のために先行買収した土地の残地を、土地開発公社で保有するよりも基金で保有する方が、金利負担が有利であるため、平成11年9月に、土地開発基金（以下、基金）で取得した土地である。

基金で取得した土地は、基金廃止後、それ以外の土地と区分するため、すべて「普通財産その他」とするという担当部局の方針により、取得当初から、管財課所管の「普通財産その他」とされている。

なお、平成23年度途中に保育所用地として利活用するため契約解除を行い、都市整備公社への貸付けは行っていない。

仮設保育所としての利用も取り止め、現在更地の状態であり、駐車場としても不可能な状態である。

上記の経緯で管財課に所管を戻し所掌している。売却するなら宅地としては売却できるが、教育目的として利用する可能性もあるため売却できない状況であり、売却しないのなら、転用目的があるか調査している状況であるため、未措置と判断した。

【意見】 早期に意思決定を行うことが望ましい。

過去に事業は行われなかったという点、また、管財課が実施した未利用地調査においても各局からの利用要望はなかった点を踏まえて、今後の有効活用に向けての方針等の意思決定を早急に行うことが望ましい。

#### (14) 公用車駐車場

「【意見】 公用駐車場として利用する意思決定をするならば、行政財産に変更すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>既述の通り、当該土地について、現在のように公用車駐車場としての暫定利用をし続けるならば、多額の資金を投入しながら事業化されない基金の問題が根本的には解決しない。平成20年度「未利用地調査結果表」に当該土地が含まれていないことから、市は、当該土地が未利用または低利用とは考えておらず、当面公用車駐車場として継続使用するほかに事業計画はないと思われる。そうであるならば、当該土地は、本庁舎の公用車駐</p>

	車場と使用目的が同じである。市が公用車駐車場として今後も使用することを意思決定した上で、当該土地については、「普通財産その他」から「行政財産」へ変更すべきである。
報告書の記載ページ	73頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	公用車駐車場として利用している当該土地については、本庁舎周辺一体整備のため必要不可欠な土地であり、事業計画が策定されるまでの間、有効利用をするため本庁舎公用車駐車場として暫定的に利用しているものである。今後、土地開発基金条例のあり方という根本的な整理を行ったうえで、将来の利用計画も含め検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

当該土地は平成12年1月に、将来の庁舎周辺一帯整備の一環として南館の拡張用地として当該土地を基金の土地として先行取得したものだが、土地開発公社の土地を利用しているのではなく、現在は市に移管して市の財産になっている状態である。

平成24年3月に当該土地に西館が建設されて以来、土地全部を行政財産に変更しているため、措置済と判断した。

(15) 旧甲子園浜用地・山口町用地

「【意見】土地の処分に係る意思決定を早急に行うべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	未利用地として保有し続けることで、毎年の維持管理費用及び借入金の利息などが、無用に費やされることとなる。また、売却すれば、固定資産税や都市計画税の収

	入が毎年得られるはずである。したがって、できる限り早急に売却する土地を決定し、売却を実行することが重要である。
報告書の記載ページ	93頁
措置を行った部局名	土地開発公社
措置報告書の内容	土地の処分に係る意思決定については、西宮市土地開発公社長期保有地の市の事業での利活用の可能性について検討を進めるとともに、市による買戻し計画の策定を進めているところであり、市の事業による利活用の見込みがない土地については、売却処分を進める予定である。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	山口町用地…立地が原因で、売却に時間を要している。 旧甲子園浜用地…利用目的の選定に時間を要している。

平成23年度からの西宮市土地開発公社経営健全化計画の実施により、公社の長期保有土地の買い戻しを行い、土地開発公社が長期保有する土地は、旧甲子園浜下水処理場用地と山口町の宅地分譲用地2区画約430㎡となっている。

西宮市土地開発公社の作成している山口町のパンフレットを閲覧し毎年価格も見直していることの確認を行った。当該土地の問い合わせはあったが、申し込みはない状態である。民間の分譲がないため、比較はできないが、高低差のある立地であるため、値段は低い。隣地を支える法面のような土地で道路面からの高低差が大きい土地であるため、売却による処分は困難であるが、引き続き分譲による売却を進めていく方針である。

旧甲子園浜下水処理場用地は現在、アコーディア甲子園浜に10年間の期限付きで平成31年7月末まで定期借地権が設定された賃貸借契約により貸付中で、期間満了後の利活用については、全庁的に調査依頼を実施しており、平成29年度中を目途に方針を決定するように検討していく方針である。

10年の期限の定めを設けたのは、公社の取得した土地は、市による再取得が前提となっているからであり、あまりに長期にわたる貸付は、公社の取得目的に合わず、市の行政目的に沿ったものとの判断である。当該土地の事業計画



を調整し策定するため、活用意向調査書を読覧し適切に利活用要望を調査している事の確認を行ったが、平成28年9月時点で行っていることは、具体的な方針の詰めではなく、賃貸期間終了後の用途を市内の各課にアンケート方式で投げかけて、回答が一件のみあった状態である。

山口町宅地分譲用地については売却処分に向けて措置を行っているが、旧浜甲子園下水処理用地については、過年度監査人の意見にある通り、具体的用途をより早く決定することでより有利な融資条件も引き出すことができる等決定過程を早めることが必要であるため、一部未措置と判断した。

【意見】早急に旧甲子園浜下水処理場用地の利用目的を決定し、その方針に向けての具体的な対応を図ることが望ましい。

使用目的が具体化しないまま、将来、市が一定の目的で使用することを前提に一旦10年間の定期借地契約を民間事業者と結んでおきながら、10年が経過しようとする現段階でも市としての確たる使用目的が見出せない状態は、市として真に必要とする土地とは言い難い。

従って、旧甲子園浜下水処理場用地の方針を早急に決めることが望ましい。

#### (16) 元甲陽園本庄町住宅

「【意見】得られるはずであった収入とこれまでにかけた費用を認識したうえで、早期の処分等を目指すべき。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	平成20年度末推定時価で売却したと仮定すれば、1,054,424千円となり、さらに、毎年、5,318千円（固定資産税4,380千円、都市計画税938千円）の収入が得られたはずである。これまで無償で貸付けてきたことで、得られるはずであった収入が得られていないこと及び今後も費用が発生するということを認識したうえで、今後の方針等の意思決定を早急に行うべき。
報告書の記載ページ	159頁
措置を行った部局名	都市局
措置報告書の内容	ご指摘にある上記土地については、公有財産の効果的

	活用や財政改善にも寄与できるよう、計画的な売却促進と有効活用を図っていく。
--	---------------------------------------

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	政策目的の検討に時間を要しているため。

市として木造市営住宅の全廃が事業設定され、その中で当地の全戸撤去が完了し、現在は更地であり、都市局において定期的に巡回を行い不法占拠の有無等を確認するとともに、除草作業等を維持管理として行っている。

対象土地については、これまで、売却を模索する一方で、市の協働事業として地域住民とともに当該土地の整備について検討していくという取組みの一環として、平成15年度より地域団体に対して暫定的に使用を許可することとなったが、有効活用について明確にされないまま現在に至っている。

利用予定のない土地は売却が基本であるが、昨年の12月頃から、当該土地の活用方針の決定のため、庁内関係部局で跡地活用の検討を続けており、待機児童対策などの公共施設用地としての活用や一部売却処分の可能性について調査している。

措置が完了するのはまだ先ではあるが、方向性を見出したという意味から、一部未措置と判断した。

【意見】活用方針に向けて着実に措置を講じることが望ましい。

売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入が失われ、維持管理費用額等が支出されるため、決定された方針に向けて着実に措置を講じることが望ましい。

#### (17) 水道局保有の遊休・低利用資産

【結果及び指摘事項】有効活用が図れていない財産については、早急に売却処分または貸付すべき」について

【意見】土地の処分方針に係る意思決定を早急に行うべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書
--------------------------

結果及び意見の要約	<p>水道局では、今後、低・未利用資産となる可能性のある資産を含め全面的に洗い出しを行ったうえで、今年度中には物件ごとの処分方針を決定しようとしているなど、一定の努力は認められる。しかしながら、冒頭の表の通り(表は略)、行政財産としての利用が終了した事業年度は、最も新しいものでも平成13年度であり、8年を経過している。意思決定が遅れるごとに、売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入が失われ、維持管理費用額等が支出されることを認識すべきである。</p>
報告書の記載ページ	121頁
措置を行った部局名	水道局
措置報告書の内容	<p>水道局では、遊休・低利用資産の有効な活用方法の検討をするにあたり、今回包括外部監査対象の遊休・低利用資産以外の土地・建物についても包括的に見直しを行い、平成22年3月市議会にて所管事務報告を行った。</p> <p>見直しにあたっては、売却を検討するもの、売却の可能性を検討するもの、水道局内において将来の使用方法等を検討するとともに、必要に応じて市関係部局等と協議する必要のあるもの等に遊休・低利用資産を分類し、それぞれ資産ごとに処理方針の検討を行い、①一定の面積を有し、公道に面している等、単独での土地利用が可能な土地については公募による売却予定とする②面積狭小、公道に面していない等、単独での土地利用が困難な土地については、近隣者等への随意契約を基本として早期の売却を図る③土地利用にあたっては大規模な土地造成が必要である、または山間に位置する等当面は売却困難な土地については現状の維持管理を継続する④財団法人西宮市水道サービス協会に貸付、協会が駐車場事業を実施していた土地については、平成21年度末での協会廃止に伴い、水道局において駐車場事業を引き継ぎ、貸付を継続するとの整理を行った。</p> <p>但し、売却にあたっては、現地に残っている構造物の撤去について個別に方法・費用負担等の検討が必要であることから、今後、この検討をさらに進めた上で、処理方針に基づき早期の有効活用が図れるよう取り組んでい</p>

	く。
--	----

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	立地等の影響により売却が容易ではない。

具体的な施設ごとの状況と今後の方針は下記に表に示している通りである。土地の立地、形状等から土地利用が困難であったり、売却処分するにあたって発生するコストの方が売却処分した場合の利用価値より高いため売却に至っていないが、売却に向けて措置を行っているため、一部未措置と判断した。

用地名称等	現在の状況	今後の方針
公舎用地	現在は更地の状態で、立地は車がなければ不便であり、上に行けば平面に近いが、多少ながら崖地のため斜行があり、前面道路との高低差があり、水路もあるため住宅地にするためには整備を行わなければならない。	隣接する甲陽配水所整備時に使用予定であるが、整備後に売却を中心に再検討する方針である。
ポンプ場用地	間口が狭小であるため、敷地面積の約3分の1は建物を建てることができない土地であり、廃止した井戸が残っており、管理のために、現在は門扉を設置し、不要な侵入を防いでいる。井戸を撤去するにも大型なため隣接建物等に影響がでるため、撤去できず、売却が困難である。井戸を災害用の水として使用するなど緊急時の防災用地としての使用ということで検討したが、局内下水道部の利用要望もなく、市各課からの利用希望もない。	年3回の除草作業を行っており、現状での維持管理を継続する方針である。

清瀬台中継槽	崖地を除いた有効面積約 270 m <sup>2</sup> で、幅も狭くまた前面道路との高低差がある。 現在は管理のための門扉・フェンスを設置し、不要な侵入を防いでいる。	残存している施設の解体撤去など課題が多いなどから、土地利用が困難であり、具体的な有効活用方法がなく、売却も難しいと考えており、現状での維持管理を継続する方針である。
北六甲台第一中継槽	前面道路との高低差があり、敷地の約 3 分の 1 が法面という土地形態であり、活用が難しい土地である。現在は管理のための門扉・フェンスを設置し、不要な侵入を防いでいる。 現地維持管理上、年 3 回の除草作業を行っている。	現存の建造物の撤去について方法・費用負担等の検討を進めた結果、高低差があることから撤去せずに、現状有姿で売却予定にする判断に至った。現状有姿で売却するために必要な条件等売却方法を整理した上で、上下水道局で売却する予定である。
北六甲台第二中継槽	当該土地に隣接する公園用地の擁壁の水抜き穴等からの流水を公園用地との境界付近に設置している側溝で受ける形になっているため、売却にあたっては用地処理が必要である。平成 28 年度に現地に残存する水槽やポンプ室等の施設を撤去し平成 29 年度以降売却を図る予定であったが、解体撤去が先送りになり予定より遅れている。	平成 29 年度に現地に残存する施設を撤去し、売却にあたり必要な用地処理を実施し、平成 30 年度以降売却を図る予定である。
売却困難土地	狭小地や崖地を含んだ土地等、土地利用が困難な状態。具体的ではないが、防災倉庫を設置する等の利用方法を検討中。現段階で利用希望はない。	狭小地や崖地を含んだ土地等、有効活用が困難な土地に関しては維持管理を継続していく方針で、未利用地の活

		用できる所とそうでない所を明確に分けて、売却できる部分は早急に処分し、そうでない部分は現状のまま維持管理する方針である。
鯨地浄水場跡地 (北側資材置き場)	現在、井戸・ポンプ室・導水管・配水管が残存している状態である。	導水管と配水管は撤去するが、井戸やポンプ室の撤去は隣接地域に影響があり、コストも発生するため、現状有姿での売却を図る方針である。
斑状歯対策所跡地	平成 26 年度に残存している施設を解体撤去し、平成 27 年度に隣接する幼稚園園児の送迎用駐車場として更地の状態で教育委員会に無償で貸付けている。	本年度も無償貸付けを継続するが、平成 29 年度に教育委員会に有償での所管換えの予定をしている。
駐車場貸付用地である 公舎用地	現在更地の状態で、平成 13 年度から暫定的に駐車場用地として貸付けている。平成 27 年度は 1,182 千円の収入があるが、駐車場事務は局直営で行っているため、人件費コストが発生している。監査事務局からの指摘にもある通り、駐車場貸付はあくまで暫定であり処分可能なところは処分するという中で、施設整備時の活用予定がなく、住宅地に位置しており、売却できる可能性が高いため早急に処分する意向である。	庁内で利用要望について照会したが要望がなかったため、平成 29 年度中に駐車場貸付を終了し、早くて平成 30 年度以降に売却する方針である。

【意見】 早期売却に向けて措置を講じることが望ましい。

売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入が失われ、維持管理費用額等が支出されるため、今後の処分等の方針に向けて早期に措置を講じることが望ましい。

(18) 西宮健康開発センター

「【結果及び指摘事項】 減免を行わず貸付料の徴収を検討すべき」について

「【結果及び指摘事項】 貸付料の減免のルールを明確にしたうえで厳格に判断すべき」について

「【意見】 土地の貸付料の徴収を検討すべき」について

「【意見】 建物の維持管理経費の負担を見直すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書

結果及び意見の要約

西宮健康開発センター（以下、センター）は、土地は市の所有で、市が無償で貸付けており、建物は西宮市医師会（以下、医師会）の所有で、市が無償で借受ている。センターの管理及び保険に要する経費の額を別途契約により市が負担している。国民健康保険を対象とした特定健診や市民を対象としたがん検診を医師会に委託している。市と医師会が実施する検診や人間ドックが混在している階は占有的に使用しているとは考えにくい。市民の健康をチェックして市民福祉に資するという設立趣旨があり、市がセンターの維持管理費相当額を負担するという考え方もあるが、使用割合に応じた負担ではなく補助金として支出する方が実態に即しており、市民への情報提供としても望ましい方法であると考えられる。

また、建物の賃借料は無償であるが、維持管理経費については、借用部分の面積の割合に従い負担しており、平成20年度の負担額は27,419千円となっている。市が双方の実質的な負担額を明確にするためにも、それぞれの貸付料を計算し、どちらがいくら負担すべきかを検討すべきである。市が貸付けている土地貸付料は、「公有財産規則」第31条及び「普通財産の土地貸付料に係る調整措置要綱」第2条を適用し、貸付料を算定した場合の貸付料は、平成20年度で9,163千円（土地の台帳価額(平成20年度)(389,572千円×0.7)×4/1,000×0.7×12月)となる。一方、建物は、施設3,117.04㎡のうち2,234.27㎡を使用貸借契約により市が無償で

	借受ているが、賃貸借契約により賃借料を支払うべきである。
報告書の記載ページ	130頁(9頁)
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	センターでは、市民の健康をチェックして市民福祉に資するという開設当初の趣旨のもと、西宮市の乳幼児健診や成人の健（検）診等を実施しており、必要性・合理性・公平性等を判断した上で「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条の規定に基づき、貸付料の減免が行われている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

設立当初は、市の事業としての取り決めで土地を無償で貸付、建物は賃借料を無償とし、維持管理経費を負担している。

人間ドックを市民が積極的に利用し市民の健康に資するために、センターの建物の維持管理費を負担し無償借入する代わりに、政策目的に基づき当該土地を無償貸付している状態である。

なお、乳幼児健診は市の事業であるため、市が費用を負担している。

平成33年度以降に第二庁舎が設立するため、上下水道局に保健所が移転するように市で調整している段階で、移転に際し、地域保健課もそれに伴って移転する予定である。

移転時に合わせて指摘事項を対応するため、移転規模その後の使用状況も未定であるが、見直しについてはその状況が明らかになった時点で検討する予定である。

土地、建物の契約書・減免申請書・筆別土地台帳を閲覧し、減免根拠、及び貸付条件を記載し、庁内で承認が行われている等、しかるべき事務手続きを適切に実施していることを確認できたことから、措置済と判断した。



### 3. 平成22年度 債権管理事務について

#### 1. 当初監査の概要

##### (1) 選定理由 (要約)

第1に、市の平成21年度の収入未済額(一般会計・特別会計)が、平成10年度から比べて約1.7倍に増加している状況にある。

第2に、市の財政は将来においても厳しいことが予想される。市では人口増加しているものの、今般の景気の落ち込みや雇用・賃金情勢の悪化により、歳入確保の見通しは不透明である一方、市民の高齢化による社会保障給付の増加等により、財政状況は厳しいとの見通しである。こうした中で、収納率の向上等により積極的な財源確保に努めることは重要である。

第3に、市民負担の公平性を保持する観点からも適切な収納対策を行っていくことが必要である。

第4に、新地方公会計制度の下でも、資産・債務改革の重要性がうたわれており、市の資産整理に際しても、債権管理をテーマとする当年度の外部監査が寄与するものとする。

以上より、債権管理事務を監査対象とした。

##### (2) 監査の着眼点 (要約)

市の債権管理にかかる事務の執行が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、収入未済額(以下、「未収債権」という。)に係る徴収事務の(1)合規性(2)経済性、効率性及び有効性(3)公平性の3つの観点に着目している。

###### ① 未収債権に係る徴収事務の合規性

- ・未収債権の徴収等の事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い適切に行われているか。
- ・不納欠損処理は、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、適切に行われているか。

###### ② 未収債権に係る徴収事務の経済性、効率性及び有効性

- ・未収債権の徴収等の事務の執行及び管理は、経済的、効率的かつ有効的に行われているか。
- ・滞納整理等の事務の執行は、経済的、効率的かつ有効的に行われているか。

###### ③ 未収債権に係る徴収事務の公平性

- ・未収債権の徴収や滞納整理等の事務の執行は、公平に実施されているか。

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	9件	6件	2件	1件
意見	47件	24件	19件	4件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	9件	6件	3件	0件
意見	47件	23件	23件	1件

## 3. 主な措置状況

(1) 「【意見】財産調査、滞納処分に関する情報共有を進めるための体制を整備すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>市債権の管理に関する条例第7条第2項では、滞納者に関する情報の相互利用を認めており、「滞納者情報の提供に関する要綱」が平成22年10月1日から実施されているが、市税の調査により得られた滞納者情報のうち、滞納者の所得、資産の内容等については地方税法第22条により守秘義務が課せられている点が担当者の間では強く意識されている。担当者によって情報共有できる範囲について認識の違いもあることから、まずは、担当者が他部署との情報共有が可能である範囲を正しく理解し、その上で、庁内でスムーズに情報共有ができるよう、運用手続を周知することが必要である。また、市税も国民健康保険料も介護保険料も重複して滞納しているような場合に、それぞれの所管課が別々に徴収を行うことは非効率であり、将来的には、こうした重複債権について共同徴収することを検討すべきである。</p>

報告書の記載ページ	30頁
措置を行う部局名	総務局 収納対策本部
措置報告書の内容	<p>収納対策本部は、滞納者情報の共有という点に関しては、まず「滞納者情報の提供に関する要綱」に基づき各担当部局間で対応することとしている。要綱による情報提供状況は、税が提供したものとしては平成22年度中（要綱制定後）で137件に達しているが、まだまだ少ない数字であり、また税が関わらない各種料等においてはあまり利用がなされていないのではと見ている。今後は要綱とその具体的な運用について、より多くの利用がなされるよう周知に努める。なお、重複滞納者についての共同徴収という点については、各徴収金は根拠となる法律や制度が異なることから、これらの知識を身につけることで初めて効率的かつきめ細かい徴収業務、滞納整理にあたるものと考えている。このことから、基本的には各担当部局で対応し、徴収努力を行った上で、情報共有等可能な部分を進めていくべきであり、その上で、個別事案によっては共同徴収もありうると考えている。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	システムが対応していないため。

効率的で、きめ細かな徴収業務や滞納整理には、各未収金の根拠となる法律や制度等への精通が求められることから、未収金対策は、これらを熟知する各未収金所管課が対策の充実を図ることを基本としている。また、平成27年度から収納対策本部に新たに設けた作業部会において、標準的な債権管理事務のあり方や、平成30年度からの市税と国民健康保険料の滞納管理システムの統合及び滞納情報などの共有に向けたシステム導入など諸課題について検討を進めており、市税、国民健康保険料、介護保険料の重複債権の共同徴収については、収納対策に関する諸課題を解決していくなかで、将来的な滞納整理の手法の一つとして、調査・研究していくとしている。現状は、滞納者に関する情報を条例や要綱に基づき紙データによる情報共有を行っているが活用は一部の課に留

まっており、納税課で使用している滞納管理システムと国保収納課で使用している滞納管理システムが別のパッケージのシステムであること等から、重複滞納者の名寄せなど情報等のシステム上の共有は出来ていない状況である。

【結果】システム統合等により財産調査・滞納処分に関する情報共有を図るべきである。

各債権にはそれぞれ担当部局があり、その担当部局が回収にあたるものが原則ではあるが、債務者に関する情報について共有することが出来れば収納率の向上にもつながると考えられる。

強制徴収公債権（地方税・国民健康保険料・介護保険料・保育所保育料等）とそれ以外の債権（生活保護返還金・幼稚園保育料）とでは、回収手続が異なるため債務者に関する情報を統一させることは困難ではあるが、少なくとも強制徴収公債権間では情報の共有化を行うことが収納率の向上に繋がることは明らかである。現在は重複滞納者に関する情報の共有化が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。現在、検討されている市税と国民健康保険料の滞納管理システムの統合及び滞納情報などの共有に向けたシステムなどの活用により、これらを早期に実現する必要がある。

(2) 「【意見】国民健康保険料の滞納について、延滞金を徴収すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市条例によると、国民健康保険料を納期限後に納付した場合には「市長は当該納付金額にその納期限の翌日から納付日までの期間に応じて、延滞金額を加算して徴収することができる（国民健康保険条例第21条）」とされている。しかし、滞納者の多くは低所得者や失業者などであり、実質的には延滞金を賦課しても減免せざるを得ないケースが市税と比べると多いことや、現時点では多額の未収債権を抱えていることもあり、昭和60年度以降、市は延滞金の徴収を行っていない。納付者間の公平性を保つため、また、滞納を未然に防ぐための方法の一つとして、基本的には延滞金の徴収を行うべきであり、必要な場合にのみ延滞金の減免を行うことが望まれ

	る。
報告書の記載ページ	31頁
措置を行った部局名	市民局
措置報告書の内容	<p>国民健康保険料の延滞金については、地方自治法第231条の3第2項において「条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定されており、これを受けて、市では、西宮市国民健康保険条例第21条第1項において「延滞金額を加算して徴収することができる。」と規定している。このように、国民健康保険料の延滞金の徴収については、法・条例ともに義務規定ではなく、裁量規定となっていることから、現在市においては延滞金徴収規定の一律的な適用は行っていない。延滞金を徴収することは、公平性の確保の観点から望ましいと考えているが、60億円に迫る多額の滞納繰越を抱えている現時点で延滞金を課すことは、徴収効率を下げるだけでなく、収納率の低下を招く恐れもあるなど、現実的でないと判断している。しかしながら、差押えなどの滞納処分や不良債権の処理により、滞納対策が一定程度進んだ段階になれば、減免規定等の整備も含めて、その導入を検討できるものと考えている。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	<p>現行のシステムでは延滞金の管理まで出来る仕組みではないことから時間がかかっている。</p>

差押えなどの滞納処分や不良債権の処理により、当初監査の平成22年度に60億円近くあった国民健康保険料の滞納繰越分は、平成28年度では約30億円まで減ってきた。このように滞納対策が一定程度進んできていることから、システム環境が整い次第、延滞金の徴収を行いたいと市は検討している。

【意見】 収納率向上のため延滞金の徴収を行うことが望ましい。

延滞金を徴収しないことによって、期限までに支払うことに対する義務感が薄れ、滞納を生む原因になっていると考えられる。また、延滞金を徴収しなければ、期限内に支払っている者との公平性を欠くことにもなる。延滞金を課すことによって支払いが出来ない債務者の負担がさらに増すことが考えられるが、経済的・身体的理由で納付が出来ない債務者に対しては、保険料の軽減・減免制度で対応すべき問題である。市が現在検討している通り、スピード感を持って滞納に対するペナルティとして延滞金を課することが望まれる。

(3) 「【意見】 保育所運営費負担金の滞納について、延滞金を徴収すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	保育所運営費負担金は国民健康保険料や介護保険料と同じ、地方税法の規定が適用される強制徴収公債権である。しかし、滞納した場合における延滞金については、特に条例に定めがなく、延滞金の徴収は行っていない。保育所運営費負担金は、滞納してもそれを理由に園児を退所させることはできず、滞納しても不利益がないということが滞納を助長する側面があると考えられる。また、適正に期日までに納付した者との公平性の観点からは、滞納者に対しては延滞金という一定のペナルティを課すことが必要である。このため、保育所運営費負担金についても、延滞金にかかる条例を整備し、延滞金の徴収を行うべきである。
報告書の記載ページ	31頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	延滞金については、期限内納付を促す効果がある一方で、本体債務の履行すら困難な滞納者に延滞金を上乗せすることは、新たな滞納につながるため、現状では延滞金を徴収することは困難であると考えている。なお、中核市40市中、延滞金を徴収しているのは、6市のみとなっている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等

現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	延滞金については、期限内納付を促す効果がある一方で、本体債務の履行すら困難な滞納者に延滞金を上乗せすることは、新たな滞納につながるため、現状では延滞金を徴収することは困難であると考えている。

保育所運営費負担金を滞納した場合における延滞金の徴収については、平成23年措置報告（本体債務の履行すら困難な滞納者に延滞金を上乗せすることは新たな滞納に繋がる。）の内容の通り困難と考えている。

保育所運営費負担金に延滞金を徴収している市は、平成23年度では中核市40市中、6市のみであったが、平成28年度では中核市47市中20市と増えてきている傾向にある。

【意見】保育所保育料（保育所運営費負担金）の滞納について延滞金を徴収することが望ましい。

延滞金を徴収しないことによって、期限までに支払うことに対する義務感が薄れ、滞納を生む原因になっていると考えられる。また、延滞金を徴収しなければ、期限内に支払っている者との公平性を欠くことにもなる。

保護者が保育所保育料を滞納している場合に、保育所保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないものとされている。保育所保育料の滞納リストを閲覧したところ、子ども1人目が相当の期間滞納しているにも関わらず、2人目も入所して滞納している事例など、複数名滞納している例が散見された。退所の措置や入所の拒否が出来ない以上、延滞金を課すなど、正当な理由なく保育所保育料を納めない保護者に対しては、厳格な対応を図ることが望まれる。延滞金を徴収する中核市が増えている状況も勘案して検討が望まれる。

（4）「【意見】悪質な滞納者に対する差押え等の事例の公表が望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	国民健康保険料を滞納した場合において、財産調査により預貯金、給与、不動産等が滞納処分（差押え）の対

	象となることがある旨は、市政ニュースやパンフレットに広報されているが、実際の差押え実績の公表はなされていない。依然として保険料の納付意識が高くない世帯があることを考慮し、悪質な滞納者を未然に防ぐ観点からは、差押え実績を広報などにおいて公表することを検討すべきである。
報告書の記載ページ	73頁
措置を行った部局名	市民局
措置報告書の内容	差押え等の事例の公表については、今後、税務部等関係担当部局とも協議しながら検討していきたいと考えている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	事例の公表等により滞納者が差押え逃れのため財産を隠蔽することも考えられ一般的な公表は適切でないと考えている。

納付意識が低く滞納のある世帯に対しては、窓口・電話等での納付相談・交渉の中で直接的に滞納処分的事例を告げ納付を促しており、事例の公表については当面、実施する予定はないと考えている。また、事例の公表等により滞納者が差押え逃れのため財産を隠蔽することも考えられ一般的な公表は適切でないとし市は考えている。

【意見】差押えの事例公表に拘らず、差押え実績の件数だけでも公表することが望ましい。

差押えは、金銭以外の目的として、滞納者に対する心理的な働きかけを与えることが出来る。実際に差押えにまで至らなくとも納付相談や交渉の中で直接的に滞納処分的事例を告げることで納付促進になるケースもあると思われる。このような状況からは、差押え事例の公表は一定の効果があると考えられる。なお、事例公表等により財産隠蔽を図ることが想定されるのであれば、実施件数のみ公表するなども検討されうる。ホームページへの掲載等であればそのほどのコストはかからないと考えられる。市として滞納者に対して厳格に対応する



姿勢を表すためにも差押え実績・件数等を公表することが望ましい。

(5) 「【結果】保育料納付誓約書を漏れなく提出させる必要がある」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>保育料の納付が困難であると認められる場合は、分割納付を適用し、「保育料納付誓約書」を納入義務者から提出させることとなっている(西宮市保育料滞納対策実施要綱第5条第1項)。この「保育料納付誓約書」には、滞納状況、納付計画が記載されており、保育所事業グループが作成したものに滞納者が自署押印することで、民法第147条第1項第3号の金銭債権の消滅時効の中断事由である「債務の承認」をするものである。収入未済額(未収債権)の滞納月数が長い債権上位10件はいずれも「保育料納付誓約書」の提出はなく、保育料を長期に滞納している。「保育料納付誓約書」を作成していない保育料未納額については、督促により時効が中断するものの、督促は月別に行っているため、時効は月別に到来する。「保育料納付誓約書」の入手がないまま一部納付が行われた場合の「債務の承認」は、未納額全体ではなく、充当される対象月の保育料に対して行われたと考えられる。市としては、残額通知書の発送や領収証への残額の記載を行うことによって、未納額全体について「債務の承認」が得られたものとして、時効の中断を適用している。しかし、これらの手続のみで「債務の承認」と認められるかは疑問であり、「債務の承認」に該当しないとすると、時効の成立時に不納欠損処理しなければならない。滞納月数が長い債権上位10件は、保育料の納付実績はあるものの、いずれも過去5年以内に保育料納付誓約書の入手がされておらず、時効が成立している可能性がある。こうした事態を避けるためにも、「保育料納付誓約書」は時効の5年が経過する前にすべての滞納者に漏れなく提出させる必要がある。</p>
報告書の記載ページ	93頁
措置を行った部局名	健康福祉局

措置報告書の内容	保育料納付誓約書については、分割納付をする場合に提出させなければならない書類であり、債務の承認を明確化するためにも、今後、提出を徹底するよう改善に努めていく。
----------	---

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	滞納者からの協力が得られない。

保育料納付誓約書は、分割納付をする場合に提出させなければならない書類であり、保育料納付誓約書がなく、差押えも実施されず、滞納処分の執行停止もされなければ時効経過となる虞がある。債務の承認を明確化するためにも、今後、提出を徹底するよう改善に努めなければならない。

【結果】引続き保育料納付誓約書の入手に努めるべきである。

滞納月数が長い上位者については、分納がされているにもかかわらず、保育料納付誓約書の入手がされていない。分納の前提として保育料納付誓約書を入手すべきで、引続き、保育料納付誓約書の入手に努めるべきである。

また、時効中断等のための手続や納付督促、納付指導等について、弁護士や外部の債権管理・回収アドバイザーへの相談を実施し、外部の専門家の知見を活用して有効な請求方法・回収方法を模索することも検討すべきと考える。

(6) 「【意見】滞納対策手続きをマニュアル化する必要がある」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	滞納対策手続についての具体的なマニュアルがなく、実際の徴収現場においては、担当者の裁量に委ねられている。滞納対策チーム5名はいずれも兼務職員であり、滞納対策のみを専門的に行っているわけではない。その結果、分割納付期間が異常に長期化したり、財産調査の上、差押えを実行すべきか否かの判断が担当者によって異なったりする可能性がある。取り扱いの相違につい

	て、客観的に説明できるよう、個別の要件について可能な範囲でマニュアル化を図ることが望ましい。
報告書の記載ページ	97頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	滞納処分の実施については、財産調査を行う者の基準や執行停止を行う場合の基準など、担当者の裁量に委ねることのないよう基準を作り、改善を図ります。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	検討に時間がかかっている。

西宮市保育料滞納処分執行停止取扱要綱では、以下の滞納処分の執行停止が出来る場合及び執行停止の取り消しの場合の取り扱いを示しているのみに過ぎず、充分とは言えない。

- (1) 滞納繰越分であって、滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによって生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けさせるおそれがあるとき。
- (3) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

【結果】滞納対策手続について文書化してまとめておくべきである。

税務に関する滞納徴収は比較的進んでいるが、一方で滞納徴収に係るノウハウを持っている担当部局もあれば、ノウハウに乏しい課もある。担当者の裁量まかせで滞納対策手続を行っては、十分な対応が図れているとは言い難い。滞納対策手続や判断指針に関する指針をまとめて、滞納徴収を担当する担当者に配布するべきである。措置報告を記載した部局は健康福祉局であるが、該当の意見については、全市的に取り組むべきものであるため、滞納徴収金の収納対策に関する基本の方針の策定及び総合的調整を本来行うべく収納対策本部等が検討すべき内容と考えられる。検討の継続に留まらず、措置対応として実行すべきである。

## 4. 平成23年度 子育て支援に関する財務事務について

### 1. 当初監査の概要

#### (1) 選定理由（要約）

市の保育所の待機児童数は増加しており、近年、女性の就労機会の増加や就労形態の多様化等により、子どもを預けたい親が増えているため、保育需要は高まりをみせるものと思われる。また、核家族化等により子育てに悩みを抱く保護者は増加しており、行政として子どもや子育てを取り巻く環境変化への対応を図る必要性は高まっている。

これまで市では、子育て支援を重点施策の一つとして位置づけ、「子育てするなら西宮」をキャッチフレーズに、保育所整備や子育て総合センターの整備など様々な取組を進めてきた。こうした中で、市の子育て支援に係る事業費は年々増加している。

以上の点を総合的に勘案し、子育て支援に関する財務事務を監査テーマとすることは、重要かつ適時性があり、市民の関心も高いものと考え、これを監査対象として選定した。

#### (2) 監査の着眼点（要約）

子育て支援に関連する事業につき、①合規性②経済性、効率性及び有効性、③公平性の3つの視点に着目している。

##### ① 合規性

- ・子育て支援に係る収入・支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか

##### ② 経済性、効率性及び有効性

- ・子育て支援に係る事業の収入・支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか
- ・子育て支援に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか
- ・子育て支援に係る事業の情報公開は適切に行われているか

##### ③ 公平性

- ・子育て支援に係る事務の執行は、公平に実施されているか

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	2件	2件	0件	0件
意見	27件	11件	13件	3件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	2件	2件	0件	0件
意見	27件	11件	13件	3件

## 3. 主な措置状況

(1) 「【意見】待機児童の解消について ②幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>分園や保育ルームの卒園後も、ほとんどの場合3歳児からも継続して保育が必要となる。現在は、3歳児以降の保育を継続するという観点から、入所選考上、一定の配慮をしており、これまで保育の継続を希望した児童で入所できなかったケースはないとのことである。しかし、平成20年以降3歳児でも待機児童が多くなっており、分園や保育ルームの整備が進むと、分園や保育ルームの卒園後の3歳児からの受入先が確保できなくなるおそれがある。</p> <p>市では、フルタイムで働く保護者が必要とする保育サービスが受けられるのはごく一部の幼稚園に限定される。0～2歳児の受入先は保育所でなければ難しいが、3歳以上児については、幼稚園での受入が可能である。幼稚園での預かり保育サービスを充実させることにより、待機児童の解消につなげるべきである。</p>
報告書の記載ページ	59頁

措置を行った部局名	健康福祉局 こども部 教育委員会
措置報告書の内容	保育所の待機児童解消に向けた方策については、西宮市幼児期の教育・保育審議会において、従来の保育所整備以外の方策について、検討を重ねているところである。幼稚園での預かり保育サービスの充実も含め、幼稚園と保育所の連携体制を築くことが今後ますます重要になってくるものと考えており、今後の審議会での方向性を踏まえ、引き続き検討していく予定である。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	方向性の検討に時間がかかっている。

市内の全ての私立幼稚園（４０園）で３年保育が先行的に実施されていることから、今後も公立幼稚園での３年保育については、実施しない方針としている。しかしその他の取り組みとして、公立幼稚園施設内での小規模保育の受け入れや午後保育日を増やすことにより、サービスの拡大を図ってきている。また、公立幼稚園での一時的な預かり保育については、近隣ボランティアの協力を得て、平成２８年度中に試行的に３園程度実施し、試行実施での利用状況を踏まえて今後のあり方を検討していくこととしている。

なお今後は平成２７年１月に示した「西宮市立幼稚園のあり方について」に基づいた公立幼稚園の適正配置を進めるとともに、休級・休園が決定した公立幼稚園については子育て施設等への転用も含めた待機児童対策の一つとして活用していくことも踏まえて、関係部局とも連携しながら検討を進めていく予定である。

公立幼稚園の一時的な預かり保育の時間は１６時までとなっており、フルタイムで働く保護者のニーズには合致していない。

**【意見】** 公立幼稚園と私立幼稚園のそれぞれの役割分担を踏まえて公立幼稚園の適正配置を検討することが望ましい。

公立幼稚園において一時的な預かり保育を行っている。試行実施園での定員の充足率は高く、在園児保護者のニーズは満たしているものの、時間帯が１６

時までなど、フルタイムで働く保護者のニーズには合致していない。今後も公私立の役割に応じた実施のあり方を検討する必要がある。引き続き「西宮市立幼稚園のあり方について」に沿って公立幼稚園の適正配置を進めることが望まれる。

また、待機児童対策という観点からは、公立幼稚園の認定こども園へのシフトなども検討し、解消を図ることが望まれる。現状、3歳児は公立幼稚園では受け入れられないが、一方で待機児童対策の問題がある中で、公立幼稚園の設備を活用して認定こども園に活用することなど検討の価値があると考えられる。

(2) 「【意見】公立保育所の事業費の縮減に努めるべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>公立保育所では民間保育所に比して、多額の公費が投入されている。公立保育所であっても民間保育所であっても認可保育所であれば、負担する保育料は所得に応じて一定であり、受けているサービスにもさほど違いは認められない。にもかかわらず、公立保育所の児童一人当たりの事業費が大きいのは、人員配置基準の違い(1・2歳児)や、公立保育所の保育士と民間保育士の平均給与に差異があるためである。</p> <p>公立保育所においては、人員配置基準の見直しや、人員構成の見直しなどにより、より一層事業費を縮減することが求められる。また、長期的な視点にたてば、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、公立保育所の民間移管や民間事業者の参入を進めるべきである。市においても、公立保育所の民営化推進計画が検討されているが、当面は、待機児童の解消が重要な課題となっていることから、民営化対象公立保育所と民間移管先保育所を并存させて定員増を図り、待機児童数の解消が図られた後に、公立保育所を閉所する方針が示されている。引き続き、こうした方針にそった取り組みを進めることが必要である。</p>
報告書の記載ページ	59頁
措置を行った部局名	健康福祉局 こども部
措置報告書の内容	公立保育所事業費については、民間保育所の児童一人

	<p>当たり事業費と比較して約1.27倍となっている。しかしながら、平均勤続年数（平均年齢）を比較すると、正規保育士で8.4年（7.5才）高くなっている。公立保育所においては、重度の障がい児童や特別なケアが必要な家庭の児童を多く保育しており、経験豊富なベテラン保育士での保育が求められている。また、公立保育所の施設については、30年以上経過した老朽化施設が数多くあり、補修や修繕に係る維持管理コストが掛かっていることも一因と考えられる。今後は、保育の質を担保しながらも、非正規保育士の活用などを検討することで人件費の縮減に努めるものとする。また、耐震改修や建替えを順次進めることで、維持管理コストの縮減を図るものとする。</p>
--	--

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	直ちに措置されるものではないため。

公立保育所では、公立が担う役割と性質から、障がいを持つ児童や特別な配慮が必要な家庭（児童虐待等）の児童を多く保育しており、民間保育所と単純比較できない一面を有している。しかしながら、負担する保育料は所得に応じて一定であることから、公民比較の改善が求められている。これを受けて公立保育所では、老朽化施設の建替えや耐震改修を順次進めることにより、補修や修繕に係る維持管理コストの縮減に努める方針としている。また民間保育所では、保育士処遇改善を実施するなど、公民比較における人件費の改善を図っている。これらにより、平成24年度と平成26年度の公民比較において、児童一人当たりに係る運営経費の差が1.27倍から1.23倍に縮まり、児童一人当たりの人件費についても、差が1.45倍から1.38倍に縮まっている。

【意見】 1人当たり運営費の算定基礎を公立と民間で揃えて比較することが望ましい。

補修や修繕に係る維持管理コストの縮減の結果、1人当たり運営経費の差が縮まっているとあるが、運営経費の中には減価償却費が含まれていないため、



改築や耐震改修等に係るコストが反映されていない。比較するのであれば、投資コストも含めた同じ算定方法で比較を行うことが望ましい。

(3) 「【意見】 公立幼稚園の事業費の縮減に努めるべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	公立幼稚園では私立幼稚園に比して、多額の公費が投入されている。園児一人当たりの事業費をみると、公立幼稚園は63,300円、私立幼稚園は39,100円、公立幼稚園では私立幼稚園に比べて1.6倍のコストがかかっている。幼稚園よりも保育時間の長い保育所との比較においても、公立保育所とほぼ同水準、民間保育所よりも高い水準である。なお、園児一人当たりの事業費は、公立・私立幼稚園で違いはあるが、保護者による満足度調査の結果では、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差異はない。経済性や効率性の視点からは、公立幼稚園事業費の支出に見合った成果をあげることが求められるとともに、人員の配置方法の見直しなどにより、事業費を縮減していくことが求められている。なお、前述したような、幼稚園の統廃合は、経済性や効率性の視点からは有用な方策である。
報告書の記載ページ	80頁
措置を行った部局名	教育委員会
措置報告書の内容	公立幼稚園と私立幼稚園、幼稚園と保育所に通う児童（とその保護者）の間の公費投入額の格差是正については、西宮市幼児期の教育・保育審議会において、審議していただいているところであり、今後の審議会での方向性を踏まえ、検討していく予定である。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—

未措置の原因	—
--------	---

公費投入額の格差是正については、西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申を踏まえ、平成27年1月「西宮市立幼稚園のあり方について」を公表し、是正を図っているところである。保育料に関しては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、定額の保育料から保護者の所得に応じて負担額を設定することとし、私立幼稚園就園奨励費の支給と合わせて、実質的な公私間格差は解消されたと市は考えている。また、公立幼稚園の統廃合という観点からは、「西宮市立幼稚園のあり方について」に基づき公立幼稚園の適正配置を進めているので、措置済みと判断した。

(4) 「【意見】 児童館の運営主体のあり方について ①将来的には指定管理者制度の導入範囲を拡大すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>市内に児童館は9箇所あるが、市の所有である児童館8箇所のうち6箇所は市の直営、開設年次の新しい2箇所は指定管理者制度を導入している。また、現在、指定管理者制度を導入している2箇所について、指定管理者の選定は非公募によっている。現状では、直営の児童館と指定管理者制度を導入している児童館が並存しているが、市では児童館を利用した子育て広場などの新たな子育て支援事業を拡充している最中であり、こうした事業を的確かつ適時に実施するためには、「直営」の形が進めやすいとしている。また、児童館・児童センターのあり方については、平成20年7月の西宮市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会において、「すべて直営」「すべて指定管理」「現状を継続」の3案で検討が行われている。当該審議会の中で、児童館の指定管理者でもある西宮市社会福祉事業団については、これまで独自で様々なイベントを企画するほか、地域ボランティアの協力も得て団体の特性を活かした取り組みも行うなどし、来館者も多く好評を得ており、評価できる運営内容であるとして、今後3年間は現状のままモニタリングするとの結論を得ていた。その後、現段階では児童館の評価手</p>

	<p>法が定まっていないことや、児童館において不登校児童や家庭内虐待、発達障害など支援が必要なケースを早期に把握し、関係機関につないでいくというコーディネート機能を公的責任の中で充実していくことが必要であるとして、平成23年6月にはモニタリング期間をさらに2年延長したところである。まず、施設の管理運営の方法として、直営とするか、指定管理者制度を導入するかについてであるが、現在進められているような新たな事業を導入するような場合には、現行の直営による管理運営方法が進めやすい状況にある点は理解できるが、今後、こうした取り組みが安定的なものとなった段階では、必ずしも直営による方法が望ましいとは限らない。市の指定管理者制度運用指針の中では、制度趣旨に基づき指定管理者制度の導入を積極的に検討するとしている。すでに一部について指定管理者制度が導入されており、制度の導入が困難な施設ではないのであるから、今後、児童館の実施する事業の評価を行い、果たすべき機能を明確にした上で一定の時期が来れば指定管理者制度の導入範囲を拡大すべきである。</p>
報告書の記載ページ	91頁
措置を行った部局名	健康福祉局 こども部
措置報告書の内容	<p>児童館の運営主体については、国から示された「児童館ガイドライン」を受け、平成24年度に、児童館で行う事業等の評価を行うとともに、従来の放課後の児童の居場所だけではなく、職員の専門性を活かし、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など児童館の活動が地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を考えている。その内容や公的役割も踏まえたうえで、①直営と指定管理 ②指定管理の場合、公募か非公募か、などの運営主体のあり方について検討し、平成24年度中に方向性を出す予定で改善を図っている。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置

改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	検討に時間がかかっている。

中高生の居場所や支援を必要とする親子への対応など、児童館に期待される役割を踏まえながら、運営主体も含めたあり方について、平成28年度中に方向性を出す予定である。現在、市では中高生の居場所や支援を必要とする親子への対応なども含めた児童館に期待される役割を踏まえて検討している。

【意見】スピード感を持って速やかに対応することが望まれる。

措置報告書においては平成24年度中に方向性を出す予定で改善を図るとの記載があるが、4年経った現在においても方向性が示せていない。措置報告書が提出された後はその後の状況を公表する機会は原則としてないため、以後の年度において、措置報告書の通りに措置されたものだと誤解されてしまう可能性がある。引続きペンディングとなっている事項については、方向性が示せない理由を公表し、状況が分かるようにすることが望ましい。

## 5. 平成24年度 外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について

### 1. 当初監査の概要

#### (1) 選定理由 (要約)

市では、平成23年度末において14の外郭団体が存在している。これまで各団体は、市行政が行うべき業務を補完、代替する組織として重要な役割を担ってきた。

しかし、外郭団体を取り巻く環境の変化や、公益法人制度改革、指定管理者制度の導入に伴い、各団体が実施している事業の必要性や団体のあり方について見直す必要があり、「第3次西宮市行財政改善実施計画」(平成17年11月改訂)等の中でも「外郭団体の抜本的な見直し」を取組項目の一つとして掲げ、また、外郭団体(第三セクター等)の抜本的改革を行うにあたり、「西宮市第三セクター等経営検討委員会」を設置し、各団体の事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について検討が行われた(設置期間は平成21年度から平成23年度まで)。

そして、平成23年12月には全国でも先駆的な取り組みとして、第三セクター等への市の関与を規定し、公的支援を行う際は議会の議決を必要とするなど第三セクター等の経営状況や事務の透明性を高め、健全な経営の促進に寄与すること等を目的として、議員提案により「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」が制定された。

こうした中で、市の見直し方針にそって各団体の事業運営が行われているかを確認し、財務事務や経営管理上の課題を明らかにすることは、それぞれの団体がこれまで以上に効果的かつ効率的な経営を行っていくうえにおいて有益であると考え。また、今後、市が各団体の健全性の評価等を行い、外郭団体の経営の自律性を高める支援等を行う際にも有用であると考え、これを監査テーマとして選定した。

#### (2) 監査の視点 (要約)

外郭団体の財務事務の執行及び経営管理事務が、法令及び規程に則り適正に行われているか(合規性)、最小の経費で最大の効果を挙げることができているか(経済性、効率性及び有効性)、民間事業者の参入を阻害する状況にないか、外郭団体が提供するサービスに偏りはないか(公平性)等について、以下の視点で監査を実施した。

- ① 外郭団体に対する市の関与は適切であるか
- ② 外郭団体に対する補助金、委託料、指定管理料等の支出は適切であるか
- ③ 外郭団体の事業運営・経営管理事務は適切であるか

- ④ 外郭団体の会計処理は適切に行われているか
- ⑤ 外郭団体の財産管理は適切に行われているか

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	8件	8件	0件	0件
意見	58件	20件	36件	2件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	9件	8件	1件	0件
意見	57件	18件	37件	2件

## 3. 主な措置状況

### (1) 財団法人 西宮市都市整備公社

「【意見】 公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容（駐車場管理経費の減額についての条項を見直すべき）。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>市営住宅等指定管理業務の中には、駐車場使用料等収納関係業務が含まれている。ここで、駐車場の管理経費について、平成23年度における市と民間事業者の契約では、「毎年3月末の駐車場使用料の収入額（過年度を含む）が年度協定で定める収入額を下回った場合は、管理経費の減額を行うことができる。」とされており、一定額の収入（8,000万円）を100万円下回るごとに業者は市へ50万円を支払うこととされている。一方、市と公社の間の契約にはこのような条項は設けられていない。指定管理者に対し、駐車場使用料等の収納をより適切に行わせる観点から、このような条項が設けら</p>

	れていると考えられる。駐車場使用料等をより適正に収納させるための観点、指定管理者間での公平性の観点から、公社との契約でも、同様の対応を図ることが望ましい。
報告書の記載ページ	52頁
措置を行った部局名	都市局・政策局
措置報告書の内容	<p>駐車場管理経費の減額についての条項を見直すべきということについて、旧南部地区の駐車場使用料の現年度収納率をみると、平成22年度は98.79%、平成23年度は99.19%、平成24年度は98.93%と、毎年度99%前後の高い収納率を保っている。</p> <p>これは公社が長年にわたり、市営住宅等の管理にあたってきたことによるノウハウの蓄積の結果であると考えている。公社は、平成25年4月1日より5年間の予定で指定管理者として、市営住宅の管理業務を始めたところであり、直ちに取り組むことは難しい状況であるが、次期の指定管理者選定時においては、他の指定管理者と同様の内容となるよう、改善を図っている。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	指定管理期間途中のため、協定内容の変更が難しい。

市営住宅の管理業務の指定管理契約期間は5年間であり、措置状況の回答では、西宮市都市整備公社との直近の5年間の指定管理期間の開始が平成25年度であったことから、過年度包括外部監査の意見の内容に対しては、次回の指定管理期間までは基本協定内容を変更することは難しい状況とある。

しかし、実際には民間事業者と取り交わしている基本協定書と同様の「毎年3月末の駐車場使用料の収納率（過年度を含む）が年度協定で定める収納率を下回った場合は、管理経費の減額を行うことができる。」との条項（第18条第4項）が設けられていた。

従って、この基本協定に基づき年度協定に条項を設けることで民間事業者との間に設けている駐車場管理経費の減額を含んだ契約と同様となる。

現在の指定期間満了後は、当該指定管理業務の公募に都市整備公社は応募しない方針としているものの、それとは別で平成29年度までの各年度に対応可能な減額条項を設けないことは、可能な措置を行っていないと考えられる。従って、未措置と判断した。

【結果】基本協定に基づいて、年度協定に民間事業者との契約と同様の減額条項を早急に盛り込むべきである。

平成25年からの指定管理の基本協定書にも管理経費の減額条項は盛り込まれており、これに基づいて年度協定に同様に管理経費減額条項を盛り込むことで、他の民間事業者と同様の契約となるため、平成29年度の年度協定書に盛り込むべきである。

## (2) 財団法人 西宮市都市整備公社

「【意見】収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>都市整備公社が収益目的で使用する土地・建物の一部につき、土地・建物を無償で貸付している。</p> <p>一部の駐車場においては収支が赤字の駐車場もあり、無料時間帯を設け公共施設利用者の利便性の向上に寄与するなど一定の役割を果たしてはいるものの、基本的には有料で施設利用者に貸しており、収益事業等に区分されていることから、本来は適切な使用料を徴収すべきである。</p>
報告書の記載ページ	53頁
措置を行った部局名	政策局・総務局・環境局
措置報告書の内容	<p>公共施設に付属する駐車場については、公共施設の利便性や都市交通対策の必要性から行っている事業であり、機動的、柔軟に対応できる外郭団体に委託してきたという経緯がある。</p> <p>賃借料を徴収することは、外郭団体の経営状況にも大きな影響を与えることから、外郭団体の今後のあり方を</p>



	<p>検討する中で対応していく。</p> <p>なお、市から都市整備公社への市役所前公共駐車場の無償貸付については、平成21年度の包括外部監査以後、公共駐車場使用料徴収に関する調整会議を行い、都市整備公社に対し一定の使用料の支払いを求めているところであるが、都市整備公社の経営状況にも大きく影響を与えることもあり、現在、合意には至っていない。今後も引き続き都市整備公社と協議していく。</p>
--	--

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	一部の駐車場については公社との協議を行っているが、公社の収益性の問題もあり、無償貸与を継続している。

過年度の監査人が指摘した公社が収益事業に使用している駐車場について適正な使用料を徴収すべきとした各駐車場の現状は以下のとおりである。

	施設名	現状
1	市役所前公共駐車場	平成28年4月より民間事業者と賃貸借契約を締結
2	津田西駐車場	平成28年4月より西宮市で直営
3	塩瀬センター	平成28年4月より民間事業者と賃貸借契約を締結
4	山口センター	平成28年4月より民間事業者と賃貸借契約を締結
5	鳴尾支所前	平成28年4月より民間事業者と賃貸借契約を締結
6	北山緑化植物園駐車場	都市公園法に基づき公園施設設置を許可し、使用料は100%減免
7	芦原駐車場	平成28年7月で契約解除。契約解除後、児童福祉施設整備課に所管換。
8	西宮浜産業交流会館・テニスコ	無償貸付の状況を継続している

	ート(一部)・駐車場	
9	J R 西宮駅南公共駐車場 (一部)	無償貸与継続中
10	甲東園前立体	平成28年4月より民間事業者と賃貸借契約を締結
11	西宮浜産業交流会館テニスコート (一部)・西宮浜中公園	都市公園法に基づき公園施設設置を許可し、使用料は100%減免

上記の通り、平成27年3月9日西宮市議会の総務常任委員会に報告された西宮市都市整備公社に係る所管事務報告の方針通り、ほとんどの駐車場については平成28年度より民間事業者へ賃貸を行っている。

但し、北山緑化植物園駐車場、西宮浜産業交流会館テニスコート (一部)・西宮浜中公園については都市公園法に基づく公園施設設置許可と使用料の100%減免を行い、西宮浜産業交流会館・テニスコート(一部)・駐車場、J R 西宮駅南公共駐車場 (一部) については無償貸与を継続しており、未措置と判断した。

これら4施設についても収益に見合う賃貸料を徴収することが望ましい。時価、あるいは近隣の同種施設の相場等を鑑みて適正な賃貸料を徴収し、必要な場合には、施設ごとあるいは事業全体としての不採算部分は別途補助金の形で補てんすることで各事業の内容を透明化することができる。

【意見】平成28年度より民間に貸与したもの以外の施設についても適正な賃貸料を徴収することが望ましい。

一定の無料時間の設定等一部利用者の利便性向上の役割は果たしているものの、北山緑化植物園駐車場、西宮浜産業交流会館テニスコート (一部)・西宮浜中公園、西宮浜産業交流会館・テニスコート(一部)・駐車場、J R 西宮駅南公共駐車場 (一部) についても時価、あるいは近隣の同種施設の相場等を鑑みて適正な賃貸料を徴収することが望ましい。

適正な賃料を市に支払ったうえで、必要な場合には、別途補助金で対応する等により事業の透明化を図ることが望ましい。

### (3) 財団法人 西宮市都市整備公社

「【意見】長期的な視点で公社が実施する事業のあり方を再検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>公社が行っている事業については、現状、他の民間事業者においても同種の事業を行うものが存在している。このため、これまで通り、公社が事業実施を継続するのが適当であるかどうかを含め、中長期的な視点で事業の実施のあり方を検討する時期に来ていると考える。なお、公園事業や斎園事業など一部には引き続き事業を継続する必要があるものもあると思われるが、そのためだけに外郭団体の存続を図ることは非効率である。こうした場合には、当該事業のみを市の直営方式とすることも検討の余地がある。</p>
報告書の記載ページ	55頁
措置を行った部局名	政策局
措置報告書の内容	<p>公社は市民ニーズの多様化、複雑化に迅速・柔軟に対応するため、市行政の補完・代替的な機関として重要な役割を担ってきた。しかしながら、施設管理について指定管理制度が導入、公益法人制度の導入等外郭団体を取り巻く環境は大きく変化してきている。今後は市の施策事業との整理や公社職員の処遇について配慮しながら、継続して公社が実施していくことが効果的・効率的であるのかを中長期的な視点で検討していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	公社との調整事業の整理方針等の具体的な展開に時間がかかっている。

平成27年3月9日西宮市議会の総務常任委員会において、西宮市都市整備公社に係る所管事務報告を行い、

- 1 現在の指定期間満了後は、当該業務に公社は応募しない。
- 2 指定管理者業務以外の事業については、内容その他を見直す。その際、公社の廃止も視野に入れ議論を行い、遅くとも平成28年度末までに結論を得る。

3 見直しの結果、縮小または廃止される事業に従事する公社職員の雇用を原則として確保する。という今後の公社の方針を示している。

その中で各事業の具体的なタイムスケジュールも明記しており、評価できる内容となっている。但し、残された時間は短いため、公社の廃止も含めて確実かつ早急な結論が望まれる。従って、一部未措置と判断した。

【意見】公社のあり方に関する結論を早急に打ち出すことが望ましい。

現在、公社のあり方に関して検討している内容では、公社そのものの存在意義まで踏み込んだ積極的な検討をしている。公社が実施している各事業の今後の方針において、おもに事業の廃止や市直営事業への切替を中心とした方向転換を示している。また、この方向転換は、ロードマップにおいて平成28年度末、あるいは、平成29年度末を時期として示しており、早晚実行が見込まれる状況である。指定管理者制度の導入以降、公社の存続意義が薄れていることを監査対象部局も認識しており、早急に市に意義のある結論を出すことが望まれる。

#### (4) 公益財団法人 西宮スポーツセンター

「【意見】収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	西宮スポーツセンターの主な収益事業は有料駐車場の運営であり、一部無料時間帯を設け、体育館等の利用者の利便性向上に寄与するなど一定の役割を果たしている。しかし、基本的には有料で施設利用者に貸し利用料収入を得ている。他の市有施設の指定管理者に選定されているため、当該駐車場の貸付料を無償とするのは、競争原理確保の観点から公平性を欠く部分もある。従って、適切な貸付料を徴収すべきである。なお、過年度包括外部監査が試算する賃借料の免除額は33,400千円(年額)である。市は西宮スポーツセンターに無償貸付している駐車場の経営のあり方について検討中とのことであるが、これらの貸付については貸付料を徴収することを検討すべきである。
報告書の記載ページ	80頁

措置を行った部局名	教育委員会
措置報告書の内容	<p>体育施設等に附属する駐車場については、公共施設の利便性や都市交通対策の必要性から行っている事業で</p> <p>あり、公共団体に比べ機動的、柔軟に対応できる外郭団体に管理許可等を与えてきたという経緯がある。</p> <p>また、これらの施設においては、収益を公益事業(スポーツ振興)に活用していることから、駐車場用地を無償で貸し付けてきた。</p> <p>賃借料を徴収することは外郭団体の経営状況にも大きな影響を与えることから、外郭団体の今後のあり方を検討する中で対応を図っていく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	今後指定管理業務等の公募化による減収に備えて、現状の利益の確保を市側が容認しているため。

使用料の適正化の指摘の回答として現在、西宮スポーツセンターの収支の状況を見ながら無償貸付を今後どうするかを検討していくというものであった。

「継続して法人税を納めている状況下で、無償貸し付けの継続を行っているのが現状である。これは平成30年からの公募対象増加で収支が厳しくなることも考えられることから、この段階での無償化は見送ることとしている」との回答であった。よって、現状、未措置と判断した。

将来のための貯えとして、収益事業のための駐車場について、利益が生じ、法人税を納めさせている状況は、本来の事業継続のための無償貸与を超えた支援を行っているといわざるを得ない。

**【意見】**各駐車場に関する適正な賃料を徴収することが望ましい。

時価、あるいは近隣の同種施設の相場等を鑑みて適正な賃料を徴収し、その上で不採算部分について支援が必要な場合は、別途補助金の形で補てんすることで事業の内容を透明化することができると思う。

(5) 公益財団法人 西宮スポーツセンター

「【意見】平成25年度以降の指定管理者決定後においては、中長期計画を作成すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	西宮スポーツセンターは、平成25年度からの指定管理者の選定結果によっては公益目的事業規模に影響が生じること等から中長期の事業計画を策定していない。しかし、指定管理の契約期間の5年間、どのように経済的かつ効率的な運営を実施していくのか計画を立てることが必要である。また、今後民間事業者の参入が拡大する可能性もある。そのような場合には指定管理事業に代わる自主事業を育てていかなければならないため、中長期計画に自主事業の育成を盛り込み、計画的な運営を行うことが求められる。
報告書の記載ページ	82頁
措置を行った部局名	産業文化局
措置報告書の内容	西宮スポーツセンターの今後の方向性を検討していく中で、中長期計画の作成について対応を図っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	平成25年度の指定管理業務が大きく減少しなかったことから中長期計画の必要性が乏しいとの認識から作成されていない。

平成24年度の過年度包括外部監査で中長期計画の必要性を求めているが、担当部局の回答としては「平成25年度の公募増加によっても特に大きく収入減とはならなかったため、特に中長期計画の策定の必要はないものと判断している」との回答であった。

しかし、過年度の監査人の意見は5年後の指定管理の切り替えによって大きく対象施設が減り、指定管理収入が減った場合に備えて、平成25年度から平成29年度の指定管理期間にどのような自主事業を育成していくかといった観点から中期計画の策定を求めている。

このような過年度包括外部監査の趣旨に対して、中長期計画を策定していない現状を未措置と判断した。

【意見】中長期的視点に立った計画を立てさせることが望ましい。

現状の引き伸ばしとしての中期計画の策定でなく、今後スポーツセンターのあり方、伸ばしていくべき事業をどのようなものとするかに注力した中長期の計画の作成を指導することが望ましい。

次回平成30年度からの指定管理業務の公募化に向けてスポーツセンターの柱とすべき、あるいは育てていく事業を中期的視点から検討していくことが望ましい。

(6) 株式会社鳴尾ウォーターワールド

「【意見】施設の有効活用（4階）を進めるべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	リゾ鳴尾浜の4階は平成21年ごろから、レストランの引受手がなく、たまに団体の利用がある場合に食事の場を提供するにとどまっている。「業者を募集するも採算を取るのが難しく、引き受け業者が見つからない」とのことである。見晴らしの良いフロアであるにもかかわらず、テーブル等が雑然と置かれているにとどまり、会議室についても、内部の打ち合わせの利用はあるものの、うち1室は飲食業者の物置スペースとして使われており、本来の利用目的での利用となっていない。レストランとしての使用が難しいのであれば、例えば、休憩スペースを設けるなどし、利用者の満足度を高めるために有効利用すべきである。市の施設であるから、市も積極的に関与して有効活用の方策を検討すべきである。
報告書の記載ページ	121頁
措置を行った部局名	土木局
措置報告書の内容	リゾ鳴尾浜の4階スペースについては、平成25年度から「バーベ急便」との委託契約を締結し、屋外部分にバーベキューテラス席を設置した。また、館内部分については、パーティースペースとしての貸出しを開始するなどレストラン部門の充実を図った。今後もさらなる有

	効活用に努める。
措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

バーベキュー業者が売上の16%を鳴尾ウォーターワールドに払う形の契約であり、鳴尾ウォーターワールド側にリスクがない契約となっている。バーベキューの売上は右肩上がりではないものの堅調な状況にあり、今まで利用できていなかった4階の利用及び屋外の利用もできており、措置としては対応済であるとのことで問題ないものとする。

(7) 西宮都市管理株式会社

「【意見】計画どおりに貸付金の返済が行われるよう、引き続きモニタリングを継続すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	平成23年度末における市から西宮都市管理に対する貸付金は990,000千円であり、平成24年度以降毎年30,000千円を返済する契約となっている。返済終了は平成57年3月(33年間)の予定であり、貸付の返済は長期間にわたる。西宮都市管理は、平成21年度に策定された経営改善計画(案)の方針にそって各種取組を進めており、一定の安定的な経営に目処をつけはじめたところである。空き店舗の解消、経費面については、リ・リース床使用料の超過負担の解消や、人件費の大幅な削減により支出の削減を図り、損益は改善している。但し、経営検討委員会においても問題視されているとおり、当初予定されていた平成25年度末の「コープこうべ」への建設協力金376,000千円の一括返還について、現在の財務状況では対応は困難であるが、具体的な対応は定まっていない。こうした経営に影響を与える重要な事項への対応を含め、引き続き継続的なモニタリングを実施することが必要である。



報告書の記載ページ	126頁
措置を行った部局名	産業文化局
措置報告書の内容	西宮都市管理株式会社の安定した経営に影響を与える重要な事項として市としても対応が必要と懸念されていた「コープこうべ」への建設協力金の返済については、分割返済に向けた和解協議の為、平成26年3月28日に特定調停を申立て、結果平成26年度から平成38年度の13年間で分割返済することで、平成26年12月15日付和解が成立している。但し、市から西宮都市管理株式会社に対する貸付金990,000千円については、平成24年度より年度末に30,000千円ずつ33回払いでの契約となっており、平成28年3月31日付残高は870,000千円と約定通り現在も返済中であるため、今後も計画通りの返済が行われるよう、月次の資金繰り確認等の経営状況のモニタリングを継続中である。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	返済期間が長期にわたり、経営上の収支について潤沢の利益が継続している状態ではないため。

西宮都市管理株式会社の決算書及び返済計画書入手し閲覧した。市からの貸付金990,000千円は平成24年度からの返済について、現状は約定通りの返済が続けられており、平成27年度決算で累損も解消されている。但し、平成27年度の税引き後の利益は26,313千円であり、非資金的費用項目である減価償却費40,759千円と合せて67,072千円である。今後は平成28年度からおよそ55,000千円から59,000千円程度の返済が10年間継続することから、平成27年度末の預金残高134,959千円を加味しても、返済原資に余裕がある状態ではなく、現状の利益を維持、改善していくことが必要である。市としても現状以上の状態が継続するように注視していくことが望ましい。

今後も同様にその経営状況に十分な注意が必要なことから一部未措置と判断した。

【意見】貸付金の返済が行われるよう、継続してモニタリングを行うことが望ましい。

以前と比較すれば、経営状況は継続して利益が出る状況に改善しており、平成27年度に累損も解消されている。

但し、キャッシュフローは毎年の返済がやっと返せる程度の水準であることから、毎年の返済が行われるよう継続して経営状況を注視していくことが望まれる。

#### (8) 西宮市社会福祉事業団

「【意見】すこやかケア西宮のあり方を見直すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	すこやかケア西宮は平成9年に設置された介護老人保健施設であり、社会福祉事業団が非公募で指定管理者となっている。設置当時は市内に同様の施設がなかったため、モデルケースとして市がこれを設置する意義が認められたものの、現在は同様の民間施設が市内に10箇所あり、市立施設としてこれを設置する必要性はない。国及び県の補助金を受けて設立されているため市の判断でただちに財産処分することが困難であるという事情はあるものの、例えば協議のうえ、現指定管理者である社会福祉事業団に無償で施設を貸与し、設置主体を変更するなど、施設のあり方を見直すべきである。
報告書の記載ページ	156ページ
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	すこやかケア西宮のあり方を見直すべきであるというご指摘については、財産処分、民間施設では受入困難な利用者の受け皿としての役割確保、設置主体変更後の採算性などの課題があり、直ちに見直すことは困難であるが、今後も検討に努めていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	すこやかケア西宮は建物の一部が中央病院の寮となっているため、施設の無償貸与については中央病院、社会福祉事業団との三者で協議が必要なため。

担当部局の説明は措置が遅れている理由として施設の一部が西宮市立病院の寮であり、中央病院、社会福祉事業団との三者で協議が必要なためとしているが、具体的には、施設を無償とした場合に寮の施設に係る管理料の配分、行政財産から普通財産への切り替え、条例の改訂に時間を要する等といったいずれも庁内の調整、事務処理が理由であり、合理的な理由とは言えない。従って、現状未措置と判断した。

指定管理期間の切り替えが平成26年度からであったが、以前から無償貸与への切り替えについて議論にはなったものの、他の市立デイサービスなどは無償貸与に切り替えているのに対して、この施設は無償貸与としなかった。無償貸与は、補修等を借入れ側が行うことになる。有償貸与の場合は、管理は貸与者である市側にあり、補修等も含めて市側が負担することとなる。費用負担の問題は平成26年度に無償貸与に切り替えた他の施設についても同様であり特にすこやかケア西宮のみの問題とはならない。

よって、上記管理料の配分、行政財産から普通財産への切り替え等庁内の事務処理による遅れといわざるを得ず、すこやかケア西宮のみを平成26年度の指定管理期間から無償貸与に切り替えなかったことの合理的な理由とは言えない。

**【意見】** すこやかケア西宮について、指定管理から無償貸与に変更して設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移す対応を早急に行うことが望ましい。

措置が遅れている理由として施設の一部が西宮市立病院の寮であり、中央病院、社会福祉事業団との三者で協議が必要なためとしているが、具体的には、施設を無償とした場合に寮の施設に係る管理料の配分、行政財産から普通財産への切り替え、条例の改訂に時間を要する等といったいずれも庁内の調整、事務処理が理由であり、合理的な理由とは言えず、他の施設同様に指定管理から無償貸与に契約を変更して設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移すことが望ましい。

(9) 西宮市土地開発公社

「【意見】甲子園浜下水処理場用地の土地活用方針の検討を進めるべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>公社が保有する公有用地は甲子園浜下水処理場用地のみである。用地の取得を行った当初は下水処理場用地として購入したが、下水処理の高度化と、汚泥処理方法の変更（施設内部で処理を計画していたが、県が行う共同処理施設での処理に変更）により、処理場の面積が縮小され、当初の目的での土地利用が見込まれなくなった。</p> <p>そこで、現在は未利用土地を有効活用すべく、公社は平成21年度より平成31年7月までの10年間、事業者と定期借地権設定契約を締結しており、現在はゴルフ練習場となっている。「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」の経営健全化に向けた取組にも記載されているが、契約期間満了までのなるべく早い段階で市としての活用方針を定める必要がある。また、今後の具体的な方針が定まれば、公社としての中長期的な見通しをもって事業計画等を策定することができる。これに基づき、金融機関からの借入金の返済計画等を策定することができればより有利な条件（期間、金利面）で資金調達をすることにもつながるものと考ええる。</p>
報告書の記載ページ	41頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	当該土地の賃貸借契約は平成31年7月末までとなっている。契約期間満了後の利活用について、本市への買戻しを前提として、全庁的な調査依頼を実施しており、平成29年度中を目途に方針を決定するように検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等

現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	今後の利用目的の選定に時間がかかるため。

甲子園浜下水道用地は面積55,941.66㎡で平成27年末の簿価は5,297百万円。当初買い上げ簿価は5,090百万円であり、借入金利がそのまま簿価に計上されている。平成27年度の金利分取得価額算入額は38,049,991円。

現状は民間のゴルフ練習場として10年の定期借地権契約で平成31年7月まで年間96百万円にて賃貸中（但し、固定資産税、金利支払い額等を加味すると数百万円の利益が残るのみ）である。当初、下水処理場のため公社が昭和60年～平成5年にかけて買い取った13haのうち、7.4haを市が下水道処理施設分として買取った。当初の見積時点と違い下水処理技術も改善されたことから7.4haで十分となった。

現在、全庁的に平成31年度以降の利用方法について調整を行っている。但し、平成28年9月時点で行ったことは、具体的な方針の詰めではなく、賃貸期間終了後の用途を庁内の各課にアンケート方式で投げかけて、回答が一件のみあった状態である。

過年度包括外部監査の意見にある通り、具体的用途をより早く決定することでより有利な融資条件も引き出すことができると考えられる。

具体的方針が出せていない現状を未措置と判断した。

【意見】早急に甲子園浜下水道用地の今後の方向を決定し、その方針に向けての具体的な対応を図ることが望ましい。

一旦、その使用目的が具体化しないまま、将来市が一定の目的で使用することを前提に10年間の定期借地契約を民間事業者と結んでおきながら、10年が経過しようとする現段階でも市としての確たる使用目的が見出せない状態は、市として真に必要な土地なのかと疑念が生ずる状態である。

従って、甲子園浜下水道用地の今後の方針を早急に決めることが望ましい。

#### (10) 社会福祉協議会

「【意見】福祉会館の使用に係る経費を負担させるべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	社会福祉協議会は市から福社会館の管理業務を受託しているが、社会福祉協議会自身も当該会館を使用している（1階には社会福祉協議会の育成センター事業課が入居しており、4階は社会福祉協議会が所有して地域福祉課の事務所として使用している）。そして、福社会館で発生する経費は社会福祉協議会が使用している部分も含めてすべて市からの委託料で賄われており、社会福祉協議会の使用によって発生した部分については実質的な補助金となっている。面積按分等の合理的な基準により社会福祉協議会が負担すべき金額を明確化し、委託料から除外するべきである。
報告書の記載ページ	149頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	ご指摘の点を踏まえ、社会福祉協議会と協議を行った。面積按分等により社会福祉協議会が負担すべき金額を明確化し、社会福祉協議会が所有する4階部分の光熱水費等について管理業務に係る委託料から除外するなどの改善を図っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

以前には、平成28年度にかかる「西宮市福社会館維持管理委託契約書」を閲覧し、委託料の内訳は1-3階部分に係る費用見合いのみであり、4階部分については控除して計算されていた。従って、措置済であると判断できる。

## 6. 平成25年度 使用料・手数料に係る財務事務の執行について

### 1. 当初監査の概要

#### (1) 選定理由（要約）

市における歳入確保にかかる見直しについては、景気の先行きが依然として不透明であり、市税収入を始めとする歳入の大幅な増収が見込めないこと、また歳出においては、社会保障関係経費などが今後も大きく伸びていくものと見込まれることから、単年度の収支不足が拡大していくことも予測されている。国の財政状況が悪化する中、地方交付税制度の見直しや社会保障と税の一体改革などによる地方財政への影響も予測しがたいことから、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、将来にわたって安定的な財政運営が行えるような基盤づくりが必要となる旨の方針が示されている。

このような厳しい状況の中、より一層の市民サービスの向上と多様化するニーズに対応するためには、各事業や業務の見直し等による支出の削減はもちろんのことながら、収入の適切な確保に向けた取り組みを行うことも重要である。使用料・手数料にかかる収入について、市においては、平成20年度に改定等にかかる見直しを行って以降、全庁的な見直し等の取組が十分に進められていないとの課題が認識されていた。

そこで、本年度の包括外部監査は、昨今の社会経済状況に照らして、市における使用料・手数料の設定が施設の維持管理コストや人的コスト等を勘案しても適切な水準になっているか、徴収に関する事務の執行が法令に適合し、効率的に行われているか、適正な受益者負担がされているか、また、利用者間の公平性が確保されているか等を検証することは意義があるものと考え本テーマを選定することとした。

#### (2) 監査の着眼点

##### ①使用料・手数料の収納事務について

- ・使用料・手数料の収納事務は関係法令、規則等に準拠しているか
- ・使用料・手数料の収納事務は効果的かつ効率的に行われているか
- ・減額・免除にかかる事務は関係法令、条例、規則等に準拠しているか

##### ②使用料・手数料の算定について

- ・使用料・手数料の算定は関係法令等に準拠し、適切に行われているか
- ・使用料・手数料の水準は施設の維持管理コストや人的コスト、稼働状況等を勘案しても適切な水準となっているか。受益者負担割合は妥当な水準となっているか。
- ・使用料・手数料の設定に公平性が保持されているか
- ・使用料・手数料の定期的な分析及び見直しが行われているか。

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	8件	7件	1件	0件
意見	71件	27件	35件	9件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	8件	8件	0件	0件
意見	75件	29件	42件	4件

なお、「(1) 市への照会結果」での総数とここでの総数が相違しているものがあるが、これは当初の市の回答では1つになっていたが内容をみると複数の担当部局・案件が結びついており、担当部局・案件ごとで「措置済」「未措置」の対応が分かると判断した場合に数を増加させているためである。

## 3. 主な措置状況

### 【総論】

#### (1) 「【意見】現状の使用料の算定方法を見直すことが望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>i) 対象とするコストの網羅的な使用料への反映について</p> <p>1時間当たりの使用料の算定式において、「建物延べ床面積」と「使用面積」を用いて単位面積(1㎡)当たりの単価を算出しているが、各建物には貸出面積に含まれない共有スペース部分が存在するため、現状の算定方法では共有スペース部分のコストは使用料に反映されていない。共有スペース部分のコストも使用料に含めるべきであり、各貸館施設で発生したコストを基礎として1時間当たりの使用料を算定するのであれば、単位面</p>



	<p>積（1㎡）当たり単価の算定においては、「使用可能面積（共有スペースを除く貸出面積合計）」を用いるべきである。</p> <p>また、各貸館施設には休館日が設定されているが、現状の算定式においては休館日を考慮せず「365日」で1日当たりの使用料単価を算定しており、対象となるコストを網羅的に使用料に反映できていないため、休館日を除く開館日数に稼働の状況を考慮した「予定利用時間（＝使用可能時間×目標稼働率）」を用いるべきである。</p> <p>ii) 所管課が独自の判断にて調整率を採用している点等について</p> <p>使用料の算定式において調整率を乗じているが、各施設によって用いる調整率が異なっている。使用料の算定において、調整率や共通式を使用するのであれば、市の方針を定めることが望まれる。</p>
報告書の記載ページ	19～21頁
措置を行った部局名	—
措置報告書の内容	—

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

使用料については、包括外部監査結果を受けて、全庁的な使用料の見直しの考え方のもと検討が行われており、現在一部の公共施設で仮算定を行っているところである。今後、担当部局で仮算定結果を検証し、全庁的な見直しの方針が策定され、施設ごとの見直しの方向性が決められる予定である。

【意見】現状の使用料の算定方法を見直すことが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、使用料の算定方法の見直しの検討を進め、全庁的な見直しの方針が策定されることが望まれる。

(2) 「【意見】減額・免除等に対する基準の整理をすることが望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>i) より効果的な減免のあり方を検討すべき 減免制度が設けられた当初の趣旨を踏まえつつも、社会情勢の変化を踏まえ、使用目的によっては一定の受益者負担を求めることを検討すべきであり、より効果的な減免制度のあり方や減免制度の運用方法を検討することが望まれる。</p> <p>ii) 市外居住者に対する使用料の改定方針を見直すべき 市外居住者の利用時の加算について、施設の設置目的により異なる点はあるが、加算割合の考え方を明確にし、市としての統一した方針を採用することが望まれる。</p>
報告書の記載ページ	22～24頁
措置を行った部局名	—
措置報告書の内容	—

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

使用料の減額・免除については、現在、担当部局で現状の把握（減免対象及び内容等）に着手しており、その分析の後、他市の状況を確認しながら、基準の整理等を実施する方向で検討していく予定としている。

【結果】減額・免除等に対する基準の整理を実施することが必要である。

減額・免除等に対する基準の整理については、過年度の包括外部監査においても見直しについて指摘されていることから、実施することが必要である。

(3) 「【意見】 使用料・手数料改定を制度化することが望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市では、「第1次西宮市行財政改善実施計画」に、すべての使用料等について4年以下のサイクルで定期的に見直しを行う方針が明記された。しかし、実際に定期的な見直しを行うかどうか、また、どの使用料・手数料を見直し対象とするかどうか、どのように見直すかといった運用面も各担当部局の判断に委ねられている。 使用料・手数料の見直しやコスト（原価）削減は、サービス向上や市の財政改善、効率化にも繋がることから、制度化して定期的実施することが望まれる。
報告書の記載ページ	25頁
措置を行った部局名	—
措置報告書の内容	—

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

使用料等の定期的な見直しについては、今後、全体の見直しの中で検討を進めるとしているが、明確な方向性は出されていない。

【意見】 使用料・手数料改定を制度化することが望まれる。

市の使用料・手数料の見直しの取り組みは、施設によって異なっており、必要に応じて見直しを行っている施設がある一方で、開設以来一度も見直されていない施設もあるというのが現状である。施設の目的や役割、利用状況については、時の経過とともに変化していくことから、市の方針として、定期的に見直しを検討することを制度化しておくことが望まれる。

(4) 「【意見】 使用料・手数料に対応するコスト（原価）を把握することが望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	使用料・手数料の水準が適切であるかどうかを判断するにあたり、受益者負担割合は有用な指標となり得る。ここで受益者負担割合は施設の性質別分類によって設定することが可能と考えるが、実際の受益者負担割合を算出するには、当該使用料・手数料に対応するコスト（原価）を把握する必要がある。
報告書の記載ページ	25～26頁
措置を行った部局名	—
措置報告書の内容	—

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

使用料等に対応するコスト（原価）については、正確な原価の把握が、受益者負担の割合の把握や、使用料の見直しの要否の判断の前提となることから、現在行われている仮算定においても、担当部局において正確な把握に取り組んでいる状況であり、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していただきたい。

(5) 「【意見】 一部の使用料について受益者負担割合の見直しを検討することが望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市の現状の受益者負担割合を分析するにあたり、他の自治体も参考にしつつ、市の施設・行政サービスの性質別分類（9象限）を例示する。 具体的には、使用料・手数料の平成24年度決算額と原価から受益者負担割合を算定したところ、一部の使用料で目安とする水準から大きく乖離したものが確認さ

	れた。目安となる基準から大きく乖離している使用料・手数料については、受益者負担割合の見直し（収入増加やコスト削減への取組）を検討することが必要である。
報告書の記載ページ	27～43頁
措置を行った部局名	—
措置報告書の内容	—

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

使用料については、包括外部監査結果を受けて、全庁的な使用料の見直しの考え方のもと検討が行われており、現在一部の公共施設で仮算定を行っているところである。今後、担当部局で仮算定結果を検証し、全庁的な見直しの方針が策定される予定である。

市として全庁的な使用料の見直しを行う際に、負担の公平を図り、市民から理解を得られる使用料とするためには、受益と負担の適正化が必要になる。

この際に基準となるのが、受益者負担の考え方を基にした「行政サービスの性質別分類表」であり、他都市でも使用料の見直しの際に目安としている。

市としては、平成25年度の包括外部監査で例示された「西宮市の施設行政サービスの性質別分類（9象限）」を目安として、今後、例示された施設ごとの受益者負担割合に近づけるように、使用料の見直し等を検討していくこととしている。

【意見】施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた「行政サービスの性質別分類表」を作成することが望まれる。

平成25年度の包括外部監査で示された「西宮市の施設行政サービスの性質別分類（9象限）」は、包括外部監査報告書のなかでも触れられているように、市の現状の受益者負担割合を分析するにあたり、他の自治体（大阪府、横浜市等）を参考にして例示したものである。市として全庁的な使用料の見直しに際しては、過年度の包括外部監査の意見に記載された例示の分類表をそのまま利用するのではなく、施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた「行政サービスの性質別分類表」

を作成することが望まれる。

【各論】

(1) 北口駐車場使用料について

「【意見】大量購入に適用される割引率を見直すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>北口駐車場では回収駐車券の購入枚数に応じて大量購入割引が設定されている。現状、大量購入割引として最大で50%の割引が適用されている。</p> <p>北口駐車場は商業施設であるアクタ西宮の併設駐車場であり、アクタ西宮にテナントとして入居している店舗で構成している「アクタ西宮振興会」が、構成員である店舗で買い物する買い物客へのサービス券として使用するために大量に回数券を購入している。利用者全体の相当な部分を占めると考えられるアクタ西宮の買い物客について実質的に規定の半額で駐車させている結果、駐車場の損益が赤字となり、税金等によりまかなわれている状況になっていることから、税金等の投入を削減するため、大量購入割引率の見直しを行うべきである。</p>
報告書の記載ページ	51頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	<p>大量購入割引率の見直しについては、今後も一層税金等の投入の削減を図り、公共性を配慮しつつ市民の理解を得られるような料金体系の設定に努めていく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	「アクタ西宮振興会」との協議が進んでいないため。

北口駐車場は、商業施設である「アクタ西宮」の併設駐車場であるが、周辺の交通渋滞の緩和や違法駐車対策という公共的な側面や、西宮北口駅周辺の街づくりを推進するための再開発事業の一環としての要素が含まれ施設である。

回数駐車券の大量購入に伴う最大50%の割引率については、見直しの検討は行われてきたが、見直しには至っていない状況である。

従来から行われてきた大量購入による割引率を見直すことは、振興会を構成する店舗に影響を与えることから、容易には受け入れられない面もあり、見直しの打診はされているものの交渉は進んでいない。

【意見】大量購入に適用される割引率を含めた料金体系について見直しを行うことが望まれる。

北口駐車場については、公共的な側面や、駅周辺の再開発事業の一環としての要素はあるものの、あくまで商業施設の併設駐車場であることから、利用者と他の一般市民との公平性を考えた場合、大幅な割引率については見直していくことが望ましい。

大量購入割引率の見直しについては、今後も振興会と粘り強く協議を行い、市民の理解を得られるような割引制度を含めた料金体系の設定に努めていくことが望まれる。

## (2) 地区市民館使用料について

「【意見】使用料の算定にあたっての基本的な考え方を整理すべき」について

「【意見】地区市民館の今後のあり方を統廃合も含めて検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>直近3回の使用料改定について、昭和61年度の改定では、値上げ幅の大きさを考慮して4施設中最も単価が低い広田山荘の改定単価を採用しているが、平成6年度の改定では類似施設における使用料のばらつきを避けるという趣旨で公民館の改定単価が採用されている。また、従来は施設ごとに改定単価を算出していたにもかかわらず、平成10年度の改定にあたっては地区市民館と広田山荘の費用等を合算して改定単価が算出されている。使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべきである。</p> <p>また市内には22館の地区市民館が設置されており、そのほかにも市民交流センターや市民憩いの家、公民館</p>

	<p>など実質的に地域住民の交流の場として機能することが期待される施設が多数設置されている。そこで、市では平成24年12月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」を策定し、施設総量の削減を目標に掲げており、それを受け平成25年8月より公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われているところである。</p> <p>市民集会施設（地区市民館使用料）の受益者負担割合を検討したところ、受益者負担割合は6.9%と低い水準にある。短期的にはインセンティブ制度を導入するなどして館の稼働率を高めることが重要であるが、長期的な観点からすれば、公共施設適正配置審議会における審議の内容を踏まえ、同種施設の統廃合を含めて地区市民館のあり方自体を見直すべきであると考えている。</p>
報告書の記載ページ	54・57頁
措置を行った部局名	市民文化局
措置報告書の内容	<p>i) 使用料算定にあたっての基本的な考え方については、今後出される予定の市の方針を踏まえて、地区市民館及び広田山荘の使用料算定の考え方を整理していく。</p> <p>ii) 地区市民館のあり方については、現在審議されている公共施設適正配置審議会の結果を踏まえて、検討していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

公民館、市民館及び共同利用施設のあり方や適正配置については、平成25年8月に公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われ、平成27年6月に市長に対して答申（「西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について」）が行われた。

これを受けて、市では地域における施設の総合的有効活用方針策定会議を設置し、各施設のあり方についての具体的な検討を行っているところであり、この検討を通して、存続や統廃合等の施設のあり方の方向性が決められる予定であ



り、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していただきたい。

また各施設の使用料の見直しについては、包括外部監査結果を受けて、全庁的な使用料の見直しの考え方のもと検討が行われており、現在一部の公共施設で仮算定を行っているところである。今後、担当部局で仮算定結果を検証し、全庁的な見直しの方針が策定される予定である。

【意見】使用料の算定にあたっての基本的な考え方を整理することが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、使用料の算定にあたっての基本的な考え方を整理していくことが望まれる。

### (3) 市民ホール使用料について

「【意見】引き続き稼働率向上をはかるべき」について

「【意見】事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	甲東ホールや山口ホールについては規模が小さく、使用の用途が制限されるという側面があるが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行うことが必要である。 また市民ホールにおいては、事務事業評価の中で施設ごとに評価シートを作成しトータルコストを把握している。しかしながら、評価結果を用いた利用向上のための対策を講じているものの、施設群における統廃合を含めた施設における今後のあり方等検討すべき課題は多い。施設ごとに実施した評価結果を用いてより詳細な分析を行い、さらなる施設の利用向上策やあり方等について検討すべきである。
報告書の記載ページ	90～91頁
措置を行った部局名	市民文化局
措置報告書の内容	施設利用者アンケートについては、質問項目の見直しを行いながら的確な利用者ニーズの把握に努めている

	<p>ところであるが、今後も指定管理者に対して利用手続き時や個別にアンケートを依頼する等の指導を行い、回収率の向上を図るとともに、市民が利用しやすいホールや会議室、練習室等の活用方法について検討をすすめていく。</p> <p>市民ホールについては、事務事業評価の中で評価シートを施設ごとに作成し、施設の利用状況やトータルコストを把握している。現在も、ハード面では施設の中長期修繕計画等をもとに外壁改修工事や空調設備工事等を実施するとともに、ソフト面でも地域団体や市民に対して施設利用等に係る情報提供をホームページ等を行うことで、新規利用者層の掘り起こし策を実施している。今後も評価結果をもとに市民ニーズの把握に努めつつ、さらなる施設の利用向上策やあり方について、指定管理者とともに協議していく。</p>
--	---

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

山口ホールでは、平成25年度より展示室の区分の見直し（1区分⇒3区分）を行ったことにより、平成27年度の稼働率は過去最高の34.9%となるなど、市民サービスの向上につながられている。

甲東ホールでは、午後の区分に比し、午前と夜間の区分での使用が著しく低い状況であったが、他市において実施されている直前割引制度の導入について調査を進める等、空き区分の利用促進策について検討が図られている。

また施設利用者アンケート等の調査により、利用者のニーズの把握に努めており、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していただきたい。

市民ホールについては、民間施設もしくは他の公共施設との複合施設内に位置しており、それぞれの施設の特長性がある中で、事務事業評価の結果を踏まえて利用向上に向けた対応を進めている。

フレンテホールでは、週1回ある休館日について、利用要望があり、また施

設の管理運営に問題がなければ開館することとしている。プレラホールでは、スタインウェイピアノを導入し、コンサートにかかる附属設備のレベル向上に努めている。このような取り組みを通してそれぞれ利用率の向上を進めている。

また市民会館についても、会館北側へのエレベーター設置やホール内の車椅子席の増設等のバリアフリー改修を実施している他、会議室の照明設備のLED化、机の軽量化、洋式トイレへの改修等、使い勝手のよい設備への改善を行っており、利用率の向上が図られており、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していただきたい。

(4) 総合福祉センター使用料について

「【意見】一般利用者の使用に伴う料金体系を見直すことが望ましい」について

「【意見】稼働率を上げる試みを行うことが望ましい」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>一般使利用者（目的外で利用する者）の利用については、それに見合う維持管理経費を回収できるよう、料金体系を見直すことが望ましい。</p> <p>また料金形態及び既存事業の内容の見直しや新規事業の実施、事業の積極的な広報活動を行い、稼働率を上げる試みを行うことが望ましい。</p>
報告書の記載ページ	117～118頁
措置を行った部局名	健康福祉局
措置報告書の内容	<p>一般利用者の施設使用料に関しては、施設サービスの提供に必要な光熱水費や施設修繕費などの維持修繕費に基づく実費負担の観点から検証を行い、現時点における適正な利用者負担のあり方について検討したいと考えている。</p> <p>稼働率を上げる試みについては、初心者対象の「水泳教室」「卓球教室」などのスポーツ教室や文化教養講座を開催し、新たな利用者の開拓に努めている。これに加え、指定管理者の特性を活かした取り組みの一環として、社会福祉協議会の支部・分区組織と連携を図りながら、当該施設の取り組みに関する地域への積極的な広報活動を続けていく。</p>

	また、平成25年12月に実施した「集会室利用に関するアンケート調査」では、多くの利用者から貴重なご意見を頂いた。今後は、市民ニーズを丁寧に分析し、より多くの方に利用して頂けるよう、指定管理者と十分に協議を重ねていく。
--	--

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である。

総合福祉センターは、障がい者と一般利用者の交流をはかるという目的のため開館されたが、昭和60年の開館以来、一般利用者の使用に伴う料金体系の見直しは行われていない。施設の方針として、基本的には障がい者の利用が優先されるものの、一般利用者の利用を促し、交流を図っていくという方針に変更はない。現状の利用状況は、障がい者及び高齢者の利用が主で、一般利用者の利用はまだ少ない状況であり、市としては、一般利用者の利用を促し、交流の場としてより活用を図っていききたい意向である。

稼働率を上げる試みについては、初心者対象の「水泳教室」「卓球教室」などのスポーツ教室や文化教養講座を開催し、新たな利用者の開拓に努めている。また「集会室利用に関するアンケート調査」を行い、市民ニーズを反映させる試みを行っており、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行して行っていただきたい。

【意見】施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた料金体系への見直しを行うことが望まれる。

上記のような状況において、現状の利用状況や今後の施設のあり方を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系への見直しを行っていくことが望まれる。

#### (5) 環境学習施設使用料について

「【意見】使用料水準の見直しを検討すべき」について

「【意見】使用料を適切に見直すため実態に即した稼働状況を把握すべき」

について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>現行の環境学習施設使用料は市内の施設と比較及び利用者の負担状況から鑑み、過年度の包括外部監査報告書にも記載されているとおり、目安となる受益者負担割合25%と比較すると低い水準となっていると考えられるため、値上げを含め使用料水準の見直しを行うべきである。</p> <p>また、環境学習施設使用料では宿泊を要する場合、研修室、和室などの利用について使用料を徴収していない。利用者間の負担の公平性の観点、宿泊する場合の研修室、和室などの利用者についても使用料を徴収することを検討すべきである。</p> <p>また利用料の適切な水準を設定するため、指定管理者から提出される稼働状況報告の算式を見直し、実態に即した稼働状況を把握すべきである。</p>
報告書の記載ページ	152～153頁
措置を行った部局名	産業環境局
措置報告書の内容	<p>使用料の水準の見直しについては、来館者数の増加という目標を鑑み、まず、現状の利用者の負担率を正確に算出するため、適切な稼働率の算出方法から検討し、実態に即した稼働状況を把握するよう努めていく。その上で、光熱水費や管理費等の必要経費、来館者数の推移及び近隣市の類似施設の水準に配慮しながら慎重に検討していく。</p> <p>実態に即した稼働率の把握については、上記46（講じた措置）の通り、算出方法について検討し、より実態に即した稼働率を把握できるよう努めていく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

キャンプ場や自然の家などの施設も、曜日や時期により利用状況に差があり、

土日に利用者が多く、また夏場に利用が集中しているのが現状である。市では冬場の利用を止めることや、平日や夏場以外の利用を上げる方向への料金体系への改定等の検討を行っているところである。

また、使用料の適正な価格への改定を念頭に入れながら、直近数年の施設稼働率の算出を行うとともに、利用者一人当たりにかかる経費の把握を行っている。今後、近隣市にもヒアリングを行いながら、施設使用料の料金体系を検討していく予定である。

また施設使用料の見直しとは別に、平日の稼働率を上げるため、指定管理者と協力しながらイベントの企画等も行い、施設の有効活用をはかる方向であり、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していくことが望まれる。

【意見】 使用料水準の見直しを行うことが望まれる。

施設の稼働状況や今後の施設のあり方を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系への見直しを行っていくことが望まれる。

#### (6) 公園使用料について

「【意見】 使用料の算定方法について、

- i 施設ごとの事業費を把握するとともに、目標稼働率(利用者数)を考慮の上、料金体系の見直しを行うことが望ましい
- ii 休日設定料金の見直しを行うことが望ましい」について

「【意見】 今後も施設の利用促進の検討を行うことが望ましい」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>稼働率が各有料公園施設によって異なるにも関わらず、一部の施設を除く有料公園施設について同一の使用料を使用している。平成20年度の包括外部監査報告書の意見(番号20-028)でも指摘されているが、施設ごとに事業費は異なり目標利用者数も異なるため、施設ごとに事業費の把握を行い、受益者負担の金額を検討する必要がある。</p> <p>また現在、休日設定料金を国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日の正午以降の利用について適用しているが、土曜日午前も社会人などにニーズが高いと考えられるため、土曜日午前も休日設定するこ</p>

	<p>とを検討すべきである。</p> <p>今後も市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。</p>
報告書の記載ページ	169～170頁
措置を行った部局名	土木局
措置報告書の内容	<p>受益者負担については、施設ごとに利便性や地域性なども勘案して、平日、休日別の施設稼働目標値を設定するとともに指定管理者と連携しながら、子育て支援や高齢者向けのスポーツ教室の充実を図るなど稼働率の向上に努めていく。また、その上で施設別事業費を把握し、適切な受益者負担の設定を検討していく。</p> <p>土曜日午前の利用料については、市民文化局所管の運動施設とともに、平成27年度から休日設定することとして改正する。</p> <p>スポーツ施設における平日の稼働率については、一般利用が少ないため、指定管理者による各種スポーツ教室などを実施し、施設の有効活用を図っているところである。今後、さらに教室内容を工夫するなど改善を図っていく。また、平日の利用促進については、平日と休日での料金差拡大に加え、施設の利便性条件や時間帯別の料金設定など、新たな使用料体系について、運動施設を所管する市民文化局とともに検討していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

#### 使用料の算定について

料金体系の見直しについては、一部の施設について見直しが必要と考えているが、部課のなかでの検討段階であり、まだ具体的な方向性は見えていない状況である。現状の稼働率を参考に、土日の利用率が高いことから、土日の使用料を上げるなど、場所によって稼働率に高低があることから、使用料にも差を

つける等の案はあるが、まだ検討段階である。

また土曜日午前の利用料については、平成27年度から休日設定に見直しを行っている。

#### 施設の利用促進について

スポーツ施設における平日の稼働率については、各種スポーツ教室などを実施したり、また教室内容を工夫するなどの改善を図っている。また平日の利用促進については、平日と休日での料金差拡大に加え、施設の利便性条件や時間帯別の料金設定など、新たな使用料体系について、運動施設を所管する市民文化局とともに検討を行っており、意見を受けた対応が行われている。

今後も引き続き、現状施策を遂行していただきたい。

【意見】 使用料の見直しについて、具体的に検討していくことが望まれる。

各施設の稼働状況等を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系の見直しを具体的にやっていくことが望まれる。

#### (7) 公民館使用料について

「【意見】 受益者負担割合を改善するために対策を講じるべき

- i 稼働率を向上させる取組みを引き続き行うべき
- ii 値上げも含めた使用料の見直しを検討すべき」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>講堂以外の部分については全公民館の平均稼働率が50%を下回っている。そこで、平成25年度より使用基準を緩和する条例改正に基づいた稼働率向上の取組みとして「公民館活用促進プロジェクト」と題し、稼働率が低い部屋については、従前は許可していなかった民間企業や個人などが企画する催しや講座などの生涯学習事業のための使用を一定の条件下で認め、平成26年4月からの運用を目途に開催事業者の募集が始まっている。今後も当該プロジェクトの推進を含め、稼働率を上げるための取組みを継続的にやっていくべきである。</p> <p>また公民館の使用料について、現状の算定方法については、すべての公民館・部屋タイプの同一の単価を使用している。平成20年度の包括外部監査において「費用</p>



	<p>対効果を考えた施設運営（意見20-002）」をするよう意見が述べられているが、現在各公民館の収支の把握に努めている。また、平成25年度より地区市民館や共同利用施設も含む公共施設全体として公共施設適正配置審議会を設置し、施設のあり方の検討や審議が進められている。上記過程の中で把握された利用状況や今後の方針も踏まえ、検討の余地があると考え。</p> <p>また、現状の市の1時間あたり1㎡あたり使用単価4.1円は近隣の伊丹市5.4円、川西市6.0円などと比較した場合、低い料金となっている。</p> <p>以上のように公民館使用料に関する料金の全体的な見直しも含めて検討すべきであると考え。</p>
報告書の記載ページ	199～200頁
措置を行った部局名	教育委員会
措置報告書の内容	<p>使用基準を緩和する条例改正を受けて平成25年から取り組んでいる「公民館活用促進プロジェクト」では、26年度27件の応募があり、民間教育力を生かした稼働率の向上に努めているところである。また、平成26年8月に社会教育課と共催で実施した学習室開放事業では、夏休みを対象に西宮浜公民館の集会室を活用するなど稼働率を向上させる取り組みを行っているところである。今後も、より多くの市民に施設を利用されるよう努めていく。</p> <p>公民館の使用料は、喫緊の課題である使用区分の細分化と併せた検討が必要と考えるが、併せて市内の類似施設における受益者負担を求める基準を見直すことが必要であると考えているので、今後検討していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	見直しの方向性を検討中である

稼働率を向上させる取り組みについては、使用基準を緩和する条例改正を受けて平成25年から取り組んでいる「公民館活用促進プロジェクト」では、平

均稼働率が60%以下の部屋を対象に公民館での講座や講演会等の開催を進めており、26年度は27件、27年度は38件の応募があり、民間教育力を生かした稼働率の向上に努めている。また、使用区分の細分化を行いより利用者の活動実態に合わせた時間帯を選択し利用できるように、平成28年9月1日より運用がスタートしており、意見を受けた対応が行われている。

また値上げも含めた使用料の見直しについては、使用区分の細分化による一部使用料の見直しは、平成28年9月1日から行われているものの、使用料そのものの見直しまでは検討されていない。

公民館、市民館及び共同利用施設のあり方や適正配置については、平成25年8月に公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われ、平成27年6月に市長に対して答申（「西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について」）が行われた。

これを受けて、市では地域における施設の総合的有効活用方針策定会議を設置し、各施設のあり方についての具体的な検討を行っているところである。この検討を通して、存続や統廃合等の施設のあり方の方向性が決められる予定である。

また各施設の使用料の見直しについては、包括外部監査結果を受けて、全庁的な使用料の見直しの考え方のもと検討が行われており、現在一部の公共施設で仮算定を行っているところである。今後、担当部局で仮算定結果を検証し、全庁的な見直しの方針が策定される予定である。

**【意見】** 使用料の見直しを行っていくことが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、各施設の稼働状況や今後のあり方等を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系の見直しを具体的に行っていくことが望まれる。

## 7. 平成26年度 公有財産等に関する事務事業について

### 1. 当初監査の概要

#### (1) 選定理由（要約）

将来の人口減少と、限られた財源の中、各自治体は、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や大規模修繕の集中による大きな財政負担が見込まれ、いかに公有財産の維持管理を的確に適切に行うかの難題を抱えている。

市においては、平成23年8月に「西宮市公共施設白書」を、また、平成24年12月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」が公表され、この中で、「維持管理の最適化」、「施設性能の最適化」、「施設機能の最適化」、「施設総量の最適化」を「財務」、「品質」、「供給」と比較衡量を図りつつ、全体としての最適化を目指すことが示されている。

国においては、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されており、各地方公共団体においても、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（「公共施設等総合管理計画」）の策定に取り組むよう要請を受けている。加えて、総務省から平成26年4月に「今後の新公会計の推進に関する研究会報告書」が発出され、新地方公会計制度の根幹をなす重要帳簿としての「固定資産台帳」の作成を求められている。

このような状況の中、保有する全資産の包括的情報の整備及びそれら資産の維持管理に必要な情報整備とそれに伴う実行計画に基づく実施に今まで以上に関心が高まっており、主要財産であるところの公有財産等（借受財産含む）について本年度の包括外部監査で検討することが社会的要請を鑑みたテーマとして適切であると考え、「公有財産等の事務事業について」を監査テーマとして選定することとした。

#### (2) 監査の着眼点（要約）

- ・ 公有財産の取得、管理及び処分は適切に行われているか
- ・ 公有財産の台帳管理は正確に行われているか
- ・ 公有財産の物件価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
- ・ 公有財産が市民サービスの向上につながっているか
- ・ 公有財産の維持・修繕のために必要な計画及びコストの管理は適切に実施されているか
- ・ 未利用財産の有効活用もしくは売却の検討を適切に実施しているか
- ・ 過年度の包括外部監査指摘事項（公有財産に係る項目）の措置状況の確認
- ・ その他、上記に関連して各手続が法令規則に沿って適切に行われているか

## 2. 今年度の監査の結果及び意見の集計

### (1) 市への照会結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	38件	18件	19件	1件
意見	74件	25件	43件	6件

### (2) 現監査人の調査結果

	総数	措置済	未措置	措置の必要がないと考 えている 又は不可能など
結果	39件	16件	22件	1件
意見	76件	33件	42件	1件

なお、「(1) 市への照会結果」での総数とここでの総数が相違しているものがあるが、これは当初の市の回答では1つになっていたが内容をみると複数の担当部局・案件が結びついており、担当部局・案件ごとで「措置済」「未措置」の対応が分かると判断した場合に数を増加させているためである。

## 3. 主な措置状況

(1) 「【結果】『公共施設マネジメントのための基本的な方針』の運用について」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>(A) 「公共施設マネジメントのための基本的な方針」(以下「基本的な方針」)が、平成24年に公表され、既に2年が経過している(平成26年報告書現在)が、個別の具体的な計画や検証結果を示せる状況には至っていない。この「基本的な方針」は超長期に亘る、市の資産の保有、予算の執行、住民サービスに関するマニフェスト的な性格を持っているものであり、住民への実行責任、報告責任を負う点からも、速やかに対応を検討すべきである。</p> <p>(B) 「基本的な方針」の対象が全庁的に亘り、さら</p>

	<p>に将来を見据えたものになることから、検討を行う機関、組織の組成等、検討に着手するまでに検討すべき事項もあり、速やかに着手すべきである。</p> <p>(C) 最近、リースによる資産取得が増加していることに鑑み、公共施設マネジメントにあたって、リース資産についての考え方の整理、その採用方針、取扱いも併せて検討の対象とする必要がある。</p> <p>(D) 平成23年8月に公表された「西宮市公共施設白書」では、2060年までの50年間の総費用を4,760億円から2,450億円と試算している。一方、平成24年12月の「基本的な方針」では今後50年間の総費用を4,940億円から4,023億円との試算を示している。共に試算であり、「一定条件のもとで行った試算である」旨が付記されてはいるが、最少の見込額が西宮市公共施設白書では2,457億円、「基本的な方針」では4,023億円と大きく異なっているため、議会、市民に、十分な説明を行うことが必要である。</p>
報告書の記載ページ	31頁
措置を行った部局名	政策局
措置報告書の内容	<p>「基本的な方針」の進捗状況は、個別の具体的な計画や検証結果を示せる状況に至っていない。全体の中で占める割合の大きい市営住宅については、担当部局のみで行っていた建替集約等の検討を全庁一体的な計画として取り組みを進めている。学校施設については、公共施設全体の最適化を図る方策のひとつとして、学校施設の有効活用や集約化を行うために、教育委員会や他の公共施設を管理する所管部局とも連携を図り、検討を進めている。将来予測される修繕費用の平準化と確実な執行のための財源確保を目的として、平成26年度に西宮市公共施設保全積立基金を設置し積立を開始した。また、類似機能を持つ公民館・市民館・共同利用施設の適正配置について、審議会からの答申を受け、市の方針を検討している。また、総務省から策定要請のある「公共施設等総合管理計画」について、平成28年度までに計画を策定する予定である。策定にあたっては、「基本的な方針」</p>

	および「西宮市公共施設白書」と同様に更新や修繕等にかかる費用の試算を行うこととなるが、前提条件の違いにより試算額は異なるため、それぞれの違いについて説明を行う。
--	--

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	現在「西宮市公共施設等総合管理計画」の素案発表段階で、これを受けて各担当部局が詳細な計画を立案していくことになり、確実な執行までには、他局との調整、予算の確保等、時間を要する。

以下記載のとおり、(B)について措置済、(D)について措置不能、(A)(C)について施策を検討中で未措置のため、全体として一部未措置と判断した。

#### (B) について 措置済

平成26年4月に政策局資産活用課を新設し、公共施設の適正配置に関すること、遊休市有地の活用に関すること等に特化して取り組んでいる。

また、平成27年4月には、政策局に「施設マネジメント部」を新設し、公共施設の再配置等の総合的な整備計画の立案のほか、国が要請している公共施設等総合管理計画などを所管させている。平成28年4月には、市民局に、「コミュニティ推進部」を設け、市民生活および地域に密着した施策・事業に注力できる組織として再編しており、具体的な各担当部局間の調整等について今後の実行が待たれるところである。

#### (D) について 措置不能

公共施設等全体の今後50年間で必要となる更新等費用が、平成23年の「西宮市公共施設白書」と平成24年の「基本的な方針」で示されているが、前提条件の違いにより異なる金額が試算され誤解を招きかねないものであったことから、平成28年9月発表の「西宮市公共施設等総合管理計画」(素案)(以下「総合管理計画」という。)の17頁では、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用資産ソフトに基づいて試算した旨、及び試算の前提条件が詳細に説明されている。その試算の結果、「基本的な方針」で建物系公共施設の更新等費用が4,940億円とされていたものが、総合管理計画では、インフラ

系公共施設を含む等の諸条件の変更があったため、1兆2,676億円にまで増加している。試算の前提となる諸条件の変更により両報告書を比較検討することは不可能となり、措置不能とせざるを得ない。

【意見】措置途上であり、(A)(C)につき意見を付す。

(A) について 措置途上

「基本方針」が、目的、方針、目標、取り組み方等の総論のみであったのに比較して、「総合管理計画」は、各論として、施設ごとのマネジメントに対する基本方針が加わり、対象に、道路・橋梁・水路・公園・上水道・工業用水道・下水道施設などのインフラ系公共施設も含めて策定されており、現時点では、橋梁長寿命化修繕計画、西宮市水道施設整備計画などが策定済みである。しかし、詳細な計画等は、各局の今後の計画立案と、各局間の調整を待たねばならず、市の将来のグランドデザインは、平成24年の基本方針から4年経過した今も、具体的には見えてこない。関連して、市営住宅については、10年おきに「市営住宅整備・管理計画」が策定されおおよそ5年ごとに見直しされることから、今回の「総合管理計画」を受けて、平成29年から5年間の統廃合等の作業の具体的な計画が盛り込まれるとのことである。学校についても、文部科学省からの指示により「長寿命化計画」を策定中で、長寿命化の基本方針を整理中とのことであった。より具体的な計画の立案・実施が望まれる。

(C) について 措置途上

「総合管理計画」では、対象施設を「本市の所有・賃借（リース等を含む）する全ての建築系公共施設及びインフラ系公共施設」（総合管理計画2頁）として、リースも含むことを明記し、建築系公共施設の総論の「財務に関する基本的な考え方」（総合管理計画21頁）では、「施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討する」とされている。

阪神大震災後の財政難により、支出の平準化をはかるためリースで対応していた時期があったとのことであるが、現在、リースの採用の基本方針は、各所管の個別の事情を尊重し、各所管の判断に任されている。ただし、(6)で後述するが、効率的方法を検討するための情報が他局と共有されていないことが多く、より有利な契約を締結できるよう、全庁内での情報共有を進めていくことが望ましい。

(2) 【意見】公有財産事務取扱要領を作成することが望ましいについて

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市には、公有財産の事務処理手続きにつき、大枠の公

	有財産規則があるのみで、詳細な規定が存在しない。そのため、取得、処分等の公有財産管理につき多岐にわたる手続きが、現実には、前例等を参考に行われていて、過誤が起きる可能性が存在している。異動の多い職員が、正確に効率的に事務を遂行し、公有財産の正確性、実在性等を担保するためにも、誰もが一義的に理解可能で運用しやすい公有財産運営要領の作成が望まれる。
報告書の記載ページ	36・48頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	各所属において、事務処理手続きが正確、効率的に行えるよう、公有財産事務取扱要領を作成し、職員が常時閲覧できるよう改善した。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

作成された公有財産事務取扱要領は、非常に具体的であるとともに、過誤に結びつきやすい点を丁寧に教示したもので、異動の多い職員が初めて公有財産事務を担当する際や、管財課の職員が、同課以外の職員に対して報告書の記載方法、使用料の計算方法等を説明するのに有用性の高いものとなっている。適正な措置がとられ、公有財産事務に大いに貢献しているため、措置済と判断した。

### (3) 「【結果】不動産評価審議会規則の改正を行うべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市の不動産評価審議会の委員構成は、副市長、局長という内部委員のみとなっているが、不動産の適正な価格の審議には非常に高度な専門的知識を要するため、他都市では不動産評価審議会委員を「学識経験者」と規定し、実際には不動産鑑定士複数名を組織の中心的な構成員としている事例が少なくない。審議会においてより高度な専門的意見を交換するために、少なくとも委員の一部



	に学識経験者を含む旨の規則の改正が必要と考えられる。
報告書の記載ページ	42頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	<p>他市の状況をみると、市有財産の売却額等を審査する機関がある中核市等は41市中23市で、そのうち6市のみが学識経験を委員の構成員に含めていた（平成25年2月時点）。学識経験を委員の構成員に含めている市の中には年50件を超える議題について審議している市があるが、本市での近年の開催状況は平成21年度1件、平成22、23年度開催なし、平成24年度3件、平成25年度2件と案件が少ない状況にある。また、価格審議にあたっては不動産鑑定士に不動産鑑定を依頼し、この鑑定価額を基準として適正価額が審議されている。以上のことから、直ちに学識経験を委員の構成員とする必要性はないと考えている。</p> <p>しかしながら、監査人ご指摘のとおり、不動産の適正価格の判別には高度な専門的知識を要すことから、価額の大小に応じて、複数の不動産鑑定士に鑑定依頼するよう事務の取扱いを改善した。</p>

市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	措置不要と市が判断しているため。

同審議会における平成26年、27年の審議件数は0件であるし、価格の大小に応じて複数の不動産鑑定士に鑑定依頼をするようになったため、現状において規則改正の必要性はないとの説明があったが、以下の理由により規則改正が望ましいと考えるため、未措置と判断した。

【意見】不動産評価審議会の委員には、学識経験を含めるのが望ましい。

平成26年の結果表明は、市の不動産評価審議会において、内部委員から不動産の評価方法をめぐり質問がでたが、その場で問題解決ができず、後日、管

財課職員が、不動産評価鑑定書を提出した不動産鑑定士に対し、内部委員の疑問解決のため意見提出を求めたという事実があったことによる。すなわち、他都市の審議会に有識者を含めている事例に倣うか否かの問題ではなく、西宮市の審議会が実質的審議の場として機能しているかの問題である。また、不動産評価鑑定書を取得する場合の基準として、「西宮市総務局土地評価等の事務取扱基準」を作成したことは評価できるが、2通の鑑定書の結果が異なる場合の取扱について専門的立場からの意見を求めることも有益である。この2、3年は審議事項がないとのことであるが、学識経験者を委員に指名しておくことで、案件が生じた際に随時対応することが可能となるし、審議会が開催されなければ、外部有識者の委員日当の費用が発生することはなく、デメリットは生じない。

(4) 「【意見】公共用地対策協議会・市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することが望まれる。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	表題の協議会及び委員会についても、現在の不動産評価審議会規則と同様、構成員を市役所内部の副市長・(部)局長のみとする規定になっている。しかし、上記協議会等の議論の状況を見れば、市有地の効率利用や適正管理のために有効な協議がされていると評価することは困難と言わざるを得ないのが実情である。外部の学識経験者を構成員に加えることで、外部の視点からの忌憚のない意見を参考とすることによって自治体が有する公有財産の利活用の向上に貢献でき、市政の透明性を高めることが期待される。
報告書の記載ページ	43頁
措置を行った部局名	(A) 公共用地対策協議会：政策局 (B) 市有地等適正化管理委員会：総務局
措置報告書の内容	(A) 公共用地対策協議会は、庁内的に情報を共有し、組織としての意思決定のための協議をすることを目的として設置しており、外部の有識者を入れることが適当とは考えていない。但し、市有地処分を進める上では、民間ノウハウを活用した手法も有効と考えており、業務委託の中で、専門性を有した外部有識者の意見を参考とする取り組みを進めていく。

	(B) 現在、不法占拠者に対する対応については、「西宮市市有地等適正管理に係る事務処理要領」に基づき、自主撤去を基本として相手方に対応しているが、長期間是正されない案件等については顧問弁護士に相談しながら対応を進めており、現時点で市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することは考えていない。
--	--

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	(A) (B) とも、措置不要と市が判断しているため。

(A) 公共用地対策協議会の目的と審議事項は以下のとおりである。

<p>西宮市公共用地対策協議会規程 (所掌事項) 第2条 協議会はつぎの各号に定める事項について審議する。 (1) 公共用地の確保に関すること。 (2) 公共用地の用途変更に関すること。 (3) 市の所有する未利用地（保留地を含む。）の効率的運用に関すること。</p>
--

第2条(3)の「市の所有する未利用地の効率的運用」に関して、市は、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」を平成28年3月に策定し、市有地売却を進めるにあたり、民間業者に市有地売却業務の委託を検討中とのことである。その目的・ねらいは、

- ・民間業者が有するノウハウ（独自のネットワークを通じた需要探索、相手方探索）を活用
- ・土地売却可能性につき判断結果をもらい、市の判断との整合性を図る
- ・売却にかかる適正価格の専門的算定
- ・売却手法、適否の判断

であり、民間への業務委託により、未利用地の効率的運用の判断が適正・迅速化されるものと期待できる。

しかしながら、(3)での未利用地の処分をするか否かの最終決定だけでなく、(1)公共用地の取得、(2)同用途変更に関しての最終意思決定そのものにも、

外部有識者の意見、判断を参考とすることの有用性は否定できない。特に、公共用地の取得に関して、過去の決定に問題が無かったわけではなく、現在、未利用地をかかえている状況を繰り返さないために、外部有識者委員の意見を聴くことは有益である。

(B) 西宮市市有地等適正管理委員会の目的と審議事項は以下のとおりである。

#### 西宮市市有地等適正管理委員会規程

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市有地等の適正管理に係る事務処理要領の策成に関する事。
- (2) 占拠物件の処理計画の策成に関する事。
- (3) 占拠物件の処理計画の進行管理に関する事。
- (4) 関係部局間の調整を図る事。
- (5) その他市有地等の適正な管理の方策に関する事。

上記所掌事項によれば、占拠物件については、占有を解消させるための処理計画を策定し、処理計画に基づいて措置を講ずることになっていると考えられる。そして、市有地の適正管理のために、処理計画に基づき不法占拠をできる限り速やかに解消しなければならず、長期間にわたり占拠が継続している案件については、当該処理計画の内容が適正であったか問われることになる。市有地適正管理委員会が本来期待される機能をより発揮させるためにも、外部有識者委員を加えることで、適切な処理計画の策定に関与し、解決時期の検討や、予算の枠内での解決の優先順位の決定、及び、その実施等の適切な判断に資することがより可能になると考える。

(A) につき、民間業者のノウハウを利用するという新しい対応を予定中であるが、(A)、(B)とも、外部有識者委員を入れる考えはないとのことであるため、一部未措置と判断した。

【意見】公共用地対策協議会、市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することが望ましい。

前者に関しては、市の公共施設マネジメントの意思決定に、外部有識者の大局的視点にたった意見を参考とすることは有益である。また、後者については、外部有識者が、年2回定期的に開催される委員会に参加し、市の不法占拠物件全体の中での優先順位を見極めつつ、適正時期での解決と予算措置を市に促す

ことで、不法占拠物件の迅速な解決が今まで以上に期待されると考える。

(5) 「【結果】不動産の取得報告書を、管財課に迅速に提出すべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	平成24年2月に取得した建物である、池田町駐輪場の公有財産取得報告書の提出が平成24年4月で、平成26年3月に取得した西宮市民会館連絡通路エレベーター設置工事も、報告書が3月中に提出されていない。その結果、前者は平成24年3月末、後者は平成26年3月末の公有財産台帳には計上されていず、台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。双方とも、公有財産の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。
報告書の記載ページ	46頁
措置を行った部局名	市民文化局・消防局
措置報告書の内容	今後、公有財産の異動時に関しては、公有財産事務取扱要領に基づき、速やかな事務処理に努めていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	全庁の部局に事務処理がルーティン化されていないため。

平成26年に結果を指摘した部局は、翌年以降、措置のとおり改善されていた。しかしながら、他の部局において、以後も同様の事例があったため、一部未措置と判断した。

【結果】不動産の取得報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

また、公有財産取得報告書の提出のような全庁の部局が実施すべき事項は、包括外部監査結果報告書の該当部局のみでなく、全庁の部局が今後同様の事態を生じさせないよう真摯に受け止めるべきである。加えて、迅速な取得報告書の提出を失念しても、年度末の台帳上の資産の実在性・正確性を担保する方法

として、管財課から全課に対して、年2回、取得も含めた公有財産異動報告書の漏れがないか呼びかける通知書とチェックリストを送付しており、全課はそれらを有効に活用すべきである。

平成26年3月に取得した上山口4丁目東公園用地の公有財産取得報告書の提出が平成26年9月となっている。平成27年3月に取得した安井小学校内留守家庭児童育成センターの建物も、報告書の提出が平成27年4月となっている。その結果、各年度末の公有財産残高には新規取得した土地・建物が含まれないことになり、台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。

双方とも、公有財産取得後の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産取得後、迅速に取得報告書を提出すべきである。

(6) 「【意見】リース契約方式を採用選択することについての是非を検討する仕組みの整備が望まれる」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	全国的に公共施設の設置につきリース取引が増加しているが、市も、同様に、導入にあたっての判断の相当性、選択の可否を審議・検討・アドバイス・チェックする仕組みを整備・運用していく必要がある。既存の体制としての不動産評価審議会は、リース料の価格の適正さを審議する権限のみである。リース施設の導入が、市の保育所・留守家庭児童育成センターで行われ、待機児童解消のため機動的で迅速な取り組みが市の魅力となっているが、そのことと行政手続き上の問題や、割高な費用が将来にわたって市財政から支出される問題とは別個のものである。また、施策の迅速性を優先するため、リース契約の選択しかないとしても、そのことが、短期間しか使用しない建物のために高い財政支出をもたらす結果となっていないか検討する必要がある。
報告書の記載ページ	51頁
措置を行った部局名	政策局
措置報告書の内容	現在、リース契約を行っている建物は、一部庁舎や、学校の教室不足対策、保育所等の建替えのための仮設など、一時的な使用の場合のみとなっており、リース契約の方法をとるかは個々の施設ごとに検討すべきであるため統一的な考え方は困難と考えるが、直接取得の場合

	の費用とリース契約の場合の費用の比較等、使用目的や効果等を総合的に検討した上での公共施設等の設置に努める。
--	---

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	市が、統一的判断が困難と考えるため。

平成26年の措置結果回答者が、市の政策を総合的に司る政策局であり、リースの採用の可否判断を直接的に行う個別所管部局ではなかったため、対応不要との判断であった。今回の監査にあたり、現在リース物件を保有している主要な個別所管部局に聞き取り調査を行ったところ、個別所管部局はそれぞれに、担当部局に集積されたリースに関する情報や、職員の人的つながりを頼りに他のリース採用部局より同様の情報を入手して、リース採用にあたってより有利な条件で施策が実施できるよう努めているとのことであったが、さらに、リースに関する全庁の情報が入手可能となれば、より適切な判断が可能となる。実際、監査人が資料を閲覧したところ、例えば、リース金額の割高な業者や、期間満了後に割高な再リース料を要求する業者で、各担当部局で共通のものがあつた。

各担当部局は、公会計の財務書類作成のため政策局財政課に毎年リース資産の情報を提出しており、全庁のリース資産情報を政策局財政課は一元化して有している。また、その情報は財政課で集約された後、各局総括課（局を総括する総務課）に提供されるが、そこから局内の各課に提供されるかは、各局総括課の判断による。既に、貴重な情報を収集しているのであるから、当該情報を活用することはすぐに可能である。管財課の管理する公有財産台帳は、全庁で共有されており、共有によるデメリットは生じていないことからしても、リースに関する情報も共有することのメリットはあつても、デメリットは考えられない。

また、当初のリース期間満了後も引き続き再リースとして使用を継続することが少なくないが、再リース料については、事業者と協議の上決定しているものの、その金額にばらつきが見られる。このような事例に関する情報も、共有化することのメリットは大きい。

措置報告書の内容のとおり、現在検討中の状態であるため、未措置とした。

【意見】 政策局財政課（あるいは、全庁を総括する部局）の有するリース契約の情報を、全庁で共有することが望ましい。また、再リースの情報も取得し、同様に共有することが望ましい。

リース選択の是非が各所管課の個別判断に委ねられているとしても、より合理的判断が可能となるよう、市が有するリースに関する情報を、全庁で共有して、活用することは今すぐ実施可能である。そのような対応こそが、地方公会計の推進の「中長期的な財政運営への活用の充実」が期待できることになり、「資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ること」にかなうと考えられる（総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日）Ⅳ地方公会計の整備促進に向けた基本的考え方）。

また、将来的には、リース契約導入にあたっての判断の相当性、選択の可否を審議・検討・アドバイス・チェックする仕組みを整備・運用していくべきであり、リース選択の是非の判断をより適正なものとするために、要検討事項を網羅したチェックシートの様式を定め、リースによることの有利・不利を検討することが望ましい。この様式には、リース料総額だけでなく、再リース料を記載する欄を設けることが望まれる。

(7) 「【結果】 解除権を留保したリース契約についても、不動産評価審議会の審議対象とするべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>リース契約によって建物を調達する契約で、期間満了後所有権の移転が規定されているものは、実質売買として、一定金額以上は不動産評価審議会の取得の審議対象となる。しかし、リース契約の中に、契約締結の翌年度以降において、歳出予算の減額又は削減があった場合には契約を変更又は解除できるとする条項を設けておくと、地方自治法第234条の3の「不動産を借りる契約」に該当することになり、議会のチェックを受ける必要はないことになる。しかしながら、市が仕様を指定して建設させた建物を利用する契約であり、リース料の支払総額も相当多額になるにもかかわらず、解除権を留保する条項を設けるだけで、議会のチェックを受けずに担当部署のみの判断で実施できるとすることの相当性には疑</p>



	問を抱かざるを得ない。市において、解除権を留保したリース契約について、途中解約しても当初のリース料総額を支払う契約と同様の取扱いを求めるべきかどうかについて、法的解釈も含め、早急に検討を行うべきである。また、不動産評価審議会規則では、法令等により賃料または算定規則価格が定められているものを除く賃貸借については、不動産評価審議会で適正な賃料を審議することになっているため、審議対象とするべきであった。
報告書の記載ページ	55頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	現在の規則では、賃料を入札により決定する場合を審議対象から除外する規定がないため審議対象となっているが、入札により賃料を決定するものについては審議対象から除外する規則改正を行う予定で改善を図っていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	上記措置内容のとおり、市が賃料を入札により決定する場合の審議は不要と考えているため。

平成26年の結果の表明は、下記表の\*部分につき、審議が行われていなかった旨の指摘であった。

市は、リース契約につき、公募によって契約相手を決定してはいるが、営繕課が作成する予定価格が、リースの実際入札額より高めに設定されている傾向にあるため、より慎重に価格の審議を行う必要がある。ところが、期間満了後建物の撤去を前提とした所有権の移転しないリース契約は、解除条件がつく賃貸借契約であるため、所管部署以外で唯一審議できるのは、不動産評価審議会だけであった。

	議会の承認	不動産評価審議会の審議
所有権が移転するリース	取得価格2000万円以上、必要	取得価格2000万円以上、審議対象
撤去を予定し、所有権が移転しないリース	金額の多寡にかかわらず不要	* 規則改正前 金額の多寡にかかわらず審議対象

しかしながら、平成27年12月の不動産評価審議会規則の改正により、\*部分について、①賃貸借に係る部分の面積が1,000㎡未満のもの、②競争入札又は公募提案方式により賃料が定められるもの場合は、審議対象から除外されることとなった。

近時増加しており、現在も使用期間中の待機児童対策等のためのリースは、公募方式であり、面積も1,000㎡未満である。

この結果、撤去を予定した所有権移転しないリースについては、担当部局のみの判断で契約締結が可能となってしまった。市がとった措置内容は、監査人が指摘した趣旨とは逆のものとなっている。従って、未措置と判断した。

【結果】解除条件付きでリース期間満了時に所有権の移転しないリース契約については、不動産評価審議会ないしは担当部局以外で価格の相当性につき審議すべきである。

所有する公有財産以外に、リース物件が増加している現状において、『所有権』の有無にかかわらず、市が行政を執行する過程で『使用』するものとして、その金額の適正性を検討するのは、財政民主主義の観点から、また、公共施設マネジメントの観点からも、必要なことである。所有権が移転しないリースの総契約額は、実際にその物件を購入し、数年後、撤去処分するハードの費用に、維持管理費用、保険料等が加算されることにより1件が数千万円から1億円近い高額なものも多く、『使用』する有用な資産として、『所有』する公有財産と同じような厳格な手続きをふんで、契約を締結すべきである。

(8)「【結果】処分した不動産の報告書を、管財課に迅速に提出すべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	平成25年3月に撤去した二つの建物(高齢者施設愛宕山寿園、愛宕山保育ルーム用施設)の記載事項異動報告書の提出がそれぞれ平成25年5月と8月になっている。その結果、平成25年3月の公有財産残高には解体された建物が含まれていることになり、公有財産台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。公有

	財産の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。
報告書の記載ページ	62頁
措置を行った部局名	健康福祉局・こども支援局
措置報告書の内容	解体等処分を行った公有財産について迅速に記載事項異動報告書を提出する必要があることにつき、今後は横断的に周知、確認を行い、速やかな事務処理に努める。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	全庁の部課に事務処理がルーティン化されていないため。

平成26年の結果を指摘した部課は、措置のとおり改善されていた。しかしながら、他の部課において、以後も同様の事例があったため、一部未措置と判断した。

【結果】不動産の処分の報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

また、公有財産処分の報告書の提出のような全庁の部局が実施すべき事項は、包括外部監査結果報告書の該当部局のみでなく、全庁の部局が今後同様の事態を生じさせないよう真摯に受け止めるべきである。加えて、迅速な処分の報告書の提出を失念しても、年度末の台帳上の資産の実在性・正確性を担保する方法として、管財課から全課に対して、年2回、処分も含めた公有財産異動報告書の漏れがないか呼びかける通知書とチェックリストを送付しており、全課はそれらを有効に活用すべきである。

平成25年8月に解体撤去した市営住宅である神園町住宅の記載事項異動報告書の提出が平成27年12月となっている。平成26年12月に解体撤去した学文殿保育所の建物も、記載事項異動報告書の提出が平成27年10月となっている。その結果、各年度末の公有財産残高には解体した建物が含まれていることになり、台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。双方とも、公有財産処分後の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産処分後、迅速に報告書を提出すべきである。

(9) 「【結果】避難場所等についての耐震化対応が遅れている。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	災害時に重要な拠点となる避難場所等に指定された施設のうち、計画通りに耐震化が進捗していない施設がある。市民館等については、適正配置についての結論が出ていないためであり、施設マネジメントの検討を早急に行い、存続する施設についての耐震化を急ぐ必要がある。また保育所等については、園児が居る昼間の時間帯での工事が難しく、代替施設の設置等についても負担が大きいことが、耐震化が遅れる要因となっているが、代替施設として利用率の低い施設や遊休施設を活用する等具体的な対応策を検討し、耐震化を急ぐ必要がある。
報告書の記載ページ	78頁
措置を行った部局名	土木局
措置報告書の内容	避難所である市民館の耐震化は、それらの施設が老朽化していることから、担当部局が現在建替を含め、耐震化の手法を検討している。また、保育所については、順次耐震化を実施している。今後は、来年度改定される西宮市耐震改修促進計画に基づいて、耐震化に取り組んでいく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	存続施設の結論がでていないため。(市民館等) 耐震性のない建物の比率が大きいため。(公立保育所)

市民館の耐震化率は63.6%と低いが、平成26年度以降で結果報告書記載時までの間に、耐震化された市民館はないとのことである。市民館については、平成27年度に政策局による「西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について」(公共施設適正配置審議会答申)により、今般具体的統廃合について担当部局で議論の段階にはいつているが、存続させる施設の結論がでていないため、耐震化が進んでいない。

また、公立保育所のうち、学文殿保育所で建替工事、大社保育所、小松朝日保育所で、平成27年度に、耐震改修工事が行われた。

しかしながら、厚生労働省平成28年3月31日発表「社会福祉施設等の耐震化率の状況調査の結果」（平成26年10月1日現在）における公立保育所の耐震化率80.8%と比較すると、市の公立保育所の耐震化率は、61.9%と低い。その理由につき、こども支援局児童福祉施設整備課は、以下のように説明している。

「西宮市は全国と比較して、全棟数のうちに旧耐震基準の棟（昭和56年建築以前のもの）が占める割合が高いことが理由としてあげられる。旧耐震基準の建築の棟のうち、改修済・改修中の全棟数における割合は、全国平均が16.4%のところ、市では23.8%（下記表）となっており、耐震改修の進捗が全国平均に比して遅いものではないと考える。また、耐震化工事にあたり、郊外の自治体より都市部の自治体のほうが仮設園舎用地の確保に苦慮していると推察される。」

公立保育所	全棟数 A	S57以降建築棟数 B	S56以前建築の棟のうち改修不要 C	S56以前建築の棟のうち、改修済・改修中 D	耐震済 B+C+D=E	耐震化率 E/A
全国	10,760	4,831	2,098	1,763	8,692	80.80%
		44.90%	19.50%	16.40%		
西宮市	21	5	3	5	13	61.90%
		23.80%	14.30%	23.80%		

※下段について

B/A

C/A

D/A

※西宮市は23公立保育所があるが、うち2保育所は特定建築物ではないため除して算出。

「現在、耐震改修工事を2園（浜脇、今津南）、移転建替（2園（むつみ、芦原）を1園に統合予定）を実施予定であり、残りの4園（北夙川、津門、今津文協、上之町）についても順次耐震化実施予定である。今後は、現地での建替・改修のみでなく、移転建替なども含めて検討している。」

市として避難場所等の耐震化は進めているが、耐震化率が全国平均を下回っているため、一部未措置と判断した。

**【結果】** 避難場所等についての耐震化を促進すべきである。

避難所である市民館は、耐震化率が未だ63.6%と低い。施設利用者は利用建物の耐震性につき既知とのことであるが、早急に施設の統廃合の結論をだした上で、存続を決定した建物の耐震化を行い、市民の安全性を確保すべきである。

また、公立保育所についても、耐震化率は61.9%と、全国平均80.8%と比して低い。公立保育所の中で耐震性のない古い園舎の占める割合が大きいからではあるが、それは、耐震性のある新しい園舎の建設が少なかったからで

あり、より一層耐震化を進める必要性がある。また、上記「社会福祉施設等の耐震化率の状況調査の結果」と同時に厚生労働省より発せられた通達では、保育所を含む社会福祉施設等については、「自力避難が困難な方が多く利用されていることから利用者の安全を確保するため、耐震化整備を推進していくことが必要です。」とされている。耐震化率99.6%（西宮市立小中学校 平成27年4月1日現在）を達成している学校に通う児童生徒と比較して、参考にある保育士の配置基準を見ても明らかなように、保育園児の方が、はるかに自力避難が困難であることから、保育所の耐震化を早急に進めるべきである。（関連して、市の公立幼稚園の耐震化率は100%である。平成27年4月1日現在）

＊参考：認可保育所の保育士の配置基準（最低2人配置）【国基準】

- ・乳児おおむね3人につき保育士1人
- ・1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき保育士1人
- ・3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき保育士1人
- ・4歳以上の幼児おおむね30人につき保育士1人

（10）「【意見】市営住宅の耐震化を促進することが望ましい」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市営住宅の耐震化について、平成27年度までの戸数比での耐震化率の目標97%に対して、平成25年12月時点で戸数比71.5%となっており、進捗に遅れを生じている。ストック活用計画において維持保全を図っていくとされている市営住宅の耐震化と未耐震の物件についての用途廃止については、長寿命化を前提として、物件ごとの状況や優先度等を勘案し、耐震改修やバリアフリー化等も踏まえた中長期の修繕計画を策定し、そのなかで計画的に推進していく必要がある。また、将来的に用途廃止する市営住宅と維持する市営住宅の選別をまず行った上で、維持する市営住宅を優先して耐震化の促進を図ることが望ましい。
報告書の記載ページ	80頁
措置を行った部局名	都市局
措置報告書の内容	既存の市営住宅の中で現在の耐震基準に適合していない住棟について、建物の耐用年数等を考慮し、11棟を耐震化の検討対象とした。耐震化の検討対象住棟のうち住民が住みながら耐震改修が施工できる住棟につい

	ては、耐震化を進めていく。また、耐震化を行わない住棟及び住んだ状態での耐震改修施工が不可能な住棟については、用途廃止又は建替を実施することにより未耐震の物件の解消に努める。なお、将来的に用途廃止又は建替が予定されている住棟は、計画修繕を行わない。
--	---

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	多くの旧耐震住棟が存在すること、及び、入居者が住みながらの工事であるため。

措置内容にある耐震化検討対象の11棟のうち1棟は耐震工事が完了し、平成28年度から上ヶ原七番町5・6号棟の2棟が着工予定である。

しかしながら、市の「市営住宅の耐震化と第2次西宮市営住宅建替計画等について」（平成28年9月）によると、「耐震化の状況については、市営住宅整備・管理計画策定時点の平成23年3月31日時点の戸数ベースで69.4%（除却予定のものを除く）であったが、平成23年から24年にかけて実施した上ヶ原七番町7号棟の耐震改修工事と建替事業の進捗により平成28年4月時点で70.3%と、僅かに改善しているものの、第4次西宮市総合計画で目標としている住宅の耐震化率(97%)に対しては、大きく遅れを取っている。市が抱える公共施設の耐震化は、学校園その他の施設において対応が進んでいることに対し、市営住宅においては今なお残る多くの旧耐震住棟の解消が大きな課題となっている。」とされている。そして、「耐震化の課題は、市内全域に点在する旧耐震市営住宅の取り扱いに関することであるため、喫緊の課題として計画検討の筆頭に置き、次いで現在事業を進めている阪急神戸線以南の建替事業において、既存入居者の移転問題と関連した取り扱いを再考すべき事項として挙げ、阪急神戸線以北における団地と併せて検討している」とのことである。

また、実際、兵庫県営住宅の耐震化率(棟)は、平成27年度末現在で約89%（「ひょうご県営住宅整備・管理計画(案)」15頁 平成28年 兵庫県県土整備部）、また、公営住宅・改良住宅の耐震化率の全国平均値は、平成26年8月末現在で、90.5%（「公営住宅における維持管理の取り組みについて～公営住宅の長寿命化に向けて」資料：公共賃貸住宅の耐震化の状況 国土交通省

住宅局住宅総合整備課 企画専門官 村上慶裕)で、市の耐震化は他都市等に比して約20%低く、耐震化が遅れていると言わざるをえない。

市の担当部局にその理由を聞くも、「耐震改修工事は住みながらの工事となるほか、住棟によっては補強工事範囲が広く入居者への影響が大きくなるため、費用対効果を勘案し対象住棟を選考した結果4棟で実施することといたしました。残る旧耐震住棟については建替事業等により耐震化率の改善を図る方針としているため耐震化率の上昇が緩やかとなっています。」とのことである。そして、今後の施策としては、「今後は上ヶ原七番町5・6号棟、老松町3号棟の合計3棟の耐震改修工事を行う予定であり、またその他の旧耐震住棟については建替・集約事業の中で耐震化を図ってまいります。」との回答が提出された。

具体的には、上記表の改修要の67棟につき、以下の表の通りである。

#### 旧耐震住棟の内訳と入居世帯数と対応方針

	団地名	住棟	棟数	建設年度	戸数	入居世帯数 (H28.3末)	対応方針
旧耐震住棟 (未対応)	今津水波町	2号棟	1	S26	24	11	第1次建替計画 による 統廃合・解体
	津門綾羽町	1・2号棟	2	S27	70	27	
	今津出在家町		1	S40	40	1	
	津門大塚町	1・2号棟	2	S37	64	7	
	江上町	1・2号棟	2	S28	48	31	第2次建替計画 による建替
	神原	2~5, 7, 8号棟	6	S43-45	306	264	
	名次町	1~3号棟	3	S39-42	84	80	
	上ヶ原四番町	19号棟以外	20	S42-44	627	450	
	大社町	4号棟	1	S37	40	33	第2次建替計画 による 統廃合・解体
	上ヶ原八番町	1~3号棟	3	S39	80	57	
	一ヶ谷町	1~6号棟	6	S40	180	131	
	広田町	1~5号棟	5	S41	160	151	
	上ヶ原九番町		1	S41	30	27	耐震改修
	上ヶ原七番町	5・6号棟	2	S48	147	118	
	老松町	3号棟	1	S49	61	53	計画検討
	津門宝津町	1・2号棟	2	S44	72	65	
	中須佐町 (改良住宅)	7号棟	1	S46	98	68	
	津田町 (改良住宅)	10号棟	1	S51	236	226	
	森下町 (改良住宅)	23号棟	1	S52	50	49	
	森下町 (改良住宅)	21号棟	1	S54	60	60	
中殿町 (改良住宅)	1号棟	1	S53	105	101	廃止	
田近野町 (県公社住宅)	1・2号棟	2	S47-48	168	109		
合計			65		2,750	2,119	

済対応	上ヶ原七番町	7号棟	1	S51	56	42	耐震改修(済)
-----	--------	-----	---	-----	----	----	---------

※木造・テラス及び建替事業中の甲子園春風町は算入していない

市として市営住宅の耐震化は進めているが、耐震化率が全国平均を下回っているため、一部未措置と判断した。



【結果】市営住宅の耐震化を促進すべきである。

市の耐震化の促進施策は、可能な範囲で実行されてはいるが、それでも、公営住宅の耐震化率の全国平均90%と比較すると、70%と低く、かなり遅れていると言わざるをえない。

早急に、平成29年4月に予定している西宮市営住宅整備・管理計画の中間見直しに本計画を反映するとともに、事業手法など計画の具体化について検討を行（「市営住宅の耐震化と第2次西宮市営住宅建替計画等について」）い、市民の安全で安心な生活基盤を支えていく必要がある。

(11) 「【意見】不法占拠の早期解消に努めるべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	公有財産について不法占拠されているものがあり、個別に対応が行われているが長期間を要しており、解決に至っていない。交渉状況に応じて法的な措置も検討しながら、使用者への払下げや使用許可等により、順次是正措置に努める必要がある。
報告書の記載ページ	81頁
措置を行った部局名	都市局・土木局
措置報告書の内容	<p>【都市局】都市局所管の当該土地については、占有者と平成26年7月に筆界確認書を取り交し、その中で改めて占有者が建築行為を実施する際、市の土地から除却することを誓約している。</p> <p>【土木局】市有地の不法占拠に対する早期解消について、今後も継続的に不法占拠者への是正指導及び勧告を重ねていくとともに、交渉状況に応じて代執行や払下げ等具体的な措置を検討するなど、努める。また、水路の不法占拠に対しても、許可・指導業務を行うチームを設置し体制を整え、改めて効率的な指導方法の検討を行う。</p>
措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置

改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	占拠状態の長期化による占拠者の経済的要因、高齢化等。

都市局の不法占拠物件は、卸売市場の再計画と同時に解決の可能性が高いとのことである。

土木局の不法占拠物件は、市有地等適正管理委員会が平成12年に設置されて以降、占拠箇所数は25件から平成28年8月末現在19件に減少している。また、上記措置内容以降も、許可・指導業務を実施するチームを設置し、物件ごとに過去の交渉経過を記載した不法占拠実態調査書を作成（水路治水課）し、対応方法のルール化・マニュアル化も進行途上である。さらに、従来の自主撤去、払い下げ等で解決しない場合、筆界特定制度の活用や、代執行による法的解決にも取り組んでいる。しかしながら、決められた予算の枠内では、1年度に約1件の法的解決しか行うことができず、適時に適切な法的手段をすべての案件にとれていないのが現状である。

各担当部局とも、できる限りの対応を行っているが、予算枠と交渉相手のあることで、すぐには結果に結びつかず、不法占拠が長期化しているため、一部未措置とした。

【意見】不法占拠の早期解消に努めるのが望ましい。

上記のように、担当部局の尽力にもかかわらず、予算の制限もあり、不法占拠の早期解消に適時に取り組んでいるとは言い難い。そのため、不法占拠が長期化した物件については、ますます解決が先延ばしにされ、解決の困難さが増すことが予想される。

例えば、甲子園口3丁目の商店街8件は、昭和41年頃水路の上に出店や工作物を設置しない条件で暗渠化の許可を得たにもかかわらず、水路上にせり出す形で既存店舗と一体となる増築を行い、約50年経過している。また、自宅前の土地約45㎡について、昭和43年頃から占有許可が切れた状態で、庭や駐車場として不法に占有している事例もある。このように長期化した物件の解決は今後ますます困難になっていくおそれがある。

さらに、一般市民等が公有財産を使用する場合は、市に使用許可を受け、使用料を支払う場合と比較すると、不法占拠者が数十年に渡り何の対価も支払わず使用して利得していることは、不公平感が拭えない。

このような状況をこれ以上長期間継続させないためにも、不法占拠の早期解消が望まれる。

(12) 「【結果】借受財産の統一的な手続要領の作成、台帳管理を行うべきである」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	借受を実行するに際しての指針無き現状において、その必要性、契約内容の妥当性等に係る判断は統一されたものではない。恣意性を排除し、公平性を高めることでより効果的・効率的な資産活用方法を見出せる可能性がある。また、他の自治体では、借受財産について公有財産規則に台帳の整備を規程しているところがある。今後、少なくとも、借受することについての審議手続・判断基準、貸借料の妥当性についての検討手続・判断基準、借受財産台帳への登録に関する事項等、について定める必要があると考えられる。
報告書の記載ページ	83頁
措置を行った部局名	総務局
措置報告書の内容	借受財産は、市が一律に貸付条件を規定する貸付とは異なり、相手方との折衝で条件面等を柔軟に変更する必要があり、統一的な判断基準を策定することは困難と考えるが、全庁的な借受財産の把握という観点から、台帳の整備など今後の借受事務のあり方について検討していく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	市が統一的な判断基準は困難と考えるため。

**財産台帳の作成の有無と管理**

		所有者あるいは借受人である各所管課	総務局管財課	政策局財政課
A)公有財産		公有財産台帳を使用	公有財産台帳を作成管理	公会計のための固定資産台帳を作成管理
借受財産	B)リース資産	作成は所管課判断による	-	公会計のための固定資産台帳を作成管理
	C)リース以外の借受財産	作成は所管課判断による	-	-

B)仮設のプレハブ校舎、学校の空調設備、民営保育園の園舎等  
C)市営住宅に係る土地建物、市内各駅前に設置された自転車駐輪場等

- ・公有財産台帳は、全庁で閲覧可能
- ・公会計のための台帳は、閲覧が限定的

上記表は、市の財産台帳の有無と管理、及び市役所内での情報共有をまとめたものである。また、平成26年度包括外部監査結果報告書で、実施したアンケート結果によると、リース以外の借受財産については、担当部局ですら借受財産台帳またはそれに代わる管理資料の無いところが多い。市で「公共施設マネジメントのための基本的方針」を推進するにあたり、公有財産は低利用であっても公有財産として管理されているが、実際に市政のため『使用』されている借受財産は、担当部局ですら台帳管理しておらず、市全体として、どれだけの財産を利用し、どれだけのコストをそれに費やしているのかが把握されていないことになる。

関連して、西宮市公有財産規則に以下の規定がある。

<p>(借受の財産)</p> <p>第52条 市が、公用または公共用に供する目的で借受けている財産については、第17条から第20条までの規定を準用し管理するものとする。</p> <p>(管理上の留意事項)</p> <p>第18条 公有財産の管理に当つては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(7) 公有財産の現況と財産台帳の符合</p>
--

西宮市公有財産規則第52条は同規則第18条7号を準用することによって、借受財産も財産台帳を作成し、借受財産の現物と財産台帳の符合を求め、借受財産の実在性、網羅性等を確認して管理することを求めていると解される。

他都市の取扱を見ても、姫路市は、公有財産規則第4条で借受財産は、「この規則による行政財産の管理による例により管理するものとする」とし、姫路市公有財産管理システム記録事務取扱要綱第6条にて、土地等の借受及び土地の占用許可について、「取得課長等は、土地等の使用貸借契約若しくは賃貸借契約を締結したとき、又は土地の占用許可を受けたときは、土地入力票、建物入力

票又は工作物入力票を作成し、管財課に提出しなければならない。」と定めている（姫路市平成18年包括外部監査結果報告書47頁）。

京都市や宮崎県の公有財産規則は、不動産の借受につきあらかじめ総務部課長に協議を必要とすること、および借受財産台帳の作成も規定しているし、大阪府では、大阪府公有財産台帳等処理要領の一部として、借用財産の条文を設けるとともに、その他の資産の条文の中でリース資産についても規定している。

最後に、市として公共事業を進めていくに当たり、PFIの手法は既に採用済ではあるが、PFIには、施設完成直後に所有権を移転する方式、事業終了後に所有権を移転する方式、維持管理・運営しても所有権移転のない方式等さまざまな事業手法がある。今後採用する手法によっては、使用しても、すぐに所有権を移転しないものも想定される。「使用財産」の一部として「借受財産台帳」の整備・運用にあたって対応しておくことが望ましい。

措置報告書の内容のとおり、現在検討中の状態であるため、未措置と判断した。

【結果】借受財産の統一的な手続要領の作成、台帳管理を行うべきである。

借受することについての審議手続・判断基準、賃借料の妥当性について規定した借受財産手続要領を作成し、借受財産台帳も整備・運用すべきである。その上で、『使用するから所有している』資産と、『使用するから借受けている』資産とで、効率的で効果的な資産活用を行い、公共施設マネジメントに資すべきである。その裏返しとして、『使用しないのに所有する』資産、たとえば『未利用地』等は、公共施設マネジメントに寄与していないのであるから、売却が期待される場所である。

(13)「【意見】未利用地については、売却促進が図られることが望まれる。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	売却可能資産についての注記がなされていないのは、第3編3.(4)で記述の通りである(措置済)が、市が売却可能資産として実際に選定しているものは、原則として翌年度単年予算にて売却処分が予定されているものを対象としている。市が保有する普通財産の中には、かなりの数の未利用地、それも面積が広く、資産価値もあるものが含まれており、その活用・解消のためには、翌年度単年予算にて売却処分を検討しているものの

	みならず、現に「行政サービスを提供していない」かつ「将来の資金流入が見込まれる」公有財産すべてを対象として積極的に処分の検討をすることが肝要である。また、資産・債務改革を推進するための重要な検討対象資産という新地方公会計の趣旨にもかなう。
報告書の記載ページ	91頁
措置を行った部局名	政策局
措置報告書の内容	「行政サービスを提供していない」かつ「将来の資金流入が見込まれる」公有財産すべてを未利用地の対象とすることについては、平成27年度から、狭小な土地や将来的（最終的）な用途は決まっているものの事業化が決まっていないことから暫定的な利活用も検討すべき土地なども含め、現在活用している土地以外の土地を広く「未利用地」と捉え、未利用地調査を実施し改善を図っている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

(13)、(14)、(15)ともに、下記記述の施策を実行中であるため、措置済と判断した。

市は「西宮市未利用地の利活用に関する方針」（平成28年3月）を作成し、利活用の推進にあたり、「未利用地」を①公共施設の用途廃止後、本格利用されていない市有地②事業予定はあるが、事業が実施されていない市有地③事業に伴う残地および代替地、と定義した。

未利用地の売却促進につき、近時の実績は以下の通りである。

**土地の売却面積・件数・金額**

	平成26年度			平成27年度		
	面積(㎡)	件数(件)	金額(千円)	面積(㎡)	件数(件)	金額(千円)
西宮市土地開発公社を通じた入札分譲	2547.22	15	328,080	4322.93	16	467,194
単独利用困難な土地の隣接土地所有者への売却	32.39	4	3,962	526.57	8	18,614
合計	2579.61	19	332,042	4849.50	24	485,808

売却促進策については、(14)で記載するが、今後に期待されるところが大

きく、引き続き施策の継続、拡大が望まれる。

(14) 「【意見】未利用地の定性的情報を把握することが望ましい。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市では未利用地の把握・検討を行っているが、所在地、地番、地目、面積、現況の情報だけでは、有効活用を検討するには情報が不十分である。少なくとも下記の①当初取得目的②未利用となった経緯及び理由③未利用の状態が継続している期間④未利用財産の分類整理といった定性的な情報を未利用地一覧表に追加するか、定性的情報として台帳の登録事項とするか検討することが望まれる。そして、長期間未利用の状態が続いている土地については、今後も行政財産として使用される見込みが低いため、原則として売却処分を検討することが望ましいと考えられる。
報告書の記載ページ	91頁
措置を行った部局名	政策局
措置の内容	未利用地の定性的情報を把握については、平成26年度より有効な利活用に繋がるよう調査項目を増設し、また未利用地の分類整理も行っている。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

上記措置内容にあるように、未利用地の分類整理が以下の通り行われている。分類は以下にある8区分で、平成26年度より、毎年、見直しを行っている。

## 1. 未利用地調査結果

利活用方針区分		説明	H27年度		H28年度	
			筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
1	公共施設用地として活用	公共用地として活用(予定含む)	3	4,875.84	2	4,649.45
2	暫定利用	暫定利用(予定含む)	30	88,230.83	18	17,262.40
3	売却済・売却手続中	造成が終わって売却手続きに入っている土地	0	0.00	0	0.00
4	売却・利活用予定	売却・利活用に向けて具体的に検討し、概ね2年程度で手続きに入ることを目指す土地	74	83,649.21	66	76,538.96
5	売却・利活用に課題あり	境界トラブル等が課題となっているもので、課題解決に取り組む土地	18	65,133.79	18	65,133.79
6	売却・利活用はほぼ不可能	土地そのものに問題があり、売却・利活用がほぼ不可能な土地	21	26,920.52	21	26,920.52
7	隣接地への売却	狭小等の理由により単独で利活用が困難であるため、隣接地への売却を検討する土地	155	3,812.33	152	3,171.73
8	現状のまま保持	道路敷や通路敷等として、現在もその用途に供している土地	157	31,871.20	156	31,867.98
合計			506	304,493.72	481	225,544.83

※H27年度からは、売却手続中の物件については、未利用地から除外することとした。

※H27年度からは、通路敷や道路残地などの狭小地についても、全庁的に情報収集し把握することとした。

※区分7は、管財課や道路用地課所管の道路・水路残地。

さらに、より積極的に施策を遂行するため、平成28年3月、「西宮市未利用地の利活用に関する方針」を策定し、担当部局と連携を図り、資料収集・情報集約に取り組み、より詳細な未利用地の情報把握に努めている。また、今後市内のみではなく、民間企業のノウハウを利用して、業務委託を行う業者の募集も検討している。民間業者が有するノウハウを活用し、土地売却可能性につき判断結果をもらい、市の判断との整合性を図るなどの期待される役割については(4)の公共用地対策協議会の委員再考についての項で前述した。民間への委託業務により、未利用地の効率的運用の判断が、適正・迅速化され、より市の資産の適正管理が推進されるものと期待できる。

また、利活用を検討すべき面積の大きな土地(南部地域は約1,000m<sup>2</sup>以上。北部地域は約2,000m<sup>2</sup>以上)については、別途管理が行われており、平成26年度包括外部監査結果報告書の個別に結果・意見表明した未利用地についての利活用も推進される途上である。



2. 利活用を検討すべき面積の大きな土地(南部地域は約1,000㎡以上。北部地域は約2,000㎡以上)

土地	面積(㎡)	公有財産台帳推定時価	推定単価(円/㎡)	状況、課題等	方針区分
すみれ台1丁目25	22,589	758,986,000	33,599	更地。ほとんどが市街化調整区域。	6
山口町中野487外	55,652	461,907,000	8,299	大部分が山林。進入路狭小。造成費用大。境界確定中。	5
東町2丁目16-1外	1,067	181,360,000	170,010	暫定利用(保育所仮設H29~31)のあと、分譲予定。	2
高座町149-1	1,282	151,007,000	117,800	更地。斜面地で、造成は困難。	6
上田中町10-1	1,360	267,973,000	197,099	更地。利活用要検討 H30~31頃売却案あり。	4
南甲子園3丁目23-1	5,846	1,158,089,000	198,100	暫定利用(甲子園警察仮設H28)後の活用方針。分譲予定	2
青木町97-1外	1,653	261,818,000	158,365	H27年度解体。分譲予定	4
甲子園町58	3,243	635,239,000	195,899	H27年度解体 3年間暫定貸付、その後の活用を検討。	4
今津水波町129-1	991	213,495,000	215,536	H27年度解体 民間保育所誘致予定。	4
枝川町1-19	1,000	192,006,000	192,000	更地。福祉施設用地として活用方針。	4
愛宕山39-2	3,464	427,771,000	123,500	雅楽荘廃止。利活用要検討H31~33頃売却案あり。	4
山口町上山口4丁目208	2,050	82,006,000	40,000	更地。一部傾斜地、木が生茂っている。分譲方針。	4
上大市5丁目11-2	1,140	151,913,000	133,199	更地。土地境界の課題あり。	5
上大市5丁目15外	4,649	619,307,000	133,200	更地。鯨池・報徳隣接。市営住宅建替用地。	1
甲陽園本庄町119-1	4,975	1,073,013,000	215,700	更地。段差あり。現在、地域団体が土地の一部について暫定利用中。	4
今津出在家町50-1	2,009	291,043,000	144,899	建物あり。H28年度中に解体予定。H33~34頃売却案あり。	4
神園町36-6外	2,102	429,992,000	204,524	更地。傾斜、段差あり。山と池に挟まれた土地。	5
広田町46-1	1,722	328,722,000	190,899	元教職員住宅。	5
高須町1丁目1-6外	17,353	2,379,458,000	137,119	高須東小学校跡地(建物あり)。都市計画上の一団地である。	4
段上町4丁目77-1外	5,970	1,313,400,000	220,000	元貯水池(施設あり)。	4
上大市5丁目29-2外	23,904	4,063,695,300	170,000	鯨池浄水場跡地(建物、施設あり)、水道施設として活用。	4
総計	164,020	15,442,200,300	-		

\*面積・推定時価は平成28年3月末の公有財産台帳より

引き続き、現状施策を遂行していくことが望まれる。

(15) 「【意見】未利用地に関する情報を公開することが望ましい」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	市で利活用が不可能と考えている土地や建物であったとしても、民間で利用要望があるものが潜在的に存在

	<p>する可能性がある。未利用地に関する情報を市のホームページに公表している自治体（北海道、札幌市、宇都宮市、福岡市、長崎市、鹿児島市ほか多くの自治体）が昨今は増えており、こういった取り組みにより市が活用困難と考えている土地についても売却処分を行うことが出来ている。未利用地の活用方法については、公平・公正で透明性のあるものとすべきである。</p>
報告書の記載ページ	93頁
措置を行った部局名	政策局
措置の内容	<p>現在、未利用地の情報把握・整理や、個々の土地の利活用方針の精査をすすめているところであり、その中で、未利用地の公開についても研究していく。</p>

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

平成28年3月に「西宮市未利用地の利活用に関する方針」を策定したばかりであり、他都市の公開事例を参考に、前向きな検討が行われている。福岡市、長崎市、鹿児島市では、その時点において売却（入札）可能な市有財産の情報を、ホームページで公開しているが、西宮市では、西宮市土地開発公社を通じ、公売物件の情報はホームページで公開している。今後公開が必要な未利用地の情報は、公開可能な物件毎に個別に精査する必要があり、また、公開によるデメリットも考慮検討しつつ、未利用地の情報を広く公開している北海道、宇都宮市、大阪市等を参考に、平成30年ごろには公開を目指しているとのことである。

引き続き、平成30年の公開を目指し、施策を遂行していくことが望まれる。

(16) 「【意見】低利用財産の把握、活用の検討を行うべきである。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	<p>未利用財産については、各担当部局に未利用地調査票から回答をもらう形で管財課が平成25年度まで集計</p>

	しているが、敷地内の更地や利用頻度の低い駐車場、利用者が少ない施設、施設の規模に対して利用者が少ないと思われる施設に対する検討はされていない。何ををもって「低」利用と定義するかは個々の施設ごとに検討すべきであるため画一的な考え方は出来ないが、公有財産の現況調査を行い、その使用目的や効果を検討した上で、現在の使用状況で有効に活用されていないと思われるものについて民間等への売却又は貸付を検討することが必要である。
報告書の記載ページ	93頁
措置を行った部局名	政策局
措置報告書の内容	低利用財産の把握、活用の検討について、個々の施設の状態を横断的、相対的に評価する仕組みや、その評価を踏まえて個々の施設に適合する施設活用方針を判定するための仕組みが構築できないか研究をしていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	市が、現在検討中の状態であるため。

市が所有または借受している施設について、平成21年度より現況調査を行い、利用率や維持管理経費等の把握を行っているが、施設の活用方針を判定するための仕組みを検討するまでには至っていない。また、いまだ、敷地内の駐車場、更地等については、稼働率を把握していない。その理由は、低利用財産の利用状況等の基準を設定し、画一的に判断することは困難であることとこのことである。しかしながら、現況調査も実施せずに、現状を継続したのでは、問題すら発見できず、資産の有効利用が適正に実施されているとは言えない。

措置報告書の内容のとおり、現在検討中の状態であるため、未措置と判断した。

【意見】低利用財産の把握、活用の検討を行うことが望ましい。

平成21年度より市が所有または借り受けている施設について現況調査を行い、利用率や維持管理経費等の把握に努めているが、それに加えて、敷地内の

駐車場、更地についても、稼働率を把握し、詳細な情報を把握することが望ましい。今後の公共施設の適正配置を進めていく上で、より正確で、有益な施策決定の判断材料とすることができると思う。

(17)「【意見】集会施設としても機能できる施設を積極的に活用することが望ましい。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	三施設（公民館、地区市民館、共同利用施設）とも、利用者の利用意識が集会所として同じであるならば、市、行政側も、一体として維持・管理・運営を進めていくことが望ましい。また、他の集会所機能を有する施設も、同様である。施設の偏在については、コミュニティ協会別施設の一人当たり床面積の表を見ても明らかである。
報告書の記載ページ	107頁
措置を行った部局名	政策局・市民文化局
措置の内容	公民館、市民館及び共同利用施設のあり方や適正配置については、公共施設適正配置審議会を設置し、平成27年6月に市長に対する答申があり、今後は、市民局、産業文化局、教育委員会及び政策局で連携し、検討を進めていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	具体的議論の前の総論の審議に時間を長期間要しているため。

市において、公民館、市民館及び共同利用施設は、施策・目的別に設置・運営されてきたが、以下のとおり施設のあり方について、審議会による議論があり、答申が提出された。

- 平成23年8月 「西宮市公共施設白書」
- 平成24年12月 「公共施設マネジメントのための基本的な方針」
- 平成25年8月 公共施設適正配置審議会第1回目開催

平成27年4月 同審議会15回目開催

平成27年6月 「西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について」答申（以下「適正配置の答申」と記載する。）

「適正配置の答申」は、施設の統廃合・再編につき個別施設についての具体的な結論はではないが、地域ごとの対象施設の適正な量とバランスを目指すための考え方や手順を、以下のように示している。

■西宮市における公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置基準（考え方）  
（答申24頁より抜粋・一部省略）

#### 1. エリアごとの配置適正化

- ① 小学校区を単位とした「1小学校区に大規模館1館」を最も標準的な配置とする。
- ② ①以外の小学校区については、地域ごとの特性を踏まえ、想定した施設配置の適正なパターンを目指す。

#### 2. 施設の適正量

- ① ここでは、小学校区ごとに人口と対象施設の総床面積を比較し、市の平均を標準的な適正量とする。
- ② 現時点で、市平均より人口当たり総床面積の数値が乖離している小学校区を配置適正化の検討対象地区とする。面積過大の場合は、原則として、規模縮小・統廃合の方向で検討し、適正配置を目指す。また、小学校区以外のエリア区分（コミュニティ協会等）による分析も行う。
- ③ 「公共施設マネジメントの基本的な方針」により、公共施設について平成24年度から20年間で総量の10%の削減目標が示されていることから、10%削減を想定した数値を参考にしながら、エリアごとに分析を行う。
- ④ 施設の統廃合（他用途への転用も含む。）については、施設の規模、位置、地域活動の利用割合及び稼働率により、検討対象とする施設を選択する。  
留意点は下記のとおりである。
  - ・機能や利用状況の点で、エリア内既存施設や近隣施設・類似施設で代替可能か。
  - ・代替施設では、アクセス面で、利便性が著しく低下しないか。
  - ・敷地や建物の状況から、売却や転用が可能か。

この「適正配置の答申」を具体化すべく、さらなる会議が編成されている。

- 平成27年8月 「集会施設等有効活用検討委員会」第1回目開催  
(平成28年9月、第4回目開催)
- 平成28年6月 「地域における施設の総合的有効活用方針策定会議」  
第1回目開催  
(平成28年10月、第7回目開催)

単に公民館や市民館を有効利用するという狭い観点からだけではなく、中長期的には、公民館・市民館の事業連携や行政サービスの地区内解決の実現に向けての議論を進めていく構想も追加されている。

市の集会施設についての施策実施のための議論が、現在総論から各論にはいったところで、具体策がでていないため、一部未措置と判断した。

【意見】三施設を一体として維持・管理・運営を進めていくことが望ましい。

「西宮市公共施設白書」から5年が経過していることから、具体的な公共施設の適正配置の実施が望まれる。また、この結論がでなければ、耐震化実施の判断が下されず、市民館を避難所とする市民の安全性にも影響が及ぶ。

(18) 「【意見】山口ホールは市外居住者の5割加算措置を撤廃することが望ましい。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	山口ホールは、西宮の北西部に位置し、同じ北部の塩瀬地区よりも、隣接の神戸市北区、三田市に近く、それら地域のホール、会議室と規模が異なり競合関係にない。稼働率向上のためには、これら隣接都市の市民の方々にも、利用してもらいたい。しかしながら、当該施設は、条例上、市外居住者が利用する際、使用料を5割加算することと規定されており、隣接都市の市民の方々へのホール利用の勧誘には妨げとなるため、隣接都市の地域を限定して、西宮市民と同様の使用料で、山口ホールを利用できるよう条例の改正等が望ましい。実際、既に、宝塚市立の施設であるベガホールとソリオホールに関し、西宮市塩瀬地区、山口地区、神戸市北区(道場町)の住民は、宝塚市内居住者と同じ使用料で利用できる利便が図られている。
報告書の記載ページ	116頁

措置を行った部局名	市民文化局
措置報告書の内容	他市で実施されている施設使用料の割引制度について情報収集を進めるとともに、西宮市での施設の状況に応じた市民ホール等の使用料の割引制度について、引き続き検討を進めていく。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	措置済
改善の余地の有無	—
未措置の原因	—

意見を受けて、山口ホールについて利用者にアンケートをとった結果、料金を同様にしても、自らの利用が損なわれることが無いとの結果がでた。また、近隣の神戸市では、もともと市外者加算がなく、市外者加算のある三田市も含めて情報提供し、山口ホールについての市外者加算措置の撤廃の条例改正予定である。同様に、甲東ホールの稼働率向上のため、利用率の低い午前、夜間の割引料金を設定予定で、同ホールの平成30年からの指定管理者が平成29年6月以降に選定されるのと同時期の条例改正をめざしたいとのことであった。

また、施設の利用料金全般につき、前述の「集会施設等有効活用検討委員会」で、市民サービスと受益者負担の視点もふまえつつ、現在検討中であり、意見を受けた施策が進行中であると評価するため、措置済と判断した。

引き続き、現状施策を遂行していくことが望まれる。

(19)「【意見】市営住宅の既存入居者の移転促進のための救済制度の創設について検討することが望まれる。」について

過去の包括外部監査の結果・意見及び市の措置報告書	
結果及び意見の要約	下記表にある広田町テラスから堤町までの13カ所の市営住宅は、現地建替または統廃合・用途廃止等と予定されており、既に募集停止とされている状況にある(平成26年度包括外部監査結果報告書記載時)が、既存の入居者の移転や退去には個別の事情もあり完全退去まで時間を要している。公有財産の有効活用を図る観点から、既存入居者の早期の完全退去を促していく必要

	がある。しかし、退去要請には法的な強制力もなく、促進するための措置としては、移転費用の負担や移転後の一定期間の家賃の軽減等が考えられるが、高齢者が多い既存入居者の移転への動機付けとはならないため、新たな救済制度の創設など、市の財政事情に合った代替措置の検討を並行して進めていく必要がある。
報告書の記載ページ	124頁
措置を行った部局名	都市局
措置報告書の内容	現在、西宮市営住宅整備・管理計画に基づき市営住宅の廃止統廃合等を進めている。入居者の移転については、個々の事情もあり、現時点においては、移転住宅の斡旋および移転料の支払い等の支援措置を講ずることで、計画どおり移転が進んでいる。しかしながら、様々な事情により、移転交渉が難航する可能性があることから、今後も入居者が円滑に移転いただけるよう関係者と協議を行いながら、支援措置等の調査研究に努める。

措置報告書及びその後の市の措置に対する今回の監査における監査人の評価等	
現監査人の見解	一部未措置
改善の余地の有無	改善の余地あり
未措置の原因	既存入居者の移転促進の動機付けが困難なため。

下記表は、平成26年度包括外部監査結果報告書において検討を要する物件の2年経過後の状況を整理したものであるが、一部の住宅において、入居者数の変化が無いものが見受けられる。

原課に聴取するも、移転促進の新たな手法がとられているわけではなく、人的交渉で対応しているとのことであり、廃止予定等については概ね2年前に入居者へ説明することで、99%は移転の合意に至っている。残りの1%には、20年近く交渉継続中の物件もあるという。新しい方策は、従前の退去者との差が生じ実施が困難であるため、相手の状況変化時をとらえて、鋭意努力していくしかない。また、長期退去拒絶者がいるのは木造棟で、維持管理費の負担はないとのことであった。

しかしながら、現存の住宅の維持管理費用がかからなくとも、建替ないし廃止予定後の計画が迅速に実現できていた場合の機会費用の損失は計り知れない。



都市局の担当者は現在の法の枠内でできる限りの対応はしていると考えられるため、一部未措置と判断した。

平成28年8月31日現在

住宅種別	住宅名	管理戸数	入居戸数	入居率	敷地面積 (㎡)	推定時価 (千円)	方針 (建替、用途廃止 等)	募集停止 の有無
普通市営	広田町テラス	12	7	58.33%	505	86,919	用途廃止予定	有
	江上町	48	29	60.42%	3,678	780,799	統廃合予定	有
	甲子園春風町	72	58	80.56%	10,717	1,859,562	現地建替	有
	高座町	48	28	58.33%	5,364	713,423	用途廃止予定	有
	今津出在家町	40	1	2.50%	2,009	294,056	統廃合予定	有
	今津出在家町テラス	6	0	0.00%			統廃合予定	有
	今津水波町	24	11	45.83%	1,657	361,472	統廃合予定	有
	神祇官町	1	1	100.00%	709	134,183	用途廃止予定	有
	青木町	6	3	50.00%	1,097	185,669	用途廃止予定	有
	津門綾羽町	70	25	35.71%	3,618	685,281	統廃合予定	有
	津門大塚町	68	6	8.82%	2,762	585,489	統廃合予定	有
	津門飯田町	4	1	25.00%	426	70,388	用途廃止予定	有
堤町	2	2	100.00%	769	129,389	用途廃止予定	有	

\* 敷地面積・推定時価は平成28年3月末の公有財産(筆別土地)台帳より

【意見】公共施設マネジメントを担当する政策部局ともより一層情報共有をはかり、市営住宅居住者の移転促進、その後の事業計画の早期実現を図るのが望ましい。市営住宅の統廃合・用途廃止は、その後の土地の使用、売却等、公共施設マネジメントの進捗状況にも関わる。従って、市営住宅の担当部局だけではなく、市営住宅の統廃合・用途廃止後の土地の使用等に関連する部局も含めて、より一層問題意識を共有し、問題解決に取り組んでいくことが望ましい。

以 上

監査テーマ	措置番号	指摘種別	項目	ヒアリング等実施した 部局
H20 公の施設等	20-001	意見	総論	教育委員会
H20 公の施設等	20-003	意見	総論	市民局
H20 公の施設等	20-004	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-005	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-006	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-007	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-008	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-009	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-010	意見	総論	政策局
H20 公の施設等	20-012	意見	1 西宮市市民ホール、西宮市立ギャラリー	産業文化局
H20 公の施設等	20-013	意見	1 西宮市市民ホール、西宮市立ギャラリー	産業文化局
H20 公の施設等	20-017	意見	1 西宮市市民ホール、西宮市立ギャラリー	産業文化局
H20 公の施設等	20-019	意見	2 西宮市自転車駐車場	土木局
H20 公の施設等	20-023	意見	3 西宮市立北口駐車場	総務局
H20 公の施設等	20-024	意見	3 西宮市立北口駐車場	総務局
H20 公の施設等	20-028	意見	4 西宮市鳴尾浜公園(浜甲子園運動公園)	産業文化局
H20 公の施設等	20-029	意見	4 西宮市鳴尾浜公園(浜甲子園運動公園)	産業文化局
H20 公の施設等	20-036	意見	5 西宮市北山公園	土木局
H20 公の施設等	20-039	意見	5 西宮市北山公園	政策局
H20 公の施設等	20-048	意見	7 公民館、地区市民館、共同利用施設	市民局
H20 公の施設等	20-049	意見	7 公民館、地区市民館、共同利用施設	市民局
H21 普通財産	1	結果及び指摘事項	総論	健康福祉局
H21 普通財産	2	結果及び指摘事項	総論	総務局
H21 普通財産	5	結果及び指摘事項	総論	健康福祉局
H21 普通財産	11	結果及び指摘事項	総論	総務局
H21 普通財産				上下水道局
H21 普通財産				都市局
H21 普通財産				産業文化局
H21 普通財産	19	結果及び指摘事項	第2 貸付普通財産の使用目的別検討	総務局
H21 普通財産	20	結果及び指摘事項	第2 貸付普通財産の使用目的別検討	総務局
H21 普通財産	21	結果及び指摘事項	第2 貸付普通財産の使用目的別検討	総務局
H21 普通財産	23	意見	第3【総務局管財課】貸付に区分されていない普通財産	総務局
H21 普通財産	24	意見	第3【総務局管財課】貸付に区分されていない普通財産	総務局
H21 普通財産	29	結果及び指摘事項	第4【総務局管財課】普通財産の貸付	健康福祉局
H21 普通財産	42	意見	第5【西宮市土地開発基金】	総務局
H21 普通財産	43	意見	第5【西宮市土地開発基金】	総務局
H21 普通財産	49	意見	第6【西宮市土地開発公社】	総務局
H21 普通財産	51	意見	第7【土木局】低・未利用財産	都市局
H21 普通財産	53	意見	第8【水道局】低・未利用財産	上下水道局
H21 普通財産	57	意見	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	こども支援局
H21 普通財産	60	結果及び指摘事項	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	こども支援局
H21 普通財産	61	意見	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	こども支援局
H21 普通財産	63	結果及び指摘事項	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	健康福祉局
H21 普通財産	65	意見	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	健康福祉局
H21 普通財産	66	意見	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	健康福祉局
H21 普通財産	67	結果及び指摘事項	第9【健康福祉局】普通財産の貸付	健康福祉局
H21 普通財産	75	意見	第10【健康福祉局】低・未利用財産	健康福祉局
H21 普通財産	81	意見	第10【健康福祉局】低・未利用財産	こども支援局
H21 普通財産	83	意見	第10【健康福祉局】低・未利用財産	健康福祉局
H21 普通財産	89	意見	第12 普通財産の貸付等【総務局(管財課以外)】	総務局
H21 普通財産	91	意見	第12 普通財産の貸付等【総務局(管財課以外)】	都市局
H22 債権管理	3	意見	第1 全庁横断的な取組	総務局、 収納対策本部
H22 債権管理	5	意見	第1 全庁横断的な取組	市民局
H22 債権管理	6	意見	第1 全庁横断的な取組	こども支援局
H22 債権管理	10	結果	第2 市民税、固定資産税、都市計画税	総務局
H22 債権管理	13	意見	第2 市民税、固定資産税、都市計画税	総務局
H22 債権管理	16	意見	第2 市民税、固定資産税、都市計画税	総務局
H22 債権管理	21	意見	第3 国民健康保険料	市民局
H22 債権管理	24	意見	第3 国民健康保険料	市民局
H22 債権管理	26	意見	第3 国民健康保険料	市民局
H22 債権管理	27	結果	第4 介護保険料	健康福祉局
H22 債権管理	29	結果	第5 保育所運営費負担金	こども支援局
H22 債権管理	36	意見	第5 保育所運営費負担金	こども支援局
H22 債権管理	37	意見	第5 保育所運営費負担金	こども支援局
H22 債権管理	39	意見	第5 保育所運営費負担金	こども支援局
H22 債権管理	40	意見	第5 保育所運営費負担金	こども支援局
H22 債権管理	43	意見	第6 市営住宅等使用料	都市局
H22 債権管理	44	意見	第6 市営住宅等使用料	都市局
H22 債権管理	47	意見	第7 災害援護資金貸付金	健康福祉局

監査テーマ	措置番号	指摘種別	項目	ヒアリング等実施した 部局
H23 子育て支援	2	意見	第1 保育所関連事業	こども支援局
H23 子育て支援	4	意見	第1 保育所関連事業	教育委員会
H23 子育て支援	8	意見	第1 保育所関連事業	こども支援局
H23 子育て支援	9	意見	第1 保育所関連事業	こども支援局
H23 子育て支援	13	意見	第2 幼稚園関連事業	教育委員会
H23 子育て支援	16	意見	第3 子育て総合センター・児童館関連事業	こども支援局
H23 子育て支援	25	意見	第4 留守家庭児童育成センター事業	こども支援局
H23 子育て支援	26	意見	第5 母子生活支援施設関連事業	こども支援局
H24 外郭団体	1	意見	第1 西宮市土地開発公社	総務局
H24 外郭団体	2	意見	第1 西宮市土地開発公社	総務局
H24 外郭団体	5	意見	第2 西宮市都市整備公社	都市局
H24 外郭団体	6	意見	第2 西宮市都市整備公社	都市局
H24 外郭団体	7	意見	第2 西宮市都市整備公社	総務局
H24 外郭団体	9	意見	第2 西宮市都市整備公社	政策局
H24 外郭団体	10	意見	第2 西宮市都市整備公社	政策局
H24 外郭団体	11	意見	第2 西宮市都市整備公社	都市局
H24 外郭団体	12	意見	第2 西宮市都市整備公社	政策局
H24 外郭団体	13	結果	第3 西宮市文化振興財団	産業文化局
H24 外郭団体	14	結果	第3 西宮市文化振興財団	産業文化局
H24 外郭団体	15	意見	第3 西宮市文化振興財団	産業文化局
H24 外郭団体	18	意見	第3 西宮市文化振興財団	産業文化局
H24 外郭団体	21	結果	第3 西宮市文化振興財団	産業文化局
H24 外郭団体	22	意見	第4 西宮スポーツセンター	産業文化局
H24 外郭団体	23	意見	第4 西宮スポーツセンター	産業文化局
H24 外郭団体	25	意見	第4 西宮スポーツセンター	産業文化局
H24 外郭団体	26	意見	第4 西宮スポーツセンター	産業文化局
H24 外郭団体	28	結果	第4 西宮スポーツセンター	産業文化局
H24 外郭団体	29	意見	第5 西宮市国際交流協会	政策局
H24 外郭団体	30	意見	第5 西宮市国際交流協会	政策局
H24 外郭団体	36	意見	第6 西宮市大谷記念美術館	産業文化局
H24 外郭団体	37	意見	第6 西宮市大谷記念美術館	産業文化局
H24 外郭団体	38	意見	第6 西宮市大谷記念美術館	産業文化局
H24 外郭団体	39	意見	第6 西宮市大谷記念美術館	産業文化局
H24 外郭団体	41	意見	第8 株式会社鳴尾ウォーターワールド	土木局
H24 外郭団体	47	意見	第8 株式会社鳴尾ウォーターワールド	土木局
H24 外郭団体	48	意見	第9 西宮都市管理株式会社	産業文化局
H24 外郭団体	49	意見	第9 西宮都市管理株式会社	産業文化局
H24 外郭団体	50	意見	第10 西宮コミュニティ放送株式会社	政策局
H24 外郭団体	54	意見	第10 西宮コミュニティ放送株式会社	政策局
H24 外郭団体	55	意見	第11 西宮市シルバー人材センター	産業文化局
H24 外郭団体	56	意見	第11 西宮市シルバー人材センター	市民局
H24 外郭団体	57	結果	第11 西宮市シルバー人材センター	産業文化局
H24 外郭団体	58	結果	第12 西宮市社会福祉協議会	健康福祉局
H24 外郭団体	59	結果	第12 西宮市社会福祉協議会	健康福祉局
H24 外郭団体	62	意見	第13 西宮市社会福祉事業団	健康福祉局
H24 外郭団体	64	意見	第13 西宮市社会福祉事業団	健康福祉局
H25 使用料手数料	1	意見	第1 北口駐車場使用料	総務局
H25 使用料手数料	2	意見	第2 地区市民館使用料	市民局
H25 使用料手数料	5	意見	第2 地区市民館使用料	市民局
H25 使用料手数料	6	意見	第2 地区市民館使用料	市民局
H25 使用料手数料	7	意見	第4 市民交流センター使用料	市民局
H25 使用料手数料	11	意見	第8 貝類館使用料(観覧料)	産業文化局
H25 使用料手数料	12	意見	第9 大学交流センター使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	17	意見	第11 市民ホール使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	18	意見	第11 市民ホール使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	25	意見	第14 勤労会館使用料・勤労青少年ホーム使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	26	意見	第16 卸売市場使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	28	意見	第17 食肉センター使用料等	産業文化局
H25 使用料手数料	29	意見	第18 総合福祉センター使用料	健康福祉局
H25 使用料手数料	30	意見	第18 総合福祉センター使用料	健康福祉局
H25 使用料手数料	32	意見	第20 営業許可等手数料(食品衛生課)	健康福祉局
H25 使用料手数料	33	意見	第20 営業許可等手数料(食品衛生課)	健康福祉局
H25 使用料手数料	35	意見	第23 診療所開設許可等手数料	健康福祉局
H25 使用料手数料	36	意見	第24 と畜検査等手数料	健康福祉局
H25 使用料手数料	41	意見	第28 狂犬病予防手数料	健康福祉局
H25 使用料手数料	42	意見	第29 動物取扱業登録手数料	健康福祉局
H25 使用料手数料	46	意見	第32 環境学習施設使用料	環境局
H25 使用料手数料	47	意見	第32 環境学習施設使用料	環境局
H25 使用料手数料	50	意見	第37 公園使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	51	意見	第37 公園使用料	産業文化局
H25 使用料手数料	59	意見	第46 教育会館使用料	教育委員会
H25 使用料手数料	61	意見	第47 公民館使用料	教育委員会
H25 使用料手数料	68	意見	第50 社会体育施設使用料	産業文化局

監査テーマ	措置番号	指摘種別	項目	ヒアリング等実施した 部局
H26 公有財産	2	結果	2. 公共施設等総合管理計画の市の取組みの状況について	政策局
H26 公有財産	3	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	4	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	6	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	政策局
H26 公有財産	7	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	8	結果	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	10	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	政策局
H26 公有財産				総務局
H26 公有財産	15	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	16	結果	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	17	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	政策局
H26 公有財産	19	結果	3. 公有財産の取得に関する事務手続	こども支援局
H26 公有財産	20	結果	3. 公有財産の取得に関する事務手続	こども支援局
H26 公有財産	21	結果	3. 公有財産の取得に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	22	意見	3. 公有財産の取得に関する事務手続	こども支援局
H26 公有財産	24	意見	5. 公有財産の所管換に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	36	結果	6. 公有財産の修繕に関する事務手続	土木局
H26 公有財産	37	意見	6. 公有財産の修繕に関する事務手続	土木局
H26 公有財産	39	意見	6. 公有財産の修繕に関する事務手続	都市局
H26 公有財産	40	意見	7. 公有財産の保全に関する事務手続	土木局
H26 公有財産				総務局
H26 公有財産	43	意見	8. 借受財産の設定に関する事務手続	教育委員会
H26 公有財産	44	結果	9. 公有財産の台帳管理に関する事務手続	総務局
H26 公有財産	45	意見	10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続	政策局
H26 公有財産	46	意見	10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続	政策局
H26 公有財産	47	意見	10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続	政策局
H26 公有財産	48	意見	10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続	政策局
H26 公有財産	49	意見	I. 公民館、市民館、共同利用施設	市民局
H26 公有財産				市民局
H26 公有財産	51	意見	I. 公民館、市民館、共同利用施設	市民局
H26 公有財産	53	意見	II. ホール・会館	産業文化局
H26 公有財産	56	意見	II. ホール・会館	産業文化局
H26 公有財産	58	意見	III. 市営住宅	都市局
H26 公有財産	62	意見	IV. 図書館	教育委員会
H26 公有財産	65	意見	V. 体育館	産業文化局
H26 公有財産	70	結果	VII. 未利用地 1)青木町土地-1	都市局
H26 公有財産	98	意見	VII. 未利用地 32) 山口町下山口5丁目土地	都市局